

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
<p>第1章 総則 (標準的な接続箇所) 第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。</p>		<p>第1章 総則 (標準的な接続箇所) 第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。</p>	
標準的な接続箇所	内 容	標準的な接続箇所	内 容
(1) (略)	(略)	(1) (略)	(略)
(1)-2 <u>MDF又は当社の局内スプリッタ</u>	他事業者が設置する局内スプリッタ若しくはDSL装置と端末回線(アナログ信号用の電話回線と同等なものに限ります。以下この欄において同じとします。)との間に設置されるMDF(端末回線を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。)の他事業者側端子又は他事業者のDSL装置と当社の局内スプリッタの間の当社配分架の他事業者側コネクタ	(1)-2 MDF	他事業者が設置する局内スプリッタ若しくはDSL装置と端末回線(アナログ信号用の電話回線と同等なものに限ります。以下この欄において同じとします。)との間に設置されるMDF(端末回線を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。)の他事業者側端子

第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き
(相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3
1～5 (略)

6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第9号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スペースにあっては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。)、MDF端子にあっては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答をすることによって、空き場所の量が管理基準量を下回るとき(以下、当該相互接続点の調査の申込みを「配分管理開始申込み」といいます。)を含みます。)は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スペースにあっては2架(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスペースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限ります。以下同じとします。)、MDF端子にあっては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては8kVAとします。以下同じとします。)の範囲(配分管理開始申込みがあった場合には、当該申込みがあったときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの(ただし、配分管理開始申込みの量が、管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。)とします。)で、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を行うものとします。この場合において、当社は、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えるを得ないとき等の特別の事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超え

第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き
(相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3
1～5 (略)

6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第9号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スペースにあっては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。)、MDF端子にあっては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答をすることによって、空き場所の量が管理基準量を下回るとき(以下、当該相互接続点の調査の申込みを「配分管理開始申込み」といいます。)を含みます。)は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スペースにあっては空き場所の量が6基準架以上18基準架未満のときは3架(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスペースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限ります。以下同じとします。))、空き場所の量が6基準架未満のときは2架、MDF端子にあっては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては8kVAとします。以下同じとします。)の範囲(配分管理開始申込みがあった場合には、当該申込みがあったときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの(ただし、配分管理開始申込みの量が、管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。)とします。)で、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を行うものとします。この場合において、当社は、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超え

て、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

- (1) 当該通信用建物内において接続申込者が保留している空き場所の量が、配分上限量を上回っているとき
- (2) 当該通信用建物内における接続申込者のMDF端子利用率（接続申込者が提供するDSLサービスに関して、接続申込者が利用しているMDF端子数を接続申込者が利用しているMDF端子数と保留しているMDF端子数の合計で除した数値をいいます。）が0.5に満たないとき

7～8（略）

（相互接続点の設置）

第10条の4 接続申込者は、前条第5項又は第6項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月（以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。）以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）に接続に必要な装置等の設置の工事（第95条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第1項第1号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。）に着手することを要します。

ざるを得ないとき等の特別の事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

- (1) 当該通信用建物内において接続申込者が保留している空き場所の量が、配分上限量を上回っているとき
- (2) 当該通信用建物内における接続申込者のMDF端子利用率（接続申込者が提供するDSLサービスに関して、接続申込者が利用しているMDF端子数を接続申込者が利用しているMDF端子数と保留しているMDF端子数の合計で除した数値をいいます。）が0.5に満たないとき

7～8（略）

9 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって通信用建物内に相互接続点を設置しようとするときは、第1項に規定する相互接続点の調査及びその設置の申込みと併せて、通信用建物に当社が現に設置しているラック（以下、「当社ラック」といいます。）における接続に必要な装置等の設置の可否についての調査の申込み及びその設置の申込みを行うことができます。

10 当社は、前項に規定する当社ラックに接続に必要な装置等の調査の申込みがあったときは、当社ラックにおいて接続に必要な装置等の設置の可否を検討します。この場合において、接続申込者は、設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを前項に規定する書面に添付することを要すものとし、その通信用建物内に接続に必要な装置等を設置するために接続申込者が準備するラック（以下、他事業者ラックといいます。）現に設置している他事業者ラックがあるときは、その他事業者ラックに接続に必要な装置等を設置することができないと判断した理由を証する書面の提示等を要します。

11 当社は、前項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、その通信用建物内の当社ラックに接続に必要な装置等を設置できる旨の回答を行い、その回答をもって第9項に規定する当社ラックにおける接続に必要な装置等の設置の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従って、当社ラックにおいて接続に必要な装置等を設置するための空き場所（当社ラックにおけるスペース、受電電力容量及び発電電力容量に係るものとし、以下本項において同じとします。）を保留します。

ただし、当社ラックにおけるスペース、受電電力容量及び発電電力容量の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

- (1) 他事業者ラックが新たに設置できるとき
- (2) 他事業者ラックが現に設置されているときであって、その他事業者ラックに接続に必要な装置等を設置できるとき
- (3) 当社ラックにおいてその接続に必要な装置等を設置できるスペースが確保できないこと
- (4) 接続に必要な装置等をその当社ラックに設置することにより、当社ラックの強度不足若しくは損壊等、当社ラックの機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること又は当社ラックに設置するその他の装置の損壊等、その他の装置の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること
- (5) 第5項第3号から第9号に規定する条件のいずれかに該当すること

12 第4項及び第7項の規定は、第9項の場合に準用します。

（相互接続点の設置）

第10条の4 接続申込者は、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月（以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。）以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）に接続に必要な装置等の設置の工事（第95条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第1項第1号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。）に着手することを要します。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3（様式）様式第5-2の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間について、前条第5項又は第6項に規定する回答を当社が行った日から9ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。この場合において、当社は、前条第5項又は第6項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなします。

2 前項に規定する相互接続点設置工事着手期間（当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。）内にその工事に着手しないときは、当社が行った前条第5項又は第6項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。その接続に必要な装置等の設置の工事に着手した部分の空き場所の量が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを行った空き場所の量に満たない場合は、その満たない部分についても同様とします。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

3（略）

4 前項に規定する工事を完了することを要する期間（当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。）内にその工事が完了しないときは、当社が行った前条第5項又は第6項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

（接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り）

第10条の5 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項により相互接続点を設置可能と回答した当社の通信用建物内に相互接続点を設置するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、第10条の3第5項の回答の内容を確認するため、その回答に係る通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2～3（略）

4 前各項の規定は、当社が第10条の3第5項第1号に該当するものとして同条第7項の通知をした場合に準用します。

（準用）

第10条の8 第11条（事前調査の申込み）第4項の規定は、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第1項、同条第2項又は第10条の6（相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い）の場合に準用します。

第3章 協定の締結手続き等

第4節 接続申込み

（接続申込みの承諾）

第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3（様式）様式第13の書面により承諾します。

(1)～(4)（略）

ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3（様式）様式第5-2の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間について、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から9ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。この場合において、当社は、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなします。

2 前項に規定する相互接続点設置工事着手期間（当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。）内にその工事に着手しないときは、当社が行った前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。その接続に必要な装置等の設置の工事に着手した部分の空き場所の量が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを行った空き場所の量に満たない場合は、その満たない部分についても同様とします。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

3（略）

4 前項に規定する工事を完了することを要する期間（当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。）内にその工事が完了しないときは、当社が行った前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

（接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り）

第10条の5 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項により相互接続点を設置可能と回答した当社の通信用建物内に相互接続点を設置するとき又は同条第11項により当社ラックに接続に必要な装置等を設置可能と回答した当社ラックに接続に必要な設備を設置するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、第10条の3第5項又は第11項の回答の内容を確認するため、その回答に係る通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2～3（略）

4 前各項の規定は、当社が第10条の3第5項第1号に該当するものとして同条第7項の通知をした場合又は同条第12項により同条第7項の規定を準用し通知をした場合に準用します。

（準用）

第10条の8 第11条（事前調査の申込み）第4項の規定は、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第1項、同条第2項、同条第9項又は第10条の6（相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い）の場合に準用します。

第3章 協定の締結手続き等

第4節 接続申込み

（接続申込みの承諾）

第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3（様式）様式第13の書面により承諾します。

(1)～(4)（略）

2 前項の規定の承諾において、端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄の利用に係る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。

(1)～(3) (略)

(4) 主務官庁が監督する電気通信事業に係る公益法人（民法第34条の規定により設立された法人をいいます。）の確認を受けていること。

第3章の2 一括申込み

(一括申込み)

第37条の5 接続申込者は、当社に対し、次の各号の規定における複数の申込みについて、一体として利用するものとしての取扱いを求めること（以下「一括申込み」といいます。）ができます。この場合において、当社は、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項、第10条の13（電柱添架の申込み）第2項又は第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項の規定により、各申込みに対する提供の可否を判断するものとし、その複数の申込みの全てが提供可能であるときには各申込みに対するその旨の回答を、提供できないもの含まれるときには全てが提供できない旨の回答を、一括して行います。

(1) 第10条の3第1項

(2) 第10条の13第1項

(3) 第34条の2第1項

(4) 第10条の3第1項及び第34条の2第1項

第9章 接続等の一時中断、停止及び中止

(接続の中止)

第61条 1～2 (略)

3 当社は、協定事業者がDSL回線と接続する場合において、DSL回線を含む端末系伝送路設備（以下この条において「端末回線伝送路設備」といいます。）を撤去するときは、接続を中止します。この場合において、当社は、端末回線伝送路設備の撤去開始の原則4年前（期間の見直しが行われた場合には、この約款に見直し後の期間を規定します。）までに、その情報を協定事業者に提供するものとし、当社がDSL回線を撤去する際には、撤去前に利用しているDSLサービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線（光信号方式のものに限ります。）を使用した新たな代替サービス等（以下この条において「代替サービス」といいます。）を協定事業者が即座に提供することを可能とするものとします。ただし、次の各号の場合は、この限りではありません。

(1)～(2) (略)

(3) 第1号及び第2号に規定する以外の場合であって、当社が緊急に端末回線伝送路設備の撤去を行わなければならない場合であって、当社とその端末回線に接続する協定事業者間で端末回線伝送路設備の撤去についての協議が調った場合（協議が調わない場合であって、事業法第35条の規定に基づく総務大臣の裁定又は同法第155条の規定に基づく電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」といいます。）による仲裁判断がなされたときは、その裁定又は仲裁判断において当該伝送路設備の撤去が妥当とされた場合を含みます。）

2 前項の規定の承諾において、端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄の利用に係る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。

(1)～(3) (略)

(4) 一般社団法人テレコムサービス協会の確認を受けていること。

第3章の2 一括申込み

(一括申込み)

第37条の5 接続申込者は、当社に対し、次の各号の規定における複数の申込みについて、一体として利用するものとしての取扱いを求めること（以下「一括申込み」といいます。）ができます。この場合において、当社は、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項、第10条の13（電柱添架の申込み）第2項又は第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項の規定により、各申込みに対する提供の可否を判断するものとし、その複数の申込みの全てが提供可能であるときには各申込みに対するその旨の回答を、提供できないもの含まれるときには全てが提供できない旨の回答を、一括して行います。

(1) 第10条の3第1項

(2) 第10条の13第1項

(3) 第34条の2第1項

(4) 第10条の3第1項及び第34条の2第1項

(5) 第10条の3第9項

第9章 接続等の一時中断、停止及び中止

(接続の中止)

第61条 1～2 (略)

3 当社は、協定事業者が端末系伝送路設備（電気信号を伝送するものに限るものとし、DSL回線及び音声帯域回線を含むものとします。以下この条において「端末回線伝送路設備」といいます。）と接続する場合において、端末回線伝送路設備を撤去するときは、接続を中止します。この場合において、当社は、端末回線伝送路設備の撤去開始の原則4年前（期間の見直しが行われた場合には、この約款に見直し後の期間を規定します。）までに、その情報を協定事業者に提供するものとし、当社がDSL回線を撤去する際には、撤去前に利用しているDSLサービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線（光信号方式のものに限ります。）を使用した新たな代替サービス等（以下この条において「代替サービス」といいます。）を協定事業者が即座に提供することを可能とするものとします。ただし、次の各号の場合は、この限りではありません。

(1)～(2) (略)

(3) 第1号及び第2号に規定する以外の場合であって、当社が緊急に端末回線伝送路設備の撤去を行わなければならない場合であって、当社とその端末回線に接続する協定事業者間で端末回線伝送路設備の撤去についての協議が調った場合（協議が調わない場合であって、事業法第35条の規定に基づく総務大臣の裁定又は同法第155条の規定に基づく電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」といいます。）による仲裁判断がなされたときは、その裁定又は仲裁判断において当該伝送路設備の撤去が妥当とされた場合を含みます。）

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1(網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。

(1)～(2) (略)

(3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄欄若しくは第4欄若しくは第4-2欄若しくは第5欄若しくは第7欄、ISM折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、波長多重機能又はルーティング伝送機能第1欄から第4欄の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)

(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)

第78条の3 接続申込者が、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを書面により撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び第10条の4(相互接続点の設置)第2項若しくは第4項又は第95条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第4項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、次の各号に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

(1) 相互接続点の設置の申込み(接続に必要な装置等を設置するためのスペース又は受発電設備の使用に係るものとします。)を、第10条の3第5項又は第6項に規定する回答を当社が行った日から接続に必要な装置等の設置の工事が完了するまでの間に撤回したとき

別表4(違約金)第4(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)第1欄に規定する額に消費税相当額を加算した額

(2) (略)

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い

(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)

第95条 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項又は第6項の規定により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するとき(当該回答を当社が行った日から6ヶ月以内に接続に必要な装置等を設置又は撤去するための工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合(以下この条において「工事着手による利用開始」といいます。))及び第10条の4(相互接続点の設置)第1項の規定により利用を開始するものとみなす場合を含みます。以下、工事着手による利用開始の日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等の非現用期間」といい、第10条の4第1項の規定により利用を開始するものとみなす日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等のみなし非現用期間」といい、接続申込者が接続に必要な装置等を現用に供する日(第1号に規定する契約に基づき当社が工事を請け負う場合は、当社が接続申込者に通知した工事完了予定日又は当社の電力設備の準備が整う日のい

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1(網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。

(1)～(2) (略)

(3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄欄若しくは第4欄若しくは第4-2欄若しくは第5欄若しくは第7欄、ISM折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、波長多重機能、下部端末回線管理機能又はルーティング伝送機能第1欄から第4欄の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)

(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)

第78条の3 接続申込者が、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを書面により撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び第10条の4(相互接続点の設置)第2項若しくは第4項又は第95条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第4項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、次の各号に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

(1) 相互接続点の設置の申込み(接続に必要な装置等を設置するためのスペース又は受発電設備の使用に係るものとします。)を、第10条の3第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から接続に必要な装置等の設置の工事が完了するまでの間に撤回したとき

別表4(違約金)第4(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)第1欄に規定する額に消費税相当額を加算した額

(2) (略)

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い

(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)

第95条 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項、第6項又は第11項の規定により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するとき(当該回答を当社が行った日から6ヶ月以内に接続に必要な装置等を設置又は撤去するための工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合(以下この条において「工事着手による利用開始」といいます。))及び第10条の4(相互接続点の設置)第1項の規定により利用を開始するものとみなす場合を含みます。以下、工事着手による利用開始の日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等の非現用期間」といい、第10条の4第1項の規定により利用を開始するものとみなす日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等のみなし非現用期間」といい、接続申込者が接続に必要な装置等を現用に供する日(第1号に規定する契約に基づき当社が工事を請け負う場合は、当社が接続申込者に通知した工事完了予定日又は当社の電力設備の準備

ずれか遅い日をいい、接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を自ら設置するための工事（以下「自前工事」といいます。）の場合であって、接続申込者が新たな電力設備利用を開始しないときは、接続申込者が別表3（様式）様式第25の自前工事実施申込書に記載した工事完了予定日又は自前工事が完了する日のいずれか早い日、接続申込者が新たな電力設備利用を開始するときは、接続申込者が自前工事実施申込書に記載した電力設備利用開始希望日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日をいいます。）から、接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間を「接続に必要な装置等の現用期間」といいます。）は、当社は、次の各号に従ってその接続申込者と契約を締結します。ただし、第1号又は第2号の場合であって、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できないときその他特別な理由があるときは、この限りではありません。

(1)～(3) (略)

2～3 (略)

4 接続申込者が、第1項第1号に規定する契約に基づく工事の申込み又は前項に規定する自前工事の申込みを撤回したときは、当社が行った第10条の3第5項又は第6項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、それら工事の申込みを撤回した日をもって、接続申込者が第10条の3第1項に規定する相互接続点の設置の申込み（工事の申込みが撤回された部分に限ります。）を撤回したものとみなします。

第16章 雑則

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第99条 当社は、みなし契約事業者（音声利用IP通信網サービス契約約款第43条第1項及び特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款第49条第1項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。）から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報（電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報に限ります。以下この項及び次項において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。

(1) (略)

(2) 磁気媒体により指定された他社サービス契約者の契約者回線番号等が、それにより指定された利用期間において、対象契約者の契約者回線番号等と一致すること。

(3)～(5) (略)

2 当社は、みなし契約事業者から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係る不締結契約者又は他社サービス利用休止契約者（他社サービス利用休止（みなし契約事業者の電気通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下この項において同じとします。）しているみなし契約者をいいます。）の異動事由（電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める電話加入権若しくは利用権の譲渡、契約者回線の利用の利用休止又は契約解除等をいいます。以下この条において同じとします。）の有無に関する情報（指定された年月日（その不締結契約者又はその他社サービス利用休止契約者からそのみなし契約事業者に対して契約を締結しない又は他社サービス利用休止する旨の意思表示があった日をいいます。以下この項において同じとします。）以降のものに限り

が整う日のいずれか遅い日をいい、接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を自ら設置するための工事（以下「自前工事」といいます。）の場合であって、接続申込者が新たな電力設備利用を開始しないときは、接続申込者が別表3（様式）様式第25の自前工事実施申込書に記載した工事完了予定日又は自前工事が完了する日のいずれか早い日、接続申込者が新たな電力設備利用を開始するときは、接続申込者が自前工事実施申込書に記載した電力設備利用開始希望日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日をいいます。）から、接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間を「接続に必要な装置等の現用期間」といいます。）は、当社は、次の各号に従ってその接続申込者と契約を締結します。また、同条第11項の規定により、当社ラックに接続に必要な装置等を設置できる旨回答した通信用建物内の当社ラックに接続に必要な装置等を設置するときは、第1号及び第2号に規定する契約を締結することを要します。ただし、第1号又は第2号の場合であって、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できないときその他特別な理由があるときは、この限りではありません。

(1)～(3) (略)

2～3 (略)

4 接続申込者が、第1項第1号に規定する契約に基づく工事の申込み又は前項に規定する自前工事の申込みを撤回したときは、当社が行った第10条の3第5項、第6項又は第11項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、それら工事の申込みを撤回した日をもって、接続申込者が第10条の3第1項に規定する相互接続点の設置の申込み（工事の申込みが撤回された部分に限ります。）を撤回したものとみなします。

第16章 雑則

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第99条 当社は、みなし契約事業者（音声利用IP通信網サービス契約約款第43条第1項及び特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款第49条第1項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。）から、みなし契約事業者が当社が別に定める方式（当社は、情報の授受に用いる媒体等の方式について、みなし契約事業者とあらかじめ協議して決定するものとします。以下この項及び次項において同じとします。）により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報（電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報に限ります。以下この項及び次項において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を当社が別に定める方式により回答します。

(1) (略)

(2) 当社が別に定める方式により指定された他社サービス契約者の契約者回線番号等が、それにより指定された利用期間において、対象契約者の契約者回線番号等と一致すること。

(3)～(5) (略)

2 当社は、みなし契約事業者から、みなし契約事業者が当社が別に定める方式により指定した契約者回線番号等に係る不締結契約者又は他社サービス利用休止契約者（他社サービス利用休止（みなし契約事業者の電気通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下この項において同じとします。）しているみなし契約者をいいます。）の異動事由（電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める電話加入権若しくは利用権の譲渡、契約者回線の利用の利用休止又は契約解除等をいいます。以下この条において同じとします。）の有無に関する情報（指定された年月日（その不締結契約者又はその他社サービス利用休止契約者からそのみなし契約事業者に対して契約を締結しない又は他社サービス利用休止する旨の意思表示があった日をいいます。以下この項において同じとします。）以

ます。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その契約者回線番号等に係る異動事由の有無に関する情報(この条、第68条(手續費の支払義務)第1項第9号及び料金表第2表(工事費及び手續費)第2(手續費)2(手續費の額)2-1(手續費)の表中第8欄において「契約者情報」に含みます。)を磁気媒体により回答します。

- (1) 磁気媒体により指定された契約者回線番号等が、指定された年月日において、対象契約者の契約者回線番号等と一致すること。
- (2) (略)
- (3) 磁気媒体により指定された契約者回線番号等を不締結契約者又は他社サービス利用休止契約者の契約者回線番号等として継続的に取扱うか否かを確認する目的のためだけに、提供された異動事由の有無に関する情報を利用することとし、営業活動等に利用しないこと。

降のものに限ります。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その契約者回線番号等に係る異動事由の有無に関する情報(この条、第68条(手續費の支払義務)第1項第9号及び料金表第2表(工事費及び手續費)第2(手續費)2(手續費の額)2-1(手續費)の表中第8欄において「契約者情報」に含みます。)を当社が別に定める方式により回答します。

- (1) 当社が別に定める方式により指定された契約者回線番号等が、指定された年月日において、対象契約者の契約者回線番号等と一致すること。
- (2) (略)
- (3) 当社が別に定める方式により指定された契約者回線番号等を不締結契約者又は他社サービス利用休止契約者の契約者回線番号等として継続的に取扱うか否かを確認する目的のためだけに、提供された異動事由の有無に関する情報を利用することとし、営業活動等に利用しないこと。

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～タ (略) チ 2-1-1-1 第4欄(7)欄及び(イ)②欄に規定する機能に係る保守の区別については、その電話重畳する当社の電話サービスの契約者回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 ツ～ネ (略)
(8)-2～(23) (略)	(略)
(24) DSL回線故障対応機能に係る料金の適用	DSL回線故障対応機能に係る料金については、協定事業者が、2 (料金額) 2-1-1-1 第4欄ア(7)欄若しくは(イ)②欄又はイ(7)欄若しくは(イ)②欄に規定する機能を利用する場合であって、当社の電話サービスに故障がないときにおいても協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するための対応を当社に申込む場合に限り適用します。
(25)～(31) (略)	(略)

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～タ (略) チ 2-1-1-1 第4欄ア(イ)欄及びイ(イ)欄に規定する機能に係る保守の区別については、その電話重畳する当社の電話サービスの契約者回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 ツ～ネ (略)
(8)-2～(23) (略)	(略)
(24) DSL回線故障対応機能に係る料金の適用	DSL回線故障対応機能に係る料金については、協定事業者が、2 (料金額) 2-1-1-1 第4欄ア(イ)欄又はイ(イ)欄に規定する機能を利用する場合であって、当社の電話サービスに故障がないときにおいても協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するための対応を当社に申込む場合に限り適用します。
(25)～(31) (略)	(略)

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分				単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	(略)	(略)	
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの(以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,402円	2-1の4に係る料金は含みません。	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,402円		
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,444円		
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの		(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに		1,529円
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,529円	
				(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 回線ごとに	1,575円	
		イ 4線式のもの			1 回線ごとに	3,150円	
		ウ～エ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分				単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	(略)	(略)	
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの(以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,710円	2-1の4に係る料金は含みません。	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,710円		
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,761円		
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの		(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに		1,500円
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,500円	
				(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 回線ごとに	1,545円	
		イ 4線式のもの			1 回線ごとに	3,090円	
		ウ～エ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	345円		
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	345円		
			(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ②以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,575円	
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,575円	
					C AB以外のもの	1回線ごとに	1,622円	
			② 電話重畳する場合		A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	54円	
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの			1回線ごとに	54円		
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。)		(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	652円	
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	652円	
				(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ②以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,882円
						B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,882円
C AB以外のもの	1回線ごとに					1,929円		
② 電話重畳する場合				A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	361円		
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	361円				

(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) (イ)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,542円		
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,542円		
				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,588円		
			(イ) 電話重畳する場合		① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	75円	
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	75円	
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。)		(7) (イ)以外の場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,830円	
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,830円	
				(イ) 電話重畳する場合		③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,876円
						① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	363円
						② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	363円

(4)-2 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-4欄で接続する場合）	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	856円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	856円	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	882円	
(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能（128kbit/sの符号伝送が可能なものに限り。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	262円	—
		(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	262円	
		イ (略)	(略)	(略)	

2-1-1-1の2 (略)

(4)-2 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-4欄で接続する場合）	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	782円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	782円	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	805円	
(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能（128kbit/sの符号伝送が可能なものに限り。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	272円	—
		(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	272円	
		イ (略)	(略)	(略)	

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

			月額	
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	204 円	—
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	468 円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1,060 円	

2-1-1-2の2 (略)

2-1-2 加算額

			1回線ごとに月額	
区分	単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用する場合	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	(略)	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	(略)	
(ウ) (ア)(イ)以外のもの	192 円			

2-1-1-2 加算料

			月額	
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	188 円	—
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	428 円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1,250 円	

2-1-1-2の2 (略)

2-1-2 加算額

			1回線ごとに月額	
区分	単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用する場合	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	(略)	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	(略)	
(ウ) (ア)(イ)以外のもの	193 円			

2-1の2 ISM折返し機能

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限ります。)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに <u>1,294 円</u>	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャンネルごとに <u>85,565 円</u>	

2-1の2 ISM折返し機能

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限ります。)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに <u>1,443 円</u>	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャンネルごとに <u>95,354 円</u>	

2-1の3 光信号電気信号変換機能

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/s タイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	<u>410 円</u>
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>410 円</u>
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	<u>422 円</u>
	(2) 1Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	<u>862 円</u>
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>862 円</u>
		ウ アイ以外のもの	<u>888 円</u>

2-1の3 光信号電気信号変換機能

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/s タイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	<u>601 円</u>
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>601 円</u>
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	<u>619 円</u>
	(2) 1Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	<u>1,393 円</u>
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>1,393 円</u>
		ウ アイ以外のもの	<u>1,435 円</u>

2-1の4 光信号多重分離機能

			月額		
区 分		料金額	備 考		
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	261円	_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	261円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	269円	
	イ 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	256円	_____	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	256円		
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	264円		

2-1の4 光信号多重分離機能

			月額		
区 分		料金額	備 考		
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	303円	_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	303円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	312円	
	イ 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	368円	_____	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	368円		
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	379円		

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機機能メニュー利用ごとに	0.0896円	_____
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1通信ごとに	0.0637円	_____
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	10,083,333円	_____
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00002839円

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機機能メニュー利用ごとに	0.1064円	_____
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1通信ごとに	0.0813円	_____
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	11,583,333円	_____
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00003508円

算機能	当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	イ 番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）を利用する場合	1 案内ごとに	<u>0.00003292 円</u>	—
		ウ (略)	(略)	(略)	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	<u>0.00003634 円</u>	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	<u>0.00004259 円</u>	

算機能	当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	イ 番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）を利用する場合	1 案内ごとに	<u>0.00004011 円</u>	—
		ウ (略)	(略)	(略)	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	<u>0.00004490 円</u>	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	<u>0.00005227 円</u>	

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	<u>1.060 円</u>	—
	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	<u>1.060 円</u>	
	イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	<u>1.060 円</u>	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分	単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	<u>468 円</u>	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	<u>1.060 円</u>	

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	<u>1.250 円</u>	—
	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	<u>1.250 円</u>	
	イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	<u>1.250 円</u>	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分	単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	<u>428 円</u>	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	<u>1.250 円</u>	

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区分	1回線ごとに月額		備考
	料金額	右欄以外の場合	
専用回線に係るも	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	12,521円	11,482円
	専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	8,572円	8,127円
専用回線に係るも	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	118,372円	117,333円
	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	11,838円	10,857円
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	12,067円	11,065円
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	12,521円	11,482円
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	132,987円	130,909円
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	17,432円	15,470円
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	17,770円	15,771円
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	18,448円	16,370円
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	147,463円	144,346円
	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	162,036円	157,875円
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	191,174円	184,935円
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	220,312円	211,995円
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	278,593円	266,114円
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	366,011円	347,293円
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	453,429円	428,472円
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	134,812円	111,268円
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	137,498円	113,485円
1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	142,873円	117,916円	
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	730,254円	685,539円	
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,021,647円	956,136円	
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,298,471円	1,213,203円	
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	607,282円	527,742円	
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	619,420円	538,288円	
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	643,690円	559,378円	

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区分	1回線ごとに月額		備考
	料金額	右欄以外の場合	
専用回線に係るも	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	10,806円	10,391円
	専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	8,907円	7,721円
専用回線に係るも	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	92,554円	92,139円
	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	10,216円	9,822円
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	10,414円	10,011円
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	10,806円	10,391円
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	105,163円	104,327円
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	14,610円	13,822円
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	14,897円	14,091円
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	15,466円	14,630円
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	117,611円	116,360円
	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	130,168円	128,497円
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	155,278円	152,771円
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	180,387円	177,044円
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	230,607円	225,593円
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	305,931円	298,415円
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	381,260円	371,237円
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	110,726円	101,270円
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	112,935円	103,288円
1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	117,348円	107,325円	
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	619,800円	601,840円	
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	870,891円	844,580円	
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,109,431円	1,075,183円	
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	853,095円	795,203円	
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	870,151円	811,100円	
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	904,258円	842,894円	

2-6-1-2 加算料

		1 回線ごとに月額								
区分		料金額		備考						
		通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料							
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	A 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	380円	2,612円	-				
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	410円	1,824円					
			I 高速デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		360円	2,612円	-	
					エコノミークラスのもの		380円	2,464円		
					保守の区別がタイプ1-1のもの		370円	2,513円		
					保守の区別がタイプ1-2のもの		380円	2,612円		
				128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		760円	5,224円		-
					エコノミークラスのもの		720円	4,928円		
					保守の区別がタイプ1-1のもの		730円	5,027円		
					保守の区別がタイプ1-2のもの		760円	5,224円		
				192kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		1,140円	7,836円		-
					エコノミークラスのもの		1,530円	10,447円		
					保守の区別がタイプ1-1のもの		2,290円	15,671円		
					保守の区別がタイプ1-2のもの		3,050円	20,895円		
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	4,580円		31,342円	-		
				エコノミークラスのもの	6,870円		47,013円			
				保守の区別がタイプ1-1のもの	9,160円		62,684円			
				保守の区別がタイプ1-2のもの	8,640円		59,136円			
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	8,810円		60,319円	-		
				エコノミークラスのもの	9,160円		62,684円			
保守の区別がタイプ1-1のもの	16,410円	112,309円								
保守の区別がタイプ1-2のもの	24,040円	164,546円								
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	31,290円	214,171円	-						
	エコノミークラスのもの	9,840円	351,288円							
	保守の区別がタイプ1-1のもの	10,040円	358,314円							
	保守の区別がタイプ1-2のもの	10,430円	372,365円							

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

		1 回線ごとに月額				
区分		料金額		備考		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	A 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	10,798円	-	
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	7,443円	-	
			I 高速デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	116,649円	-
				128kbit/sの符号伝送が可能なもの	129,542円	-
				192kbit/sの符号伝送が可能なもの	142,295円	-
				256kbit/sの符号伝送が可能なもの	155,140円	-
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	180,833円	-	
				512kbit/sの符号伝送が可能なもの	206,525円	-
				768kbit/sの符号伝送が可能なもの	257,910円	-
				1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	334,986円	-
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	412,063円	-	
				3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	656,140円	-
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	913,063円	-				
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,157,140円	-				

2-6-1-2 加算料

		1 回線ごとに月額								
区分		料金額		備考						
		通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料							
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	A 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	960円	2,876円	-				
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	1,310円	1,940円					
			I 高速デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		960円	2,876円	-	
					エコノミークラスのもの		910円	2,713円		
					保守の区別がタイプ1-1のもの		930円	2,767円		
					保守の区別がタイプ1-2のもの		960円	2,876円		
				128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		1,930円	5,752円		-
					エコノミークラスのもの		1,820円	5,426円		
					保守の区別がタイプ1-1のもの		1,860円	5,535円		
					保守の区別がタイプ1-2のもの		1,930円	5,752円		
				192kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		2,890円	8,627円		-
					エコノミークラスのもの		3,860円	11,503円		
					保守の区別がタイプ1-1のもの		5,790円	17,255円		
					保守の区別がタイプ1-2のもの		7,720円	23,006円		
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	11,580円		34,509円	-		
				エコノミークラスのもの	17,360円		51,764円			
				保守の区別がタイプ1-1のもの	23,150円		69,019円			
				保守の区別がタイプ1-2のもの	21,840円		65,112円			
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	22,280円		66,414円	-		
				エコノミークラスのもの	23,150円		69,019円			
保守の区別がタイプ1-1のもの	41,480円	123,659円								
保守の区別がタイプ1-2のもの	60,770円	181,174円								
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	79,100円	235,814円	-						
	エコノミークラスのもの	27,880円	451,738円							
	保守の区別がタイプ1-1のもの	28,440円	460,773円							
	保守の区別がタイプ1-2のもの	29,550円	478,842円							

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

		1 回線ごとに月額				
区分		料金額		備考		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	A 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	10,098円	-	
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	7,428円	-	
			I 高速デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	91,846円	-
				128kbit/sの符号伝送が可能なもの	103,742円	-
				192kbit/sの符号伝送が可能なもの	115,482円	-
				256kbit/sの符号伝送が可能なもの	127,327円	-
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	151,016円	-	
				512kbit/sの符号伝送が可能なもの	174,704円	-
				768kbit/sの符号伝送が可能なもの	222,082円	-
				1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	293,149円	-
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	364,216円	-	
				3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	589,260円	-
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	826,149円	-				
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,051,193円	-				

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	258円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	アイ以外の場合	264円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
	イ 音声利用IP通信網サービスの契約者と同一の接続形態により接続する場合	1案内ごとに	259円	
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	74円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア (略)	(略)	(略)	(略)

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	190円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	アイ以外の場合	194円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
		イ 音声利用IP通信網サービスの契約者と同一の接続形態により接続する場合	1案内ごとに	
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	42円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア (略)	(略)	(略)	(略)

	イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	38.21円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ（略）	(略)	(略)	(略)

2-9（略）

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2.4691円	_____
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1.7461円	_____

2-10-2（略）

	イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	46.49円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ（略）	(略)	(略)	(略)

2-9（略）

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	3.3788円	_____
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1.9929円	_____

2-10-2（略）

2-1-1 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(11) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(12) DSL 回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの	1回線ごとに月額	44円	
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの	1回線ごとに月額	54円	
(13) DSL 回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能		1回線ごとに月額	46円	
(14) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(15) 光回線 設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線又は1波長ごとに月額	54円	
(16) IP通 信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	54円	
(17) 端末回 線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	54円	
(17)-2 下部 端末回線 管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	54円	
(18) 光信号 分岐端末 回線管理 機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1光信号分岐端末回線ごとに月額	54円	
(19) 光信号 局内伝送 機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	468円	

2-1-1 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(11) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(12) DSL 回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの	1回線ごとに月額	33円	
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額	44円	
(13) DSL 回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能		1回線ごとに月額	13円	
(14) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(15) 光回線 設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線又は1波長ごとに月額	44円	
(16) IP通 信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	44円	
(17) 端末回 線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	44円	
(17)-2 下部 端末回線 管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	44円	
(18) 光信号 分岐端末 回線管理 機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1光信号分岐端末回線ごとに月額	44円	
(19) 光信号 局内伝送 機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	428円	

		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	1,060円	
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	54円	

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア~ウ (略)	(略)	(略)
	エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	48,630円	
	オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	3,010円	

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	22,459円	

		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	1,250円	
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	44円	

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア~エ 削除		
		オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	3,330円

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	24,722円	

第2 網改造料

1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1)～(17) (略)	(略)	(略)
(18) <u>番号送出機能</u>	<u>当社の加入者交換機の事業者番号対応部及び伝送装置等を利用して、無線呼出し事業者に着信する通信を接続する機能</u>	<u>無線呼出し事業者に適用します。</u>
(19)～(53) (略)	(略)	(略)
(54) <u>通話モード別回線選択機能</u>	<u>中継交換機において、通話モード種別（音声又は64Kb/s 非制限デジタル通信をいいます。）を分離し、通話モード種別ごとの協定事業者の伝送路設備に接続する機能</u>	
(55)～(68) (略)	(略)	(略)

第2 網改造料

1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1)～(17) (略)	(略)	(略)
(18) <u>削除</u>		
(19)～(53) (略)	(略)	(略)
(54) <u>削除</u>		
(55)～(68) (略)	(略)	(略)

2 料金額

2-1 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.258
	電力設備	0.920
	伝送機械設備	0.158
	無線機械設備	0.625
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.082
	土地及び通信用建物以外	(略)
共通割掛費比率		0.103

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.033
		端末系交換機能	0.058
		中継系交換機能	0.069
		中継伝送機能	0.040
		通信料対応設備合計	0.055
		データ系設備合計	0.101
	(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	(略)
		端末系交換機能	0.052
		中継系交換機能	0.048
		中継伝送機能	0.033
		通信料対応設備合計	0.049
		データ系設備合計	(略)
		繰延資産比率	0.0096
		投資等比率	0.0011
貯蔵品比率	0.0083		
他人資本比率	0.221		
自己資本比率	0.779		
他人資本利子率	0.0097		
自己資本利益率	0.0050		
有利子負債以外の負債の比率	0.056		
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0068		
利益対応税率	0.4282		
貸倒率	(略)		

2 料金額

2-1 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.260
	電力設備	0.915
	伝送機械設備	0.162
	無線機械設備	0.348
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.091
	土地及び通信用建物以外	(略)
共通割掛費比率		0.098

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.034
		端末系交換機能	0.083
		中継系交換機能	0.081
		中継伝送機能	0.047
		通信料対応設備合計	0.078
		データ系設備合計	0.109
	(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	(略)
		端末系交換機能	0.055
		中継系交換機能	0.052
		中継伝送機能	0.032
		通信料対応設備合計	0.052
		データ系設備合計	(略)
		繰延資産比率	0.0082
		投資等比率	0.0010
貯蔵品比率	0.0072		
他人資本比率	0.233		
自己資本比率	0.767		
他人資本利子率	0.0090		
自己資本利益率	0.0027		
有利子負債以外の負債の比率	0.087		
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0046		
利益対応税率	0.4239		
貸倒率	(略)		

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考	
(1)～(9) (略)					
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,611円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。	
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,251円		
(11)～(14) (略)					
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,778円	特定中継事業者に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,176円	特定中継事業者に適用します。	
(17) (略)					
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合 1回線ごとに	平日昼間	4,277円	特定中継事業者に適用します。
			平日夜間	4,865円	
			平日深夜	5,594円	
			土日祝日 昼夜間	5,048円	
			土日祝日 日深夜	5,777円	
			土日祝日 日深夜	5,777円	
	廃止の場合 1回	平日昼間	3,338円		

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考	
(1)～(9) (略)					
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,622円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。	
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,266円		
(11)～(14) (略)					
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,786円	特定中継事業者に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,185円	特定中継事業者に適用します。	
(17) (略)					
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合 1回線ごとに	平日昼間	4,246円	特定中継事業者に適用します。
			平日夜間	4,899円	
			平日深夜	5,645円	
			土日祝日 昼夜間	5,086円	
			土日祝日 日深夜	5,832円	
			土日祝日 日深夜	5,832円	
	廃止の場合 1回	平日昼間	3,353円		

				線ごとに	平日夜間	3,842円		
					平日深夜	4,417円		
					土日祝日昼夜間	3,986円		
					土日祝日深夜	4,562円		
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用			1回線ごとに		765円	特定中継事業者に適用します。	
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用			1回線ごとに		180円	特定中継事業者に適用します。	
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用			1工事ごとに		6,993円	特定端末系事業者に適用します。	
(22)～(24) (略)	(略)			(略)		(略)	(略)	
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア基本額	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,138円	移転先事業者に適用します。	
					平日夜間	1,309円		
					平日深夜	1,505円		
					土日祝日昼夜間	1,358円		
					土日祝日深夜	1,555円		
					(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間
			平日夜間		816円			
平日深夜	938円							

				線ごとに	平日夜間	3,869円		
					平日深夜	4,458円		
					土日祝日昼夜間	4,016円		
					土日祝日深夜	4,605円		
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用			1回線ごとに		768円	特定中継事業者に適用します。	
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用			1回線ごとに		181円	特定中継事業者に適用します。	
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用			1工事ごとに		7,025円	特定端末系事業者に適用します。	
(22)～(24) (略)	(略)			(略)		(略)	(略)	
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア基本額	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,143円	移転先事業者に適用します。	
					平日夜間	1,319円		
					平日深夜	1,519円		
					土日祝日昼夜間	1,369円		
					土日祝日深夜	1,569円		
					(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間
			平日夜間		821円			
平日深夜	946円							

				土日祝 日昼夜 間	846 円				
				土日祝 日深夜	968 円				
	イ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(26) ルーティン グ番号等削除 工事費	加入者 交換機 に登録 された ルーティ ング番 号又は 契約者 回線番 号等を 削除す る工事 に要す る費用	ア	(7) (イ) 以 外の場合	1 ルー ティ ング番 号ごと に	平日昼 間	1,138 円			
					平日夜 間	1,309 円			
					平日深 夜	1,505 円			
					土日祝 日昼夜 間	1,358 円			
					土日祝 日深夜	1,555 円			
					(イ) 当社が 指定した 電気通 信回線 設備を 通じて 申込み を行う 場合	1 ルー ティ ング番 号ごと に		平日昼 間	622 円
					平日夜 間	716 円			
					平日深 夜	823 円			
	土日祝 日昼夜 間	742 円							
	土日祝 日深夜	850 円							
	イ	(7) (イ) 以 外の場合	1 ルー ティ ング番 号及び 契約者 回線番 号等 ごとに	平日昼 間	1,274 円	ルーティン グ番号を 指定した 協定事業 者に適用 します。			
				平日夜 間	1,467 円				
				平日深 夜	1,686 円				
				土日祝 日昼夜 間	1,522 円				
土日祝 日深夜				1,741 円					
(イ) 当社が 指定した				1 ルー ティ ング番 号	平日昼 間		622 円		

				土日祝 日昼夜 間	853 円				
				土日祝 日深夜	978 円				
	イ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(26) ルーティン グ番号等削除 工事費	加入者 交換機 に登録 された ルーティ ング番 号又は 契約者 回線番 号等を 削除す る工事 に要す る費用	ア	(7) (イ) 以 外の場合	1 ルー ティ ング番 号ごと に	平日昼 間	1,143 円			
					平日夜 間	1,319 円			
					平日深 夜	1,519 円			
					土日祝 日昼夜 間	1,369 円			
					土日祝 日深夜	1,569 円			
					(イ) 当社が 指定した 電気通 信回線 設備を 通じて 申込み を行う 場合	1 ルー ティ ング番 号ごと に		平日昼 間	624 円
					平日夜 間	721 円			
					平日深 夜	830 円			
	土日祝 日昼夜 間	748 円							
	土日祝 日深夜	858 円							
	イ	(7) (イ) 以 外の場合	1 ルー ティ ング番 号及び 契約者 回線番 号等 ごとに	平日昼 間	1,280 円	ルーティン グ番号を 指定した 協定事業 者に適用 します。			
				平日夜 間	1,477 円				
				平日深 夜	1,702 円				
				土日祝 日昼夜 間	1,533 円				
土日祝 日深夜				1,758 円					
(イ) 当社が 指定した				1 ルー ティ ング番 号	平日昼 間		624 円		

		者 回 線 番 号 等 を 削 除 す る 場 合	電 気 通 信 回 線 設 備 を 通 じ て 申 込 み を 行 う 場 合	イ ン グ 番 号 及 び 契 約 者 回 線 番 号 ご と に	平 日 夜 間 平 日 深 夜 土 日 祝 日 昼 夜 間 土 日 祝 日 深 夜	<u>716 円</u> <u>823 円</u> <u>742 円</u> <u>850 円</u>	
(26)-2 ルー テ ィ ン グ 番 号 変 更 工 事 費	加 入 者 交 換 機 に 登 録 さ れ た ル ー テ ィ ン グ 番 号 を 変 更 す る 工 事 に 要 す る 費 用	ア 基 本 額	(7) (イ) 以 外 の 場 合	1ル ー テ ィ ン グ 番 号 ご と に	平 日 昼 間 平 日 夜 間 平 日 深 夜 土 日 祝 日 昼 夜 間 土 日 祝 日 深 夜	<u>2,275 円</u> <u>2,619 円</u> <u>3,011 円</u> <u>2,717 円</u> <u>3,109 円</u>	ル ー テ ィ ン グ 番 号 を 指 定 し た 協 定 事 業 者 に 適 用 し ま す。
			(イ) 当 社 が 指 定 し た 電 気 通 信 回 線 設 備 を 通 じ て 申 込 み を 行 う 場 合	1ル ー テ ィ ン グ 番 号 ご と に	平 日 昼 間 平 日 夜 間 平 日 深 夜 土 日 祝 日 昼 夜 間 土 日 祝 日 深 夜	<u>1,162 円</u> <u>1,338 円</u> <u>1,538 円</u> <u>1,388 円</u> <u>1,589 円</u>	
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27)-2 光 屋 内 配 線 工 事 費	光 信 号 分 岐 端 末 回 線 と 一 体	ア 光 屋 内 配 線 を 新 た に 設 置 す る 場 合	1工 事 ご と に	平 日 昼 間 平 日 夜 間	<u>14,608 円</u> <u>16,439 円</u>	_____	_____

		者 回 線 番 号 等 を 削 除 す る 場 合	電 気 通 信 回 線 設 備 を 通 じ て 申 込 み を 行 う 場 合	イ ン グ 番 号 及 び 契 約 者 回 線 番 号 ご と に	平 日 夜 間 平 日 深 夜 土 日 祝 日 昼 夜 間 土 日 祝 日 深 夜	<u>721 円</u> <u>830 円</u> <u>748 円</u> <u>858 円</u>	
(26)-2 ルー テ ィ ン グ 番 号 変 更 工 事 費	加 入 者 交 換 機 に 登 録 さ れ た ル ー テ ィ ン グ 番 号 を 変 更 す る 工 事 に 要 す る 費 用	ア 基 本 額	(7) (イ) 以 外 の 場 合	1ル ー テ ィ ン グ 番 号 ご と に	平 日 昼 間 平 日 夜 間 平 日 深 夜 土 日 祝 日 昼 夜 間 土 日 祝 日 深 夜	<u>2,285 円</u> <u>2,637 円</u> <u>3,039 円</u> <u>2,737 円</u> <u>3,139 円</u>	ル ー テ ィ ン グ 番 号 を 指 定 し た 協 定 事 業 者 に 適 用 し ま す。
			(イ) 当 社 が 指 定 し た 電 気 通 信 回 線 設 備 を 通 じ て 申 込 み を 行 う 場 合	1ル ー テ ィ ン グ 番 号 ご と に	平 日 昼 間 平 日 夜 間 平 日 深 夜 土 日 祝 日 昼 夜 間 土 日 祝 日 深 夜	<u>1,168 円</u> <u>1,347 円</u> <u>1,552 円</u> <u>1,399 円</u> <u>1,604 円</u>	
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27)-2 光 屋 内 配 線 工 事 費	光 信 号 分 岐 端 末 回 線 と 一 体	ア 光 屋 内 配 線 を 新 た に 設 置 す る 場 合	1工 事 ご と に	平 日 昼 間 平 日 夜 間	<u>14,611 円</u> <u>16,485 円</u>	_____	_____

としのて 当社の内 光屋配線 （主として 戸建て建 物の建設 にされる 形態によ り設置す るに限り ます。係 るに工事 に必要す る費用	イ 協定事業者が現 に利用している光屋 内配線を加工する場 合	1 工事 ごとに	平日 深夜	<u>18,528 円</u>	_____
			土日 祝日 昼間	<u>16,962 円</u>	_____
			土日 祝日 夜間	<u>16,962 円</u>	_____
			土日 祝日 深夜	<u>19,052 円</u>	_____
			平日 昼間	<u>10,984 円</u>	_____
			平日 夜間	<u>12,643 円</u>	_____
			平日 深夜	<u>14,535 円</u>	_____
			土日 祝日 昼間	<u>13,116 円</u>	_____
			土日 祝日 夜間	<u>13,116 円</u>	_____
			土日 祝日 深夜	<u>15,011 円</u>	_____

としのて 当社の内 光屋配線 （主として 戸建て建 物の建設 にされる 形態によ り設置す るに限り ます。係 るに工事 に必要す る費用	イ 協定事業者が現 に利用している光屋 内配線を加工する場 合	1 工事 ごとに	平日 深夜	<u>18,624 円</u>	_____
			土日 祝日 昼間	<u>17,019 円</u>	_____
			土日 祝日 夜間	<u>17,019 円</u>	_____
			土日 祝日 深夜	<u>19,158 円</u>	_____
			平日 昼間	<u>11,033 円</u>	_____
			平日 夜間	<u>12,731 円</u>	_____
			平日 深夜	<u>14,670 円</u>	_____
			土日 祝日 昼間	<u>13,215 円</u>	_____
			土日 祝日 夜間	<u>13,215 円</u>	_____
			土日 祝日 深夜	<u>15,154 円</u>	_____

ウ既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者の宅内の壁面に設置された光成端盤(光屋内配線を終端しているものに限ります。以下(1)欄において同じとします。)を利用する場合	①当社が利用者宅内で開通試験を実施しない場合	1 工事ごとに		<u>2,238 円</u>	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者を実施していただきます。
		②当社が利用者宅内で開通	1 工事ごとに	平日 昼間	<u>7,006 円</u>	_____
				平日 夜間	<u>7,726 円</u>	_____
				平日 深夜	<u>8,547 円</u>	_____
				土日 祝日 昼間	<u>7,931 円</u>	_____
				土日 祝日 夜間	<u>7,931 円</u>	_____

ウ既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者の宅内の壁面に設置された光成端盤(光屋内配線を終端しているものに限ります。以下(1)欄において同じとします。)を利用する場合	①当社が利用者宅内で開通試験を実施しない場合	1 工事ごとに		<u>1,917 円</u>	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者を実施していただきます。
		②当社が利用者宅内で開通	1 工事ごとに	平日 昼間	<u>6,706 円</u>	_____
				平日 夜間	<u>7,443 円</u>	_____
				平日 深夜	<u>8,285 円</u>	_____
				土日 祝日 昼間	<u>7,653 円</u>	_____
				土日 祝日 夜間	<u>7,653 円</u>	_____

				試験のみを実施する場合	土日祝日深夜	8,754円	_____
			(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工事ごとに	平日 昼間	5,885円	_____
					平日 夜間	6,448円	_____
					平日 深夜	7,091円	_____
					土日祝日 昼間	6,609円	_____
					土日祝日 夜間	6,609円	_____
					土日祝日 深夜	7,252円	_____
(28) (略)	(略)					(略)	(略)
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限りませす。）の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに		7,043円	_____
			(イ) 加算額	1 工事ごとに		8,286円	_____
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに		1,448円	_____

				試験のみを実施する場合	土日祝日深夜	8,495円	_____
			(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工事ごとに	平日 昼間	5,631円	_____
					平日 夜間	6,208円	_____
					平日 深夜	6,866円	_____
					土日祝日 昼間	6,372円	_____
					土日祝日 夜間	6,372円	_____
					土日祝日 深夜	7,031円	_____
(28) (略)	(略)					(略)	(略)
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限りませす。）の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに		7,074円	_____
			(イ) 加算額	1 工事ごとに		8,323円	_____
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに		1,455円	_____

			(イ) 加算額	1 工事ごとに	7,975 円	_____
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	7,043 円	_____
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	12,426 円	_____
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	1,448 円	_____
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	10,567 円	_____
(31) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,914 円	_____
(33) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間		4,034 円	_____
			平日 夜間		4,616 円	
			平日 深夜		5,281 円	
			土日 祝日 昼間		4,851 円	
			土日 祝日 夜間		4,851 円	
			土日 祝日 深夜		5,448 円	

			(イ) 加算額	1 工事ごとに	8,011 円	_____
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	7,074 円	_____
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	12,482 円	_____
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	1,455 円	_____
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	10,615 円	_____
(31) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,954 円	_____
(33) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間		4,492 円	_____
			平日 夜間		5,156 円	
			平日 深夜		5,915 円	
			土日 祝日 昼間		5,346 円	
			土日 祝日 夜間		5,346 円	
			土日 祝日 深夜		6,104 円	

(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合があります。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	<u>1,462円</u>	_____
			平日 夜間	<u>1,571円</u>	
			平日 深夜	<u>1,696円</u>	
			土日 祝日 昼間	<u>1,624円</u>	
			土日 祝日 夜間	<u>1,624円</u>	
			土日 祝日 深夜	<u>1,727円</u>	
			_____	_____	
(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 夜間	<u>1,108円</u>	_____
			平日 深夜	<u>2,371円</u>	
			土日 祝日 昼間	<u>1,424円</u>	
			土日 祝日 夜間	<u>1,424円</u>	
			_____	_____	
			_____	_____	
			_____	_____	
(37) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限り、)との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限り、)により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日 昼間	<u>3,388円</u>	_____
			_____	_____	
			_____	_____	

(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合があります。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	<u>1,479円</u>	_____
			平日 夜間	<u>1,595円</u>	
			平日 深夜	<u>1,727円</u>	
			_____	_____	
			_____	_____	
			_____	_____	
			_____	_____	
			_____	_____	
			_____	_____	
			_____	_____	
			_____	_____	
(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 夜間	<u>1,455円</u>	_____
			平日 深夜	<u>3,117円</u>	
			_____	_____	
			_____	_____	
			_____	_____	
			_____	_____	
			_____	_____	
(37) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限り、)との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限り、)により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日 昼間	<u>3,403円</u>	_____
			_____	_____	
			_____	_____	

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,216円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,155円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,226円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,423円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,495円

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,244円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,205円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,302円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,479円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,576円

第2 手続費

1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 相互接続点に係る情報調査費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第 21 欄ア欄に掲げる手続費については、相互接続点の調査の検討対象が当社の通信用建物内に終始しない場合又は装置の保護ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第 1 欄に掲げる手続費を適用します。
(8) (略)	(略)
(9) 手続費の適用時間帯	ア (略) イ 2 (手続費の額) 2-1 第 5 欄、第 10 欄 (エ欄に係るものに限ります。)、第 11 欄及び第 12 欄、第 13-2 欄及び第 13-3 欄、第 15 欄 (ウ欄に係るものを除きます。)、第 21 欄から第 24 欄並びに第 31 欄 (第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) 2-1-1-1 第 4 欄(イ)①欄を提供する回線の接続に係る工事を行う場合に限り。)) に掲げる手続費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50 音別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに1掲載あたり	(略)
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに1掲載あたり	226 円
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条 (個別契約事業者に対する契約者情報の提供) 又は第99条 (みなし契約事業者に対する契約者情報の提供) 第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用	1 件ごとに	230 円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。

第2 手続費

1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 相互接続点に係る情報調査費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第 21 欄ア欄に掲げる手続費については、相互接続点の調査の検討対象が当社の通信用建物内に終始しない場合、第 10 条の 3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 第 9 項に規定する当社ラックに接続に必要な装置等の調査の申込みが行われた場合又は装置の保護ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第 1 欄に掲げる手続費を適用します。
(8) (略)	(略)
(9) 手続費の適用時間帯	ア (略) イ 2 (手続費の額) 2-1 第 5 欄、第 10 欄 (エ欄に係るものに限ります。)、第 11 欄及び第 12 欄、第 13-2 欄及び第 13-3 欄、第 15 欄 (ウ欄に係るものを除きます。)、第 21 欄から第 24 欄並びに第 31 欄 (第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) 2-1-1-1 第 4 欄ア(7)欄及びイ(7)欄を提供する回線の接続に係る工事を行う場合に限り。)) に掲げる手続費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50 音別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに1掲載あたり	(略)
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに1掲載あたり	227 円
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条 (個別契約事業者に対する契約者情報の提供) 又は第99条 (みなし契約事業者に対する契約者情報の提供) 第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用	1 件ごとに	231 円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。

(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。		
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は、その手続きに要する費用	1 照会ごとに	平日 昼間	8,392円	みなし契約事業者に適用します。	
			土日 祝日 昼・夜間	10,021円		
		1件ごとに		15.60円		
(9) 料金請求回収代行手続費	第81条（利用者料金の請求回収代行）の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものである場合	(略)	(略)	(略)	_____	
		(略)	(略)	(略)		
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)	
		イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等	1回ごとに	平日昼間	10,959円	_____
				平日夜間	12,614円	
		平日深夜	14,502円			

(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。		
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を当社が別に定める方式により提供する場合は、その手続きに要する費用	1 照会ごとに	平日 昼間	8,429円	みなし契約事業者に適用します。	
			土日 祝日 昼・夜間	10,097円		
		1件ごとに		19.33円		
(9) 料金請求回収代行手続費	第81条（利用者料金の請求回収代行）の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合	(略)	(略)	(略)	_____	
		(略)	(略)	(略)		
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)	
		イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等	1回ごとに	平日昼間	11,008円	_____
				平日夜間	12,702円	
		平日深夜	14,636円			

		(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合		土日祝日 昼夜間	<u>13,087 円</u>					
				土日祝日 深夜	<u>14,977 円</u>					
				1 回 ご と に	平日昼間		<u>11,978 円</u>			
		ウ 第 95 条 の 3 第 1 項 第 2 号 に 規 定 す 接 続 に 要 装 等 設 に る 業 行	(7) (イ)以 外の場合	1 回 ご と に	平日夜間	<u>13,788 円</u>				
					平日深夜	<u>15,852 円</u>				
					土日祝日 昼夜間	<u>14,304 円</u>				
					土日祝日 深夜	<u>16,370 円</u>				
					(イ) 協定事 業者の光 信号局内 伝送路を 当社の加 入者光主 配線盤又 は中継光	1 回 ご と に		平日昼間	<u>8,528 円</u>	
								平日夜間	<u>9,817 円</u>	
								平日深夜	<u>11,286 円</u>	
土日祝日 昼夜間	<u>10,184 円</u>									

		(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合		土日祝日 昼夜間	<u>13,185 円</u>					
				土日祝日 深夜	<u>15,119 円</u>					
				1 回 ご と に	平日昼間		<u>12,032 円</u>			
		ウ 第 95 条 の 3 第 1 項 第 2 号 に 規 定 す 接 続 に 要 装 等 設 に る 業 行	(7) (イ)以 外の場合	1 回 ご と に	平日夜間	<u>13,884 円</u>				
					平日深夜	<u>15,998 円</u>				
					土日祝日 昼夜間	<u>14,412 円</u>				
					土日祝日 深夜	<u>16,526 円</u>				
					(イ) 協定事 業者の光 信号局内 伝送路を 当社の加 入者光主 配線盤又 は中継光	1 回 ご と に		平日昼間	<u>8,567 円</u>	
								平日夜間	<u>9,885 円</u>	
								平日深夜	<u>11,390 円</u>	
土日祝日 昼夜間	<u>10,261 円</u>									

(13)- 2 DSL 回線収 容状況 調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用		1回線ごとに	709円	_____		
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用		1回線ごとに	963円	申告事業者に適用します。		
(13)- 3 DSL 回線換 算線路 長等調 査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用		1回線ごとに	715円	_____		
(14)優先 接続受 付手続 費	優先接続の受付に要する費用		1変更ごとに	44円	_____		
(15)光回 線設備線 路条件調 査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,315円	_____
				② 当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	727円	_____
		(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	827円	_____	
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用	1区間ごとに	1,660円	_____		
		ウ 同条第2項に規定する光	(7) 基本額	1番号ごとの1成功検索ごとに	87円	_____	

(13)- 2 DSL 回線収 容状況 調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用		1回線ごとに	712円	_____		
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用		1回線ごとに	968円	申告事業者に適用します。		
(13)- 3 DSL 回線換 算線路 長等調 査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用		1回線ごとに	718円	_____		
(14)優先 接続受 付手続 費	優先接続の受付に要する費用		1変更ごとに	36円	_____		
(15)光回 線設備線 路条件調 査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,344円	_____
				② 当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	731円	_____
		(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	830円	_____	
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用	1区間ごとに	1,667円	_____		
		ウ 同条第2項に規定する光	(7) 基本額	1番号ごとの1成功検索ごとに	211円	_____	

		信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(イ) 光信号端末回線（光外ブリッパを含む）の調査を行う場合の加算額	① 1の光信号回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	9円	_____
				② 同時に複数の光信号回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	17円	_____
(16)～(20) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り。）を協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,814円	_____		
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	839円	_____		

		信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(イ) 光信号端末回線（光外ブリッパを含む）の調査を行う場合の加算額	① 1の光信号回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	20円	_____
				② 同時に複数の光信号回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	39円	_____
(16)～(20) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り。）を協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,854円	_____		
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	843円	_____		

(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用			1区間ごと	2,145円	_____
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1区間ごと	4,364円	_____
			(イ) 既に設置された光当社の屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごと	12,637円	
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1区間ごと	2,785円	_____	
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごと	48,410円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごと	34,188円	

(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用			1区間ごと	2,154円	_____
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1区間ごと	4,383円	_____
			(イ) 既に設置された光当社の屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごと	12,694円	
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1区間ごと	2,797円	_____	
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごと	48,628円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごと	34,342円	

			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>22,925円</u>	_____	
			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>19,251円</u>	_____	
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,889円</u>	_____	
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,174円</u>	_____	
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,807円</u>	_____	
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>23,028円</u>	_____	
			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>19,338円</u>	_____	
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,929円</u>	_____	
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,211円</u>	_____	
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,837円</u>	_____	

			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,670円</u>	_____	
			ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (イ) 以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,732円</u>	_____
				(イ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>3,108円</u>	_____
			エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>5,700円</u>	_____	
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>18,744円</u>	_____		
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>1,193円</u>	_____		

			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,700円</u>	_____	
			ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (イ) 以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,762円</u>	_____
				(イ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>3,122円</u>	_____
			エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>5,726円</u>	_____	
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>10,816円</u>	_____		
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>1,203円</u>	_____		

		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>1,918円</u>	_____
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	<u>32円</u>	_____
		イ ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合があります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	<u>79円</u>	_____
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>657円</u>	_____
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>222円</u>	_____
(28) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	<u>26,697円</u>	_____
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合は調査に要する費用		1電柱ごとに	<u>715円</u>	_____
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	<u>1,162円</u>	_____
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	<u>10,443円</u>	_____

		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>1,934円</u>	_____
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	<u>33円</u>	_____
		イ ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合があります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	<u>81円</u>	_____
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>662円</u>	_____
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>225円</u>	_____
(28) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	<u>26,913円</u>	_____
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合は調査に要する費用		1電柱ごとに	<u>718円</u>	_____
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	<u>1,168円</u>	_____
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	<u>10,490円</u>	_____

(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	平日昼間	7,944円	—	(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	平日昼間	7,980円	—
				平日夜間	14,403円	—					平日夜間	14,504円	—
				平日深夜	22,531円	—					平日深夜	22,739円	—
				土日祝日昼間	9,487円	—					土日祝日昼間	9,558円	—
				土日祝日夜間	14,942円	—					土日祝日夜間	15,055円	—
				土日祝日深夜	23,268円	—					土日祝日深夜	23,490円	—
				(32) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用						月額	1,653,000円	—
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用（協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,281円	—	(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用（協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,292円	—		

分散可否調査費	調査のみを行った場合を含みます。)	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,797 円</u>	
	イ 第 34 条の 10 第 2 項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,008 円</u>	左欄と併せて第 23 欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,530 円</u>	
	ウ 第 34 条の 10 第 3 項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,008 円</u>	

分散可否調査費	調査のみを行った場合を含みます。)	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,810 円</u>	
	イ 第 34 条の 10 第 2 項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,017 円</u>	左欄と併せて第 23 欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,541 円</u>	
	ウ 第 34 条の 10 第 3 項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,017 円</u>	

	(イ) 光局外 スプリッタを含ま ないものと光局外 スプリッタを含む ものの組み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>3,089 円</u>	
エ 第 34 条の 10 第 6 項に 規定する事項の調査に要 する費用	(7) 光局外 スプリッタを含ま ないもの同士の組 み合わせに係るもの	1 区間ご とに	<u>3,730 円</u>	左欄と併せ て第 23 欄に 掲げる費用 の支払いを 要します。
	(イ) 光局外 スプリッタを含ま ないものと光局外 スプリッタを含む ものの組み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>4,246 円</u>	
オ 第 34 条の 10 第 7 項に 規定する事項の調査に要 する費用	(7) 光局外 スプリッタを含ま ないもの同士の組 み合わせに係るもの	1 区間ご とに	<u>3,730 円</u>	_____

	(イ) 光局外 スプリッタを含ま ないものと光局外 スプリッタを含む ものの組み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>3,103 円</u>	
エ 第 34 条の 10 第 6 項に 規定する事項の調査に要 する費用	(7) 光局外 スプリッタを含ま ないもの同士の組 み合わせに係るもの	1 区間ご とに	<u>3,746 円</u>	左欄と併せ て第 23 欄に 掲げる費用 の支払いを 要します。
	(イ) 光局外 スプリッタを含ま ないものと光局外 スプリッタを含む ものの組み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>4,265 円</u>	
オ 第 34 条の 10 第 7 項に 規定する事項の調査に要 する費用	(7) 光局外 スプリッタを含ま ないもの同士の組 み合わせに係るもの	1 区間ご とに	<u>3,746 円</u>	_____

		(イ) 光局外 スプリッタを含ま ないものと光局外 スプリッタを含む ものの組み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>4,246 円</u>	
	カ (略)		(略)	(略)	(略)
(34) 申込 者情報 確認結果即時 通知手 続費	第99条の13 (申込者情報確認結果の即時通知) 第1項に規定する申込者情報確認結果を提供す る場合の手続きに要する費用		月額	<u>1,634,311 円</u>	—
(35) 光信 号分岐 端末回 線工事 日予約 可否調 査費	光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、 申込日当日又は翌日の工事日予約の可否につい て調査するとき要する費用	1 光 信号 分岐 端末 回線 ごと に	平日 昼間	<u>6,732 円</u>	—
			土日 祝日 昼間	<u>8,039 円</u>	

		(イ) 光局外 スプリッタを含ま ないものと光局外 スプリッタを含む ものの組み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>4,265 円</u>	
	カ (略)		(略)	(略)	(略)
(34) 申込 者情報 確認結果即時 通知手 続費	第99条の13 (申込者情報確認結果の即時通知) 第1項に規定する申込者情報確認結果を提供す る場合の手続きに要する費用		月額	<u>1,655,382 円</u>	—
(35) 光信 号分岐 端末回 線工事 日予約 可否調 査費	光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、 申込日当日又は翌日の工事日予約の可否につい て調査するとき要する費用	1 調 査ご とに	平日 昼間	<u>7,493 円</u>	—
			土日 祝日 昼間	<u>8,975 円</u>	

2-2 2-1 以外の手続費

2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)	
(1)~(5) (略)	
(6) (略)	
区 分	内 容
一般管理費比率	<u>0.105</u>

2-2 2-1 以外の手続費

2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)	
(1)~(5) (略)	
(6) (略)	
区 分	内 容
一般管理費比率	<u>0.114</u>

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.302
減価償却率	0.027

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

	区 分	内 容
取付費比率	受電設備	1.314
	発電設備	0.633
	電源設備及び蓄電池設備	0.889
	空気調整設備	1.598
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.022
自己資本利益率		0.0504

(3) (略)

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.308
減価償却率	0.027

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

	区 分	内 容
取付費比率	受電設備	1.317
	発電設備	0.628
	電源設備及び蓄電池設備	0.888
	空気調整設備	1.610
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.024
自己資本利益率		0.0505

(3) (略)

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料

- 2-1 (略)
2-2 料金額

1平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,723円	29,752円
	札幌南	1,142円	30,662円
	札幌1外	5,057円	58,319円
	大通り2丁目	5,053円	39,282円
	新琴似	765円	22,789円
	篠路	(略)	18,058円
	札幌東	716円	79,242円
	丘珠	755円	18,488円
	東苗穂	52円	30,850円
	札幌白石	1,033円	30,105円
	札幌北郷	412円	22,135円
	札幌豊平	1,068円	19,927円
	札幌月寒	1,367円	28,948円
	清田	585円	18,301円
	真駒内	1,307円	35,633円
	発寒	1,198円	15,581円
	厚別	596円	23,233円
	もみじ台	639円	15,328円
	手稲	523円	13,240円
	函館	(略)	63,338円
	函館松陰	766円	27,837円
	函館北	533円	15,592円
	桔梗	127円	15,895円
	函館千歳	568円	36,200円
	小樽2	310円	17,029円
	旭川	298円	30,308円
	旭川東光	334円	22,399円
	春光	342円	11,404円
	東鷹栖	194円	16,555円
	永山	248円	14,889円
	東旭川	203円	59,980円
	旭川市外	(略)	25,655円
	旭川神楽	221円	13,072円
	室蘭	214円	19,947円
	新室西	215円	64,012円
	釧路	358円	35,886円
	釧路鳥取	251円	23,323円
	釧路南	233円	17,827円
	釧路武佐	175円	19,418円
	愛国	345円	19,491円
	帯広稲田	335円	19,191円
	西帯広	284円	13,026円
	白樺通り	362円	26,323円
	帯広東	276円	22,689円
	北海道北見	273円	11,964円
	岩見沢	193円	29,210円
	網走	171円	19,346円
	留萌	99円	15,562円
	苫小牧	243円	15,404円
	苫小牧東	148円	41,012円
	苫小牧西	264円	24,691円
	勇払	107円	32,334円
	稚内	183円	15,570円
	稚内南	162円	26,425円
	美唄	139円	15,898円
	芦別	101円	9,956円
江別	420円	13,908円	
札幌大麻	191円	36,347円	
紋別	94円	17,719円	
士別	100円	16,840円	
名寄	169円	16,024円	
根室	160円	20,650円	
千歳	293円	23,119円	

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料

- 2-1 (略)
2-2 料金額

1平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,922円	36,080円
	札幌南	1,194円	50,728円
	札幌1外	5,862円	59,375円
	大通り2丁目	5,862円	38,925円
	新琴似	755円	31,877円
	篠路	(略)	16,629円
	札幌東	724円	73,411円
	丘珠	763円	35,482円
	東苗穂	53円	29,947円
	札幌白石	1,009円	29,427円
	札幌北郷	381円	26,638円
	札幌豊平	1,140円	25,399円
	札幌月寒	1,504円	36,182円
	清田	556円	20,612円
	真駒内	1,301円	37,534円
	発寒	1,241円	21,238円
	厚別	573円	31,139円
	もみじ台	609円	45,579円
	手稲	552円	22,247円
	函館	(略)	49,638円
	函館松陰	755円	27,473円
	函館北	512円	16,080円
	桔梗	122円	15,392円
	函館千歳	573円	35,770円
	小樽2	298円	16,900円
	旭川	288円	30,609円
	旭川東光	319円	22,310円
	春光	338円	19,739円
	東鷹栖	190円	15,733円
	永山	239円	14,656円
	東旭川	195円	57,920円
	旭川市外	(略)	31,051円
	旭川神楽	250円	13,539円
	室蘭	208円	27,316円
	新室西	183円	64,942円
	釧路	335円	34,498円
	釧路鳥取	240円	19,598円
	釧路南	252円	18,479円
	釧路武佐	176円	18,321円
	愛国	318円	21,217円
	帯広稲田	322円	21,393円
	西帯広	279円	51,604円
	白樺通り	328円	28,607円
	帯広東	274円	23,524円
	北海道北見	261円	13,008円
	岩見沢	177円	28,197円
	網走	166円	19,208円
	留萌	96円	20,155円
	苫小牧	198円	15,532円
	苫小牧東	131円	38,990円
	苫小牧西	249円	25,646円
	勇払	82円	134,035円
	稚内	166円	15,884円
	稚内南	150円	25,984円
	美唄	97円	17,103円
	芦別	108円	22,757円
江別	391円	18,174円	
札幌大麻	184円	33,500円	
紋別	87円	28,650円	
士別	99円	20,879円	
名寄	164円	26,421円	
根室	154円	20,869円	
千歳	313円	31,070円	

泉沢	266円	55,029円
滝川	106円	19,154円
砂川	162円	12,756円
石狩深川	228円	17,877円
富良野	207円	26,451円
恵庭	266円	16,988円
島松	259円	15,255円
北海道伊達	413円	11,302円
石狩広島	303円	9,826円
輪厚	897円	16,716円
石狩	34円	24,117円
当別	105円	11,434円
倶知安	252円	33,560円
岩内	153円	18,176円
余市	153円	17,595円
北海道栗山	130円	11,156円
門別富川	110円	20,892円
静内	105円	20,655円
浦河	187円	15,812円
木野	338円	23,205円
士幌	50円	44,055円
鹿追	49円	53,413円
新得	100円	49,207円
大樹	94円	25,200円
本別	227円	17,119円
足寄	128円	22,441円
釧路白糠	110円	33,320円
中標津	142円	24,298円
根室標津	64円	32,036円
札幌石山	472円	16,700円
川沿	659円	27,385円
東相の内	155円	26,022円
遠軽	189円	16,363円
幕別	132円	59,890円
南幌	107円	30,006円
廉舞	128円	23,635円
虻田	164円	16,076円
錦岡	406円	29,645円
美幌	176円	12,409円
岩見沢幌向	31円	27,983円
湯の川	364円	30,401円
神楽岡	324円	15,106円
本輪西	325円	17,077円
白鳥台	203円	42,907円
七重浜	374円	29,746円
上磯	297円	43,107円
函館大野	232円	25,429円
森	160円	20,239円
北海道八雲	244円	24,640円
苫小牧萩野	99円	16,935円
知内	310円	32,949円
長万部	108円	16,730円
旭川東川	267円	80,475円
音更	208円	46,654円
蘭越	178円	44,275円
鷹栖	150円	22,214円
椋ヶ岡	93円	22,053円
木古内	168円	16,110円
今金	154円	22,079円
白老	123円	19,993円
赤平	74円	11,486円
東神楽	96円	26,994円
美瑛	141円	33,471円
奈井江	98円	20,965円
上富良野	113円	25,096円
十勝池田	116円	12,007円
大楽毛	99円	18,335円
浦幌	77円	41,494円
西の里	1,102円	12,897円

泉沢	249円	37,621円
滝川	95円	19,863円
砂川	140円	14,626円
石狩深川	146円	22,013円
富良野	197円	32,956円
恵庭	255円	19,419円
島松	267円	20,718円
北海道伊達	389円	16,354円
石狩広島	291円	10,575円
輪厚	855円	16,080円
石狩	30円	25,831円
当別	96円	19,029円
倶知安	279円	32,340円
岩内	118円	22,331円
余市	138円	28,025円
北海道栗山	136円	15,530円
門別富川	98円	20,275円
静内	92円	25,391円
浦河	160円	21,490円
木野	327円	21,743円
士幌	44円	42,030円
鹿追	46円	50,766円
新得	96円	28,916円
大樹	82円	24,258円
本別	195円	18,214円
足寄	114円	21,380円
釧路白糠	91円	32,756円
中標津	117円	30,466円
根室標津	60円	31,798円
札幌石山	575円	16,503円
川沿	623円	26,552円
東相の内	148円	24,854円
遠軽	179円	15,842円
幕別	120円	57,873円
南幌	106円	26,985円
廉舞	124円	23,102円
虻田	149円	15,492円
錦岡	332円	36,463円
美幌	166円	18,644円
岩見沢幌向	17円	26,842円
湯の川	342円	26,271円
神楽岡	318円	15,797円
本輪西	302円	15,422円
白鳥台	179円	42,237円
七重浜	343円	19,880円
上磯	290円	43,764円
函館大野	226円	25,044円
森	178円	24,532円
北海道八雲	239円	24,485円
苫小牧萩野	86円	16,347円
知内	304円	32,425円
長万部	87円	23,070円
旭川東川	309円	77,439円
音更	201円	46,611円
蘭越	152円	27,815円
鷹栖	149円	21,487円
椋ヶ岡	125円	31,402円
木古内	189円	16,534円
今金	151円	22,079円
白老	130円	19,320円
赤平	81円	11,248円
東神楽	97円	25,343円
美瑛	163円	32,205円
奈井江	91円	20,905円
上富良野	124円	24,637円
十勝池田	110円	11,768円
大楽毛	103円	18,900円
浦幌	74円	41,246円
西の里	1,013円	13,511円

石狩高岡	16円	25,665円
江差	233円	28,718円
旭岡	154円	27,482円
銭亀	57円	49,213円
羽幌	70円	16,226円
厚岸	107円	18,859円
北海道松前	507円	16,350円
鷗川	104円	18,530円
十勝清水	95円	27,233円
歌志内	30円	39,457円
花畔	183円	17,934円
松前福島	102円	15,866円
上の国	222円	77,269円
北檜山	154円	65,207円
古平	66円	62,370円
上砂川	69円	27,583円
上川	48円	13,198円
中富良野	138円	54,487円
増毛	85円	30,277円
早来	108円	16,517円
新冠	267円	50,838円
庶路	78円	41,802円
稀府	137円	51,351円
茂辺地	210円	54,351円
上士幌	214円	19,823円
定山溪	108円	12,684円
ニセコ	200円	33,028円
音別	96円	50,719円
空知太	127円	48,223円
喜茂別	95円	104,072円
京極	214円	63,790円
比布	168円	74,026円
伊達豊浦	310円	18,591円
絵鞆	158円	40,421円
登別	215円	19,413円
遠矢	115円	20,115円
女満別	210円	21,866円
熊石	158円	10,625円
瀬棚	(略)	56,238円
中湧別	112円	11,003円
興部	53円	21,458円
えりも	287円	25,523円
西神楽	(略)	28,728円
山部	116円	57,326円
大沼	200円	57,044円
江差乙部	257円	24,367円
久遠	100円	74,807円
仁木	300円	21,546円
妹背牛	212円	99,273円
深川沼田	197円	63,342円
幾寅	104円	59,160円
遠別	150円	60,441円
津別	173円	17,962円
小清水	193円	53,086円
訓子府	154円	33,458円
佐呂間	142円	57,686円
常呂	190円	16,010円
滝上	72円	13,243円
雄武	66円	53,975円
早来追分	216円	16,268円
平取	97円	20,903円
厚賀	153円	50,597円
あいの里	262円	111,497円
弟子屈	123円	33,765円
茶志内	51円	104,528円
日高町	93円	57,878円
稚内豊富	261円	29,309円
留辺慈	50円	13,809円
朝里	422円	27,377円

石狩高岡	8円	24,708円
江差	219円	28,505円
旭岡	121円	26,361円
銭亀	54円	42,786円
羽幌	90円	16,244円
厚岸	98円	18,452円
北海道松前	684円	17,092円
鷗川	108円	15,701円
十勝清水	92円	23,456円
歌志内	31円	39,529円
花畔	169円	17,569円
松前福島	100円	13,965円
上の国	219円	75,171円
北檜山	147円	48,662円
古平	61円	62,948円
上砂川	67円	26,907円
上川	40円	16,790円
中富良野	126円	52,211円
増毛	77円	35,351円
早来	100円	15,892円
新冠	296円	29,123円
庶路	74円	39,592円
稀府	133円	48,917円
茂辺地	186円	51,819円
上士幌	195円	20,069円
定山溪	97円	13,571円
ニセコ	194円	32,004円
音別	117円	47,959円
空知太	112円	45,376円
喜茂別	106円	101,908円
京極	254円	40,811円
比布	178円	54,980円
伊達豊浦	299円	17,621円
絵鞆	111円	26,557円
登別	199円	18,845円
遠矢	111円	19,064円
女満別	201円	21,210円
熊石	178円	10,188円
瀬棚	(略)	53,545円
中湧別	111円	12,182円
興部	43円	20,784円
えりも	292円	24,158円
西神楽	(略)	27,063円
山部	99円	54,840円
大沼	206円	55,214円
江差乙部	271円	23,656円
久遠	103円	41,010円
仁木	314円	20,973円
妹背牛	195円	76,859円
深川沼田	278円	40,068円
幾寅	90円	56,691円
遠別	172円	58,356円
津別	190円	17,315円
小清水	189円	50,597円
訓子府	184円	31,381円
佐呂間	160円	54,566円
常呂	167円	15,150円
滝上	61円	12,072円
雄武	59円	29,757円
早来追分	229円	15,174円
平取	93円	19,883円
厚賀	157円	48,286円
あいの里	213円	112,751円
弟子屈	91円	32,660円
茶志内	35円	99,497円
日高町	91円	41,123円
稚内豊富	255円	28,752円
留辺慈	28円	12,857円
朝里	401円	26,865円

	銭函	241円	24,576円
	オタモイ	140円	17,230円
	岩見沢三笠	56円	16,684円
	江部乙	40円	23,680円
	音江	41円	42,605円
	鷺別	(略)	24,917円
	登別東	150円	46,440円
	七飯	287円	21,595円
	南茅部	169円	14,205円
	由仁	123円	30,182円
	栗山長沼	130円	16,079円
	新十津川	113円	26,849円
	当麻	234円	18,523円
	美深	32円	17,080円
	北見枝幸	178円	20,340円
	端野	429円	46,823円
	虎杖浜	86円	29,983円
	芽室	234円	35,903円
	札内	262円	20,970円
	阿寒	170円	49,333円
	岩内前田	156円	163,010円
	卯原内	58円	113,051円
	生田原	71円	104,086円
	登別温泉	120円	21,803円
	夕張	84円	9,047円
	花咲	50円	80,773円
	有珠	76円	28,087円
	栗沢	94円	24,915円
	風連	94円	26,553円
	広尾	59円	11,534円
	霧多布	153円	41,646円
	蘭島	88円	53,995円
	月形	105円	32,086円
	斜里	143円	18,450円
	別海	232円	52,437円
	和寒	142円	22,287円
	香深	165円	46,648円
	船泊	92円	108,176円
	清水沢	71円	42,639円
	浜頓別	(略)	14,108円
	更別	276円	110,941円
青森県	松森	532円	22,036円
	沖館	562円	26,046円
	青森荒川	428円	14,491円
	野内	281円	32,434円
	青森新城	141円	18,244円
	四ツ石	213円	18,495円
	東野内	178円	35,376円
	弘前	318円	19,218円
	弘前南	507円	33,263円
	弘前城東	239円	27,242円
	青森八戸	812円	39,840円
	八戸高館	579円	14,135円
	八戸港	282円	20,865円
	是川	246円	14,154円
	新尻内	410円	48,591円
	八戸NW3棟	566円	27,961円
	黒石	270円	13,489円
	五所川原	278円	21,421円
	十和田	228円	28,032円
	八戸三沢	380円	18,658円
	むつ	128円	19,704円
	青森大湊	32円	10,245円
	青森小湊	137円	25,494円
	蟹田	91円	26,105円
	鱒ヶ沢	237円	18,838円
	浪岡	113円	10,688円

	銭函	234円	24,972円
	オタモイ	126円	16,076円
	岩見沢三笠	53円	17,155円
	江部乙	33円	80,420円
	音江	38円	39,841円
	鷺別	(略)	24,581円
	登別東	127円	50,246円
	七飯	319円	23,100円
	南茅部	154円	10,790円
	由仁	137円	28,254円
	栗山長沼	132円	15,700円
	新十津川	116円	26,355円
	当麻	235円	43,937円
	美深	30円	16,562円
	北見枝幸	195円	22,613円
	端野	412円	27,620円
	虎杖浜	65円	29,246円
	芽室	214円	28,291円
	札内	243円	20,369円
	阿寒	153円	46,859円
	岩内前田	149円	136,743円
	卯原内	54円	108,094円
	生田原	62円	99,796円
	登別温泉	112円	22,171円
	夕張	40円	17,557円
	花咲	30円	77,377円
	有珠	78円	27,119円
	栗沢	84円	24,404円
	風連	84円	25,483円
	広尾	75円	13,499円
	霧多布	168円	41,196円
	蘭島	76円	35,691円
	月形	101円	92,363円
	斜里	132円	35,540円
	別海	221円	29,582円
	和寒	152円	21,806円
	香深	172円	48,533円
	船泊	90円	88,853円
	清水沢	43円	34,619円
	浜頓別	(略)	13,910円
	更別	221円	133,790円
青森県	松森	514円	27,235円
	沖館	543円	25,758円
	青森荒川	396円	15,891円
	野内	262円	31,846円
	青森新城	126円	17,849円
	四ツ石	198円	18,200円
	東野内	143円	33,590円
	弘前	313円	22,501円
	弘前南	486円	20,771円
	弘前城東	197円	23,175円
	青森八戸	762円	38,235円
	八戸高館	549円	13,474円
	八戸港	245円	18,880円
	是川	232円	13,828円
	新尻内	355円	33,388円
	八戸NW3棟	522円	37,017円
	黒石	220円	30,862円
	五所川原	266円	30,123円
	十和田	201円	27,328円
	八戸三沢	379円	16,881円
	むつ	121円	20,634円
	青森大湊	34円	9,938円
	青森小湊	114円	36,130円
	蟹田	86円	28,247円
	鱒ヶ沢	184円	22,470円
	浪岡	106円	12,124円

野辺地	152円	14,605円
七戸	115円	16,891円
六ヶ所	147円	63,062円
三戸	187円	10,398円
八戸階上	118円	18,531円
八戸大館	1,258円	20,279円
百石	215円	21,772円
八戸下田	124円	26,982円
青森大畑	117円	49,667円
木造	123円	11,628円
大浦	157円	39,678円
弘前藤崎	146円	22,944円
大鰐	148円	19,458円
板柳	149円	20,191円
金木	347円	13,175円
六戸	171円	65,840円
上北	124円	32,528円
五戸	92円	13,529円
今別	332円	19,827円
陸奥常盤	211円	34,372円
上市川	29円	23,636円
陸奥横浜	178円	20,850円
深浦	273円	28,136円
弘前森田	81円	32,009円
田舎館	76円	40,485円
乙供	100円	48,360円
天間林	56円	26,566円
田子	371円	23,514円
福地	285円	17,325円
北金ヶ沢	274円	29,341円
弘前新和	70円	22,509円
高杉	64円	51,852円
奥内	97円	14,337円
新平賀	244円	78,654円
八戸南郷	259円	19,514円
長橋	56円	70,427円
四和	58円	35,368円
陸奥蓬田	156円	45,157円
弘前柏	208円	25,730円
車力	123円	73,503円
小阿弥	55円	30,947円
弘前中里	148円	26,754円
市浦	102円	23,527円
青森白糠	140円	78,654円
上名久井	232円	23,148円
諏訪平	343円	22,618円
倉石	90円	22,777円
青森新郷	112円	20,255円
尾上	125円	31,103円
小泊	261円	44,178円
青森大間	208円	26,323円
近川駅前	57円	23,165円
千歳平	55円	23,408円
弘前石川	314円	17,479円
弘前鶴田	193円	20,667円
弘前梅沢	48円	71,730円
稲垣	116円	66,209円
名川	211円	24,009円
青森	437円	40,088円
浅虫	176円	38,810円
温湯	80円	19,020円
浜三沢	66円	15,507円
織笠	67円	23,634円
国吉	175円	28,483円
弘前相馬	254円	70,013円
目屋	82円	29,229円
陸奥川内	245円	29,507円
佐井	121円	24,038円
盛岡2	806円	45,065円

岩手県

野辺地	124円	26,685円
七戸	113円	18,087円
六ヶ所	100円	67,571円
三戸	173円	12,546円
八戸階上	115円	17,929円
八戸大館	1,206円	19,612円
百石	198円	26,546円
八戸下田	117円	26,230円
青森大畑	91円	49,754円
木造	116円	11,678円
大浦	153円	39,535円
弘前藤崎	123円	22,485円
大鰐	141円	17,991円
板柳	129円	20,323円
金木	293円	12,074円
六戸	133円	42,818円
上北	114円	31,852円
五戸	90円	13,061円
今別	249円	77,059円
陸奥常盤	191円	34,186円
上市川	30円	23,030円
陸奥横浜	136円	23,902円
深浦	201円	34,355円
弘前森田	66円	24,310円
田舎館	59円	46,816円
乙供	80円	53,176円
天間林	47円	30,630円
田子	294円	28,718円
福地	262円	24,834円
北金ヶ沢	202円	28,470円
弘前新和	57円	21,518円
高杉	60円	52,045円
奥内	87円	13,816円
新平賀	236円	78,863円
八戸南郷	223円	18,771円
長橋	46円	47,273円
四和	36円	33,920円
陸奥蓬田	107円	51,129円
弘前柏	185円	24,881円
車力	92円	53,834円
小阿弥	41円	29,671円
弘前中里	132円	25,913円
市浦	84円	22,695円
青森白糠	146円	55,381円
上名久井	220円	21,623円
諏訪平	309円	20,660円
倉石	79円	22,284円
青森新郷	104円	19,521円
尾上	82円	30,643円
小泊	246円	43,381円
青森大間	198円	27,088円
近川駅前	42円	22,530円
千歳平	47円	22,348円
弘前石川	269円	16,736円
弘前鶴田	173円	19,931円
弘前梅沢	35円	45,735円
稲垣	89円	49,870円
名川	190円	23,732円
青森	405円	39,832円
浅虫	206円	38,232円
温湯	68円	19,679円
浜三沢	56円	15,122円
織笠	54円	23,340円
国吉	135円	27,578円
弘前相馬	210円	46,729円
目屋	62円	34,679円
陸奥川内	231円	28,693円
佐井	105円	23,570円
石持	92円	38,601円

盛岡仙北	(略)	20,926円
盛岡上田	514円	31,266円
青山第二	470円	30,855円
盛岡飯岡	681円	21,287円
宮古2	464円	28,713円
大船渡	344円	59,762円
岩手水沢	258円	31,718円
花巻	291円	30,768円
新宮野目	419円	45,735円
北上	251円	21,294円
相去	343円	31,761円
久慈	245円	24,456円
遠野	245円	25,626円
一関	300円	23,003円
陸前高田	137円	292,533円
釜石	360円	42,686円
釜石上中島	471円	21,041円
江刺	179円	27,086円
二戸	231円	12,988円
新西根	173円	28,417円
千厩	288円	13,815円
宮古大野	262円	77,936円
盛岡太田	258円	21,894円
滝沢	277円	26,187円
藤根	191円	14,652円
赤荻	682円	23,523円
紫波	435円	34,927円
矢巾	653円	47,771円
広瀬	72円	16,220円
盛岡乙部	227円	24,133円
江釣子	176円	29,722円
雫石	209円	40,441円
岩手	278円	16,734円
石鳥谷	190円	14,831円
水沢西根	260円	21,102円
新平泉	277円	113,227円
岩泉	327円	19,974円
小鳥谷	292円	42,928円
摺沢	326円	17,751円
岩手川崎	128円	39,852円
水沢東山	169円	59,657円
津軽石	165円	118,509円
萩荘	360円	18,292円
花巻温泉	213円	17,204円
鶴住居	545円	301,348円
種市	420円	32,009円
釜石広田	286円	47,510円
金田一	284円	27,613円
洪民	237円	29,576円
好摩	479円	31,483円
水沢小山	208円	33,722円
胆沢	158円	32,725円
軽米	638円	27,286円
豊間根	676円	79,959円
住田	295円	36,267円
細浦	211円	69,274円
田老	209円	230,089円
岩手上郷	272円	12,034円
釜石平田	284円	36,302円
六原	88円	18,400円
三陸	130円	246,481円
綾里	253円	80,454円
宮古小川	135円	29,509円
普代	380円	31,228円
宮古八木	268円	15,278円
湯口	131円	43,414円
和賀	154円	43,076円
滝沢駅前	249円	32,665円
大槌	63円	130,137円

岩手県		
盛岡2	790円	42,592円
盛岡仙北	(略)	21,021円
盛岡上田	501円	33,352円
青山第二	403円	37,531円
盛岡飯岡	640円	21,246円
宮古2	414円	31,882円
大船渡	321円	58,279円
岩手水沢	245円	32,066円
花巻	245円	27,789円
新宮野目	366円	47,951円
北上	237円	23,045円
相去	301円	33,912円
久慈	227円	24,796円
遠野	213円	28,567円
一関	303円	20,287円
陸前高田	91円	155,954円
釜石	351円	43,899円
釜石上中島	432円	21,314円
江刺	171円	27,005円
二戸	202円	19,880円
新西根	153円	28,455円
千厩	250円	35,716円
宮古大野	233円	76,771円
盛岡太田	239円	21,474円
滝沢	263円	25,575円
藤根	176円	14,314円
赤荻	670円	27,324円
紫波	401円	40,439円
矢巾	648円	35,882円
広瀬	57円	20,749円
盛岡乙部	218円	24,143円
江釣子	167円	29,243円
雫石	197円	28,917円
岩手	212円	18,319円
石鳥谷	179円	15,482円
水沢西根	238円	20,515円
新平泉	259円	85,924円
岩泉	288円	20,275円
小鳥谷	241円	43,943円
摺沢	289円	17,569円
岩手川崎	96円	39,436円
水沢東山	155円	61,215円
津軽石	186円	133,414円
萩荘	347円	17,615円
花巻温泉	186円	16,653円
鶴住居	211円	218,693円
種市	394円	31,694円
釜石広田	239円	45,070円
金田一	234円	27,360円
洪民	218円	30,195円
好摩	440円	31,378円
水沢小山	173円	36,292円
胆沢	141円	26,690円
軽米	524円	29,878円
豊間根	497円	72,141円
住田	289円	21,844円
細浦	198円	89,114円
田老	20円	146,204円
岩手上郷	234円	11,336円
釜石平田	292円	29,680円
六原	73円	17,994円
三陸	65円	245,626円
綾里	201円	79,896円
宮古小川	109円	28,090円
普代	340円	31,243円
宮古八木	251円	14,885円
湯口	103円	42,960円
和賀	148円	43,909円
滝沢駅前	215円	37,311円

	一戸	232円	41,570円
	伊手	92円	37,414円
	上平沢	169円	23,198円
	盛岡東和	155円	52,752円
	九戸	242円	15,434円
	唐丹	464円	81,708円
	小本	138円	81,065円
	姉体	215円	23,306円
	二子	173円	18,106円
	水沢飯豊	101円	58,109円
	盛岡西山	76円	48,666円
	葛巻	288円	114,386円
	平館	151円	35,291円
	東八幡平	208円	25,849円
	大迫	283円	27,480円
	金ヶ崎	262円	44,682円
	前沢	306円	63,918円
	衣川	218円	20,600円
	花泉	517円	25,616円
	宮守	386円	30,395円
	安代	281円	46,998円
	田山	169円	29,708円
	湯田	111円	25,002円
	室根	140円	27,108円
	宮古新里	227円	30,026円
	浄法寺	376円	30,353円
	岩手大東	228円	46,152円
	水沢藤沢	381円	21,165円
	田野畑	275円	44,306円
	宮古川井	140円	33,767円
宮城県	仙台青葉通	4,080円	55,441円
	仙台長町	1,029円	30,184円
	台原	593円	24,015円
	愛子	675円	56,637円
	岩切	513円	220,480円
	仙台高砂	1,183円	52,288円
	鶴ヶ谷	574円	45,872円
	苦竹料金	492円	35,039円
	榴ヶ岡	693円	41,978円
	南小泉	1,379円	11,905円
	荒井	874円	76,076円
	仙台中田	674円	21,981円
	西多賀	513円	16,936円
	仙台泉	917円	33,912円
	野村	616円	20,592円
	泉ヶ岳	103円	47,778円
	門脇	289円	31,360円
	塩釜	265円	15,530円
	古川	334円	25,459円
	気仙沼	110円	22,561円
	仙南白石	154円	25,328円
	名取	558円	17,188円
	岩沼桜	625円	21,796円
	仙南	225円	26,896円
	村田	302円	30,712円
	仙南船岡	533円	59,508円
	利府	720円	45,073円
	富谷	333円	37,103円
	明石交換所	281円	65,820円
	築館源光	205円	22,649円
	迫	133円	49,944円
	宮城河北	213円	27,911円
	矢本	751円	41,449円
	八木山	2,865円	20,709円
	多賀城	920円	48,722円
	仙台松島	176円	17,098円
	七ヶ浜	792円	113,585円
	栗駒	180円	12,006円
	折立	385円	21,561円

	大槌	59円	128,022円
	一戸	218円	42,751円
	伊手	67円	36,630円
	上平沢	151円	21,771円
	盛岡東和	141円	34,894円
	九戸	206円	15,257円
	唐丹	356円	60,343円
	小本	124円	79,632円
	姉体	164円	23,128円
	二子	172円	17,918円
	水沢飯豊	96円	41,032円
	盛岡西山	59円	47,679円
	葛巻	238円	99,720円
	平館	138円	34,986円
	東八幡平	164円	24,949円
	大迫	248円	27,754円
	金ヶ崎	236円	37,466円
	前沢	298円	44,716円
	衣川	201円	20,685円
	花泉	478円	25,927円
	宮守	353円	29,957円
	安代	235円	46,122円
	田山	140円	28,362円
	湯田	104円	23,907円
	室根	103円	26,530円
	宮古新里	184円	25,979円
	浄法寺	294円	28,959円
	岩手大東	211円	31,274円
	水沢藤沢	288円	21,403円
	田野畑	200円	44,779円
	宮古川井	96円	33,388円
宮城県	仙台青葉通	4,696円	55,465円
	仙台長町	903円	35,557円
	台原	538円	24,174円
	愛子	702円	61,835円
	岩切	492円	118,112円
	仙台高砂	1,197円	45,523円
	鶴ヶ谷	537円	99,282円
	苦竹料金	356円	35,274円
	榴ヶ岡	772円	46,425円
	南小泉	1,455円	12,578円
	荒井	788円	112,775円
	仙台中田	623円	17,602円
	西多賀	485円	16,365円
	仙台泉	875円	35,620円
	野村	492円	48,619円
	泉ヶ岳	80円	46,823円
	門脇	170円	31,460円
	塩釜	250円	15,927円
	古川	324円	23,513円
	気仙沼	111円	28,002円
	仙南白石	127円	26,244円
	名取	565円	43,895円
	岩沼桜	633円	24,760円
	仙南	209円	29,832円
	村田	213円	35,714円
	仙南船岡	361円	59,636円
	利府	698円	51,354円
	富谷	320円	38,035円
	明石交換所	219円	65,828円
	築館源光	167円	21,063円
	迫	125円	39,095円
	宮城河北	173円	28,175円
	矢本	593円	53,611円
	八木山	2,885円	26,364円
	多賀城	814円	49,480円
	仙台松島	167円	17,000円
	七ヶ浜	641円	118,341円
	栗駒	170円	11,553円

三本木	239円	39,130円
仙台中山	1,140円	17,065円
大衡	177円	21,660円
中新田	245円	27,321円
亘理	440円	32,495円
石越	162円	16,452円
歌津	200円	186,707円
角田	165円	42,064円
鹿島台	206円	17,817円
生出	203円	39,679円
仙台今泉	614円	24,518円
仙南槻木	456円	28,235円
第2高館	250円	75,578円
古川中田	291円	21,527円
古川南郷	191円	48,675円
若柳	158円	42,852円
渡波	233円	59,387円
西古川	199円	50,407円
石巻階上	376円	23,776円
関上	295円	14,534円
丸森	210円	33,002円
坂元	165円	26,939円
山下	222円	24,116円
大郷	118円	14,622円
古川小野田	234円	74,015円
古川松山	372円	99,476円
岩出山	188円	16,138円
涌谷	221円	29,802円
篤岳	138円	37,858円
田尻	419円	12,399円
小牛田	211円	24,243円
北浦駅前	111円	24,636円
寺崎	238円	11,258円
女川	78円	141,271円
志津川	117円	135,403円
本吉	509円	22,801円
唐桑	209円	156,453円
荒谷	209円	89,170円
芋沢	121円	44,314円
円田	113円	31,169円
色麻	165円	30,299円
古川鳴子	178円	27,341円
一迫	316円	24,263円
登米	213円	41,931円
古川南方	289円	111,350円
広淵	320円	17,287円
野蒜	136円	45,203円
遠刈田	143円	15,067円
高清水	421円	19,318円
金成	168円	38,211円
仙南北郷	124円	29,998円
古川宮崎	214円	91,888円
瀬峰	382円	82,249円
鶯沢	69円	90,170円
米谷	115円	45,180円
宮城河南	453円	12,986円
鳴瀬	198円	34,728円
作並	162円	45,179円
仙南川崎	192円	28,406円
仙南大内	155円	47,065円
牡鹿	52円	140,864円
石巻津山	108円	38,154円
古川新田	162円	30,694円
古川米山	220円	22,916円
石巻雄勝	75円	149,420円
石巻大島	259円	20,007円
新棟秋田	299円	35,289円
秋田大町	231円	33,137円
土崎	227円	19,610円

秋田県

折立	371円	21,470円
三本木	224円	38,414円
仙台中山	1,050円	16,708円
大衡	153円	21,551円
中新田	236円	32,263円
亘理	415円	51,084円
石越	136円	15,850円
歌津	292円	194,891円
角田	154円	95,142円
鹿島台	224円	17,349円
生出	193円	39,079円
仙台今泉	547円	25,665円
仙南槻木	428円	27,826円
第2高館	237円	75,191円
古川中田	273円	21,297円
古川南郷	175円	31,480円
若柳	137円	39,664円
渡波	144円	61,040円
西古川	186円	51,100円
石巻階上	316円	23,655円
関上	509円	550,187円
丸森	191円	37,195円
坂元	151円	26,338円
山下	174円	23,840円
大郷	121円	13,732円
古川小野田	203円	71,906円
古川松山	363円	97,738円
岩出山	166円	16,135円
涌谷	208円	34,541円
篤岳	122円	74,323円
田尻	405円	12,015円
小牛田	157円	23,650円
北浦駅前	102円	106,128円
寺崎	225円	11,388円
女川	44円	147,207円
志津川	157円	140,449円
本吉	462円	22,773円
唐桑	84円	162,265円
荒谷	169円	87,267円
芋沢	93円	42,494円
円田	96円	38,934円
色麻	142円	119,484円
古川鳴子	162円	27,515円
一迫	288円	78,255円
登米	199円	45,346円
古川南方	236円	97,430円
広淵	240円	16,285円
野蒜	1,168円	444,326円
遠刈田	122円	13,891円
高清水	378円	13,651円
金成	150円	30,659円
仙南北郷	116円	29,358円
古川宮崎	181円	84,929円
瀬峰	331円	75,873円
鶯沢	58円	82,762円
米谷	104円	38,493円
宮城河南	386円	12,451円
鳴瀬	185円	34,237円
作並	151円	46,426円
仙南川崎	166円	25,856円
仙南大内	126円	28,856円
牡鹿	47円	146,090円
石巻津山	98円	102,934円
古川新田	141円	20,169円
古川米山	193円	14,592円
石巻雄勝	40円	154,486円
石巻大島	246円	18,955円
新棟秋田	279円	34,975円
秋田大町	232円	27,756円

秋田県

秋田仁井田	327円	21,732円
能代	105円	14,293円
東能代	147円	23,844円
横手	172円	22,166円
秋田大館	170円	16,881円
十二所	52円	19,417円
秋田本荘	187円	20,684円
男鹿	84円	14,306円
秋田湯沢	97円	20,028円
大曲	131円	34,224円
鹿角	151円	16,958円
大館鷹巣	133円	17,486円
五城目	151円	22,206円
秋田追分	194円	17,362円
天王	248円	18,488円
秋田大湯	347円	34,615円
仁賀保	138円	18,735円
象潟	242円	15,154円
横手神岡	97円	24,119円
角館	180円	25,598円
西馬音内	298円	15,097円
東成瀬	86円	34,471円
外旭川	226円	19,104円
釈迦内	83円	21,682円
太平	93円	28,815円
下浜	75円	24,252円
角間川	102円	40,225円
内小友	81円	43,054円
比内	217円	11,448円
合川	32円	30,355円
八郎潟	(略)	22,174円
横手六郷	139円	16,026円
森岳	(略)	28,638円
由利	114円	21,780円
稲川	296円	25,623円
横手雄勝	313円	24,595円
八童	156円	12,216円
琴丘	110円	13,310円
刈和野	138円	31,014円
中仙	169円	23,281円
小坂	153円	20,318円
東由利	151円	17,600円
秋田太田	169円	28,086円
千畑	135円	25,095円
秋田井川	235円	25,542円
飯田川	144円	11,610円
若美	132円	20,031円
二ツ井	176円	23,125円
花岡	74円	19,825円
雄和	162円	29,102円
上小阿仁	129円	24,954円
八森	128円	23,860円
沢目	93円	29,628円
田沢湖	148円	26,962円
米内沢	145円	14,526円
秋田船越	140円	20,960円
秋田河辺	228円	15,593円
矢島	131円	8,112円
秋田北浦	69円	29,944円
金浦	235円	23,794円
八幡平	102円	28,288円
阿仁	131円	22,110円
横手神代	219円	39,171円
秋田脇本	49円	27,841円
由利院内	263円	34,479円
平鹿	103円	11,867円
雄物川	197円	17,414円
西目	332円	21,165円
増田	128円	27,581円

土崎	212円	19,607円
秋田仁井田	319円	21,412円
能代	97円	16,065円
東能代	138円	23,278円
横手	161円	22,009円
秋田大館	143円	22,378円
十二所	46円	18,896円
秋田本荘	183円	21,136円
男鹿	72円	18,306円
秋田湯沢	75円	20,628円
大曲	104円	34,169円
鹿角	141円	16,664円
大館鷹巣	124円	21,136円
五城目	120円	21,586円
秋田追分	189円	37,059円
天王	234円	17,663円
秋田大湯	338円	33,662円
仁賀保	120円	17,598円
象潟	232円	14,612円
横手神岡	87円	23,524円
角館	169円	27,839円
西馬音内	265円	14,706円
東成瀬	73円	29,643円
外旭川	194円	18,810円
釈迦内	73円	20,773円
太平	80円	27,962円
下浜	64円	23,937円
角間川	96円	39,507円
内小友	74円	42,631円
比内	194円	10,953円
合川	25円	29,656円
八郎潟	(略)	22,710円
横手六郷	121円	15,530円
森岳	(略)	27,995円
由利	104円	21,376円
稲川	249円	24,762円
横手雄勝	273円	23,697円
八童	153円	11,647円
琴丘	114円	12,559円
刈和野	122円	30,684円
中仙	155円	22,771円
小坂	133円	19,765円
東由利	132円	16,411円
秋田太田	149円	26,925円
千畑	124円	24,296円
秋田井川	244円	27,088円
飯田川	129円	12,344円
若美	113円	19,417円
二ツ井	159円	22,117円
花岡	63円	18,989円
雄和	142円	28,684円
上小阿仁	144円	23,234円
八森	116円	24,152円
沢目	86円	29,626円
田沢湖	125円	26,322円
米内沢	131円	14,186円
秋田船越	121円	18,974円
秋田河辺	209円	14,890円
矢島	112円	7,823円
秋田北浦	58円	29,514円
金浦	196円	23,101円
八幡平	81円	27,856円
阿仁	106円	19,790円
横手神代	191円	38,486円
秋田脇本	42円	26,604円
由利院内	203円	34,178円
平鹿	94円	11,555円
雄物川	172円	17,160円
西目	313円	20,850円

	横手大森	234円	35,244円
	秋田大内	248円	25,689円
	秋田鳥海	108円	24,478円
	西明寺	186円	29,125円
	横手山内	241円	28,904円
	須川	64円	60,296円
	横手十文字	201円	10,329円
	横手金沢	152円	24,797円
	大館大湯	99円	25,749円
	十和田南	137円	22,694円
	早口	184円	18,402円
	秋田道川	169円	25,590円
	秋田協和	185円	66,832円
	横手仙北	156円	17,604円
	後三年	152円	35,332円
	五里合	72円	21,808円
	藤里	140円	41,165円
	大雄	201円	25,816円
	外小友	160円	29,081円
山形県	山形	377円	29,056円
	山形金井	468円	15,662円
	山形十文字	263円	17,298円
	今塚	1,071円	104,838円
	あかねヶ丘	685円	49,411円
	米沢	250円	25,788円
	米沢窪田	190円	19,670円
	八幡原	72円	33,672円
	鶴岡	320円	18,550円
	酒田2	350円	26,171円
	酒田緑ヶ丘	299円	22,562円
	酒田高砂	111円	20,700円
	新庄	352円	23,850円
	寒河江	338円	41,126円
	山形上山	260円	15,661円
	村山	164円	26,088円
	長井	148円	23,299円
	天童	349円	32,401円
	高橋	505円	9,519円
	神町	375円	17,696円
	東根	284円	27,125円
	尾花沢	296円	42,438円
	南陽	186円	21,245円
	河北	154円	18,129円
	山形朝日	179円	13,680円
	白鷹	184円	15,447円
	余目	127円	12,822円
	藤島	191円	34,056円
	酒田三川	185円	33,712円
	温海	349円	31,195円
	山形小国	197円	33,145円
	庄内朝日機械	109円	37,992円
	山形川西	237円	23,564円
	酒田水沢	85円	34,089円
	袖浦	109円	40,816円
	山形大江	295円	28,677円
	山辺	357円	21,372円
	山形中山	342円	77,260円
	南原	95円	23,314円
	宮内	216円	32,670円
	高畠	298円	18,167円
	櫛引	138円	24,387円
	白岩	348円	17,736円
	山形西川	122円	30,175円
	糠野目	218円	34,291円
	米沢飯豊	158円	22,861円
	酒田羽黒	232円	46,852円
	本道寺	53円	69,442円
	山形平田	301円	17,705円
	酒田立川	207円	24,751円

	増田	112円	28,349円
	横手大森	193円	34,764円
	秋田大内	219円	25,665円
	秋田鳥海	83円	21,830円
	西明寺	151円	28,018円
	横手山内	183円	28,018円
	須川	49円	41,480円
	横手十文字	183円	9,593円
	横手金沢	122円	24,210円
	大館大湯	88円	26,493円
	十和田南	130円	22,149円
	早口	163円	17,647円
	秋田道川	149円	25,106円
	秋田協和	158円	46,052円
	横手仙北	136円	16,886円
	後三年	113円	34,668円
	五里合	62円	22,817円
	藤里	148円	40,285円
	大雄	171円	24,670円
	外小友	122円	27,931円
山形県	山形	351円	29,076円
	山形金井	453円	16,614円
	山形十文字	244円	16,851円
	今塚	1,047円	65,293円
	あかねヶ丘	673円	47,233円
	米沢	218円	30,527円
	米沢窪田	177円	19,218円
	八幡原	57円	31,944円
	鶴岡	309円	18,296円
	酒田2	335円	23,643円
	酒田緑ヶ丘	260円	22,248円
	酒田高砂	80円	21,226円
	新庄	319円	22,437円
	寒河江	308円	43,327円
	山形上山	244円	27,713円
	村山	150円	22,783円
	長井	145円	22,652円
	天童	341円	30,650円
	高橋	467円	8,975円
	神町	354円	17,405円
	東根	269円	19,427円
	尾花沢	273円	42,974円
	南陽	182円	21,980円
	河北	142円	17,656円
	山形朝日	150円	13,364円
	白鷹	177円	15,018円
	余目	120円	11,983円
	藤島	184円	33,946円
	酒田三川	181円	33,368円
	温海	340円	31,079円
	山形小国	187円	32,931円
	庄内朝日機械	90円	36,927円
	山形川西	230円	47,252円
	酒田水沢	67円	33,123円
	袖浦	96円	39,807円
	山形大江	258円	28,467円
	山辺	330円	20,943円
	山形中山	323円	75,882円
	南原	84円	22,635円
	宮内	211円	22,692円
	高畠	289円	18,013円
	櫛引	130円	23,811円
	白岩	317円	17,254円
	山形西川	125円	29,835円
	糠野目	201円	68,606円
	米沢飯豊	156円	22,332円
	酒田羽黒	216円	46,565円
	本道寺	40円	68,276円
	山形平田	295円	18,444円

	酒田松山	238円	30,055円
	酒田三瀬	82円	26,083円
	山形金山	94円	24,808円
	真室川	186円	26,353円
	中和田	180円	16,258円
	鼠ヶ関	121円	52,550円
	蔵王	173円	36,516円
	酒田大山	275円	12,707円
	湯野浜	205円	57,978円
	本楯	119円	30,909円
	泉田	101円	30,551円
	村山大久保	199円	26,831円
	山形白鳥	197円	31,192円
	山形東郷	117円	48,196円
	福原	139円	37,866円
	大石田	157円	37,330円
	鮭川	117円	27,824円
	古口	131円	29,253円
	遊佐	208円	16,690円
	吹浦	56円	33,236円
	酒田八幡	121円	29,863円
	舟形	188円	59,582円
	須田板	163円	29,739円
	山形玉野	95円	26,879円
	清水	102円	30,607円
福島県	福島	396円	39,591円
	福島清水	702円	21,354円
	福島佐倉	429円	18,970円
	瀬上	548円	12,837円
	福島大森	570円	18,312円
	蓬萊	336円	22,701円
	飯坂	253円	25,174円
	福島花園	497円	27,559円
	会津若松	408円	19,807円
	東栄町分局	705円	19,474円
	福島郡山	1,491円	25,982円
	郡山芳賀	695円	32,679円
	笹川	693円	18,499円
	日和田	141円	34,563円
	喜久田	302円	36,567円
	大槻	659円	16,197円
	郡山守山	74円	40,755円
	磐梯熱海	131円	47,672円
	いわき	536円	27,605円
	小名浜	385円	39,592円
	勿来	326円	29,273円
	内郷	530円	15,527円
	好間	565円	32,763円
	草野	400円	13,246円
	いわき常磐	257円	18,928円
	四倉	480円	38,582円
	いわき若葉台	1,202円	24,992円
	いわき泉	591円	40,229円
	いわき玉川	503円	16,347円
	いわき窪田	501円	22,363円
	白河	295円	31,607円
	福島原町	422円	27,049円
	郡山須賀川	273円	40,880円
	喜多方	304円	13,564円
	福島相馬	514円	33,116円
	二本松	314円	16,591円
	福島藤田	297円	26,674円
	二本松本宮	238円	9,949円
	田島	335円	21,215円
	猪苗代	268円	32,879円
	会津若松坂下	373円	23,455円
	郡山西郷	302円	24,063円
	郡山石川	335円	21,142円
	三春	218円	15,564円

	酒田立川	180円	23,905円
	酒田松山	228円	29,583円
	酒田三瀬	77円	25,784円
	山形金山	80円	23,911円
	真室川	190円	25,038円
	中和田	165円	15,573円
	鼠ヶ関	98円	35,120円
	蔵王	160円	35,863円
	酒田大山	270円	12,414円
	湯野浜	158円	56,687円
	本楯	105円	30,497円
	泉田	92円	29,539円
	村山大久保	186円	26,402円
	山形白鳥	170円	30,574円
	山形東郷	92円	46,784円
	福原	126円	36,631円
	大石田	147円	36,815円
	鮭川	110円	26,846円
	古口	129円	28,039円
	遊佐	184円	16,136円
	吹浦	49円	34,391円
	酒田八幡	110円	29,312円
	舟形	172円	41,138円
	須田板	150円	28,624円
	山形玉野	87円	25,750円
	清水	96円	29,168円
福島県	福島	391円	42,863円
	福島清水	634円	21,206円
	福島佐倉	406円	19,189円
	瀬上	513円	16,037円
	福島大森	496円	23,006円
	蓬萊	297円	22,000円
	飯坂	244円	24,493円
	福島花園	420円	31,756円
	会津若松	371円	19,802円
	東栄町分局	644円	21,742円
	福島郡山	1,500円	25,245円
	郡山芳賀	671円	32,926円
	笹川	638円	18,160円
	日和田	126円	34,107円
	喜久田	285円	36,868円
	大槻	620円	15,981円
	郡山守山	64円	40,585円
	磐梯熱海	112円	89,673円
	いわき	514円	31,479円
	小名浜	371円	39,359円
	勿来	314円	31,631円
	内郷	501円	15,740円
	好間	533円	32,985円
	草野	369円	12,872円
	いわき常磐	239円	24,670円
	四倉	534円	38,589円
	いわき若葉台	982円	24,244円
	いわき泉	544円	27,990円
	いわき玉川	537円	16,011円
	いわき窪田	454円	49,859円
	白河	293円	30,613円
	福島原町	316円	27,679円
	郡山須賀川	238円	39,771円
	喜多方	270円	13,987円
	福島相馬	482円	32,617円
	二本松	310円	16,745円
	福島藤田	284円	26,685円
	二本松本宮	227円	10,680円
	田島	319円	18,966円
	猪苗代	254円	44,998円
	会津若松坂下	370円	23,482円
	郡山西郷	278円	23,599円
	郡山石川	319円	21,051円

磐城富岡	449円	12,597円
浪江	730円	21,552円
会津山口	317円	20,317円
会津若松広田	199円	29,250円
福島梁川	379円	29,919円
保原	390円	15,653円
江名	227円	29,818円
福島川俣	215円	24,137円
塙	516円	20,597円
新地	442円	32,213円
小高	505円	32,891円
福島伊達	404円	39,148円
桑折	401円	26,278円
福島松川	264円	24,790円
鏡石	332円	13,596円
塩川	339円	33,699円
棚倉	277円	14,345円
郡山浅川	127円	27,045円
福島鹿島	337円	25,725円
柳津	77円	29,180円
飯野	290円	30,724円
磐梯	174円	37,885円
靈山	194円	45,720円
橋本	454円	34,026円
泉崎	185円	28,478円
大玉	218円	27,401円
大林	306円	27,439円
表郷	118円	33,651円
郡山中島	120円	35,175円
湖南	111円	35,079円
白沢	136円	25,338円
多田野	111円	17,749円
古殿	216円	25,836円
西会津	99円	22,336円
北会津	122円	17,778円
新鶴	224円	35,932円
いわき広野	286円	18,292円
久ノ浜	217円	465,658円
船引	338円	34,320円
鮫川	136円	13,599円
福島東和	278円	32,665円
郡山岩瀬	289円	25,363円
川桁	96円	30,684円
柳橋	172円	27,728円
岩代	114円	17,176円
郡山長沼	194円	28,736円
会津若松下郷	241円	18,675円
熱塩	124円	41,165円
山都	164円	18,965円
郡山東	108円	20,088円
大信	185円	27,799円
都路	95円	13,101円
常葉	155円	21,005円
檜葉	35円	21,749円
庭坂	66円	19,584円
沼之内	389円	36,517円
いわき小川	270円	22,510円
上遠野	345円	20,158円
小作田	285円	16,952円
原釜	234円	27,961円
裏磐梯	1,068円	45,978円
会津高田	280円	38,574円
会津本郷	213円	15,312円
郡山玉川	211円	18,846円
小野新町	303円	35,001円
大熊	457円	22,708円
いわき双葉	242円	28,288円
飯館	370円	22,270円
天栄	231円	23,060円

三春	202円	14,905円
磐城富岡	420円	16,848円
浪江	721円	21,124円
会津山口	301円	47,363円
会津若松広田	190円	30,457円
福島梁川	364円	29,503円
保原	380円	16,354円
江名	199円	29,644円
福島川俣	206円	55,367円
塙	496円	20,173円
新地	411円	31,489円
小高	306円	32,894円
福島伊達	378円	39,823円
桑折	381円	25,989円
福島松川	249円	24,723円
鏡石	318円	12,999円
塩川	301円	32,596円
棚倉	269円	13,933円
郡山浅川	133円	26,471円
福島鹿島	304円	51,853円
柳津	73円	29,338円
飯野	265円	30,744円
磐梯	157円	36,884円
靈山	181円	45,797円
橋本	381円	38,275円
泉崎	173円	30,124円
大玉	215円	27,224円
大林	262円	26,774円
表郷	108円	33,537円
郡山中島	108円	35,097円
湖南	84円	34,618円
白沢	118円	24,682円
多田野	93円	19,326円
古殿	217円	25,851円
西会津	83円	22,069円
北会津	113円	16,857円
新鶴	207円	35,185円
いわき広野	208円	17,836円
久ノ浜	91円	358,212円
船引	327円	60,878円
鮫川	117円	56,515円
福島東和	249円	33,171円
郡山岩瀬	258円	24,113円
川桁	92円	29,861円
柳橋	141円	28,449円
岩代	107円	16,847円
郡山長沼	160円	27,767円
会津若松下郷	215円	17,767円
熱塩	97円	40,356円
山都	151円	18,473円
郡山東	102円	19,542円
大信	127円	28,677円
都路	77円	48,882円
常葉	135円	20,321円
檜葉	213円	21,503円
庭坂	195円	19,029円
沼之内	414円	36,754円
いわき小川	249円	22,124円
上遠野	314円	19,617円
小作田	258円	16,281円
原釜	224円	27,349円
裏磐梯	912円	45,525円
会津高田	247円	38,821円
会津本郷	199円	14,738円
郡山玉川	205円	18,662円
小野新町	290円	35,176円
大熊	440円	23,964円
いわき双葉	228円	28,014円
飯館	351円	21,720円

	只見	332円	27,631円
	会津若松吾妻	66円	100,298円
	矢祭	381円	18,077円
	滝根	175円	24,334円
	大越	34円	35,297円
	郡山七郷	221円	19,113円
	移	183円	29,370円
茨城県	水戸大町	580円	44,802円
	茨城赤塚	543円	37,644円
	水戸吉田	341円	16,830円
	千波	565円	38,078円
	多賀	375円	19,780円
	久慈浜	375円	18,290円
	日立別館	289円	24,858円
	茨城日高	355円	38,866円
	土浦	261円	38,171円
	荒川沖	496円	30,636円
	神立	257円	32,414円
	石岡国府	403円	31,490円
	下館別館	374円	19,682円
	下館川島	302円	54,642円
	結城	(略)	24,781円
	結城南	227円	18,523円
	竜ヶ崎	158円	30,043円
	土浦佐貫	541円	24,538円
	那珂湊	291円	26,963円
	阿字ヶ浦	426円	18,166円
	下妻	310円	29,233円
	水海道菅生	430円	33,061円
	水海道別	424円	47,361円
	茨城勝田	354円	28,239円
	高萩	192円	32,414円
	北茨城	201円	18,364円
	取手	465円	22,282円
	茨城岩井	179円	30,933円
	土浦牛久	783円	18,869円
	つくば	1,556円	35,233円
	大穂	742円	16,556円
	桜	235円	18,174円
	つくば北	143円	21,227円
	筑波山	325円	18,487円
	吉沼	91円	35,754円
	筑波谷田部	368円	17,521円
	土浦豊里	427円	88,938円
	大洗	434円	13,770円
	友部	383円	36,638円
	茨城東海	510円	20,753円
	那珂	363円	6,947円
	常陸大宮	353円	37,997円
	金砂郷	147円	60,998円
十王	355円	20,618円	
常陸鹿島	487円	22,155円	
神栖	422円	22,632円	
茨城萩原	243円	18,051円	
潮来延方	323円	29,725円	
美浦	210円	33,865円	
谷和原	431円	166,683円	
守谷清水	683円	39,780円	
古河2	648円	11,203円	
古河旭	1,154円	15,503円	
総和2	302円	39,690円	
古河南	373円	44,885円	
茨城境	364円	36,615円	
石岡東	358円	97,167円	
石岡	467円	40,262円	
常陸太田別館	317円	21,779円	
羽鳥	276円	54,558円	
千葉若松	126円	24,039円	
矢田部	246円	50,000円	

	天栄	193円	21,649円
	只見	301円	26,755円
	会津若松吾妻	50円	98,742円
	矢祭	364円	17,521円
	滝根	161円	35,524円
	大越	88円	36,424円
	郡山七郷	186円	17,818円
	移	153円	31,014円
茨城県	水戸大町	572円	46,581円
	茨城赤塚	328円	39,407円
	水戸吉田	329円	18,556円
	千波	566円	41,103円
	多賀	362円	20,348円
	久慈浜	365円	20,982円
	日立別館	242円	25,540円
	茨城日高	349円	34,586円
	土浦	249円	38,913円
	荒川沖	494円	30,786円
	神立	254円	31,150円
	石岡国府	394円	27,397円
	下館別館	344円	27,416円
	下館川島	269円	55,103円
	結城	(略)	26,077円
	結城南	203円	29,308円
	竜ヶ崎	147円	30,592円
	土浦佐貫	504円	24,724円
	那珂湊	251円	30,269円
	阿字ヶ浦	390円	19,099円
	下妻	269円	31,871円
	水海道菅生	385円	22,534円
	水海道別	317円	83,097円
	茨城勝田	332円	41,183円
	高萩	177円	24,995円
	北茨城	162円	22,636円
	取手	453円	22,292円
	茨城岩井	170円	28,291円
	土浦牛久	764円	21,066円
	つくば	1,525円	39,912円
	大穂	689円	27,967円
	桜	209円	21,311円
	つくば北	141円	20,299円
	筑波山	277円	19,946円
	吉沼	86円	25,240円
	筑波谷田部	339円	19,873円
	土浦豊里	387円	87,219円
	大洗	402円	19,101円
	友部	381円	61,602円
	茨城東海	530円	23,986円
	那珂	352円	6,326円
	常陸大宮	336円	41,230円
	金砂郷	144円	59,288円
十王	341円	17,803円	
常陸鹿島	341円	23,986円	
神栖	300円	22,980円	
茨城萩原	191円	17,053円	
潮来延方	256円	32,658円	
美浦	192円	25,617円	
谷和原	399円	168,186円	
守谷清水	600円	44,326円	
古河2	644円	7,404円	
古河旭	1,043円	14,628円	
総和2	291円	39,238円	
古河南	361円	44,512円	
茨城境	325円	36,569円	
石岡東	310円	110,141円	
石岡	317円	51,760円	
常陸太田別館	291円	22,889円	
羽鳥	260円	54,099円	
千葉若松	95円	23,740円	

阿見	353円	11,808円
高場	415円	36,454円
笠間	340円	26,689円
稲戸井	525円	18,255円
茨城	274円	52,873円
茨城岩瀬	267円	19,416円
大子	210円	27,265円
鉾田	164円	20,137円
江戸崎	153円	13,478円
伊奈	324円	99,681円
藤代蔵前	458円	36,046円
奥野	149円	25,790円
牛堀	353円	30,416円
阿見南	130円	9,327円
茨城東	69円	21,901円
総和	302円	23,464円
岡田	174円	35,150円
関城	128円	20,983円
茨城協和	465円	51,604円
利根	127円	59,948円
いばらき旭	99円	32,912円
常澄	212円	24,054円
内原	944円	16,506円
石岡大野	171円	20,908円
荻崎	194円	56,230円
新利根	110円	30,745円
岩間	307円	17,586円
八郷	84円	15,395円
茨城鳥栖	100円	24,666円
涸沼	147円	24,507円
瓜連	473円	15,957円
茨城北浦	69円	64,885円
茨城玉造	103円	20,545円
常北	248円	20,218円
岡郷	174円	39,276円
五霞	179円	48,205円
茨城八千代	275円	29,986円
大洋	90円	57,957円
茨城土浦	248円	32,867円
波崎	244円	39,347円
茨城出島	111円	29,464円
沖宿	117円	21,312円
潮来	220円	37,084円
明野	129円	23,311円
真壁	223円	17,953円
茨城千代田	310円	23,998円
茨城大津	284円	16,394円
茨城稲田	156円	31,781円
七郷	181円	14,282円
桂	27円	17,649円
土浦河内	126円	23,337円
美野里	163円	27,696円
新治	160円	13,505円
茨城麻生	186円	45,096円
飯富	190円	17,685円
国田	154円	12,788円
菅原	173円	52,420円
行方	81円	18,478円
蔵川	96円	25,308円
出島東	130円	25,631円
小幡	79円	84,933円
雨引	222円	23,349円
八俣	103円	25,150円
猿島	118円	38,849円
御前山	142円	14,990円
茨城三和	763円	28,222円
沓掛	143円	18,331円
いばらき小川	167円	65,603円
山方	184円	15,915円

矢田部	227円	49,490円
阿見	349円	14,218円
高場	398円	47,448円
笠間	315円	32,645円
稲戸井	489円	20,888円
茨城	256円	49,185円
茨城岩瀬	256円	19,589円
大子	149円	32,145円
鉾田	136円	21,605円
江戸崎	130円	14,425円
伊奈	271円	74,183円
藤代蔵前	414円	38,766円
奥野	137円	74,367円
牛堀	278円	30,344円
阿見南	123円	10,214円
茨城東	61円	21,619円
総和	291円	138,107円
岡田	175円	69,963円
関城	121円	32,413円
茨城協和	450円	50,508円
利根	113円	74,653円
いばらき旭	91円	32,635円
常澄	190円	28,017円
内原	933円	17,052円
石岡大野	156円	18,442円
荻崎	171円	56,461円
新利根	99円	26,632円
岩間	287円	33,031円
八郷	92円	14,947円
茨城鳥栖	74円	76,625円
涸沼	127円	24,905円
瓜連	445円	17,738円
茨城北浦	59円	63,955円
茨城玉造	96円	38,151円
常北	227円	21,404円
岡郷	161円	38,253円
五霞	160円	48,422円
茨城八千代	259円	31,190円
大洋	82円	75,449円
茨城土浦	244円	30,179円
波崎	239円	43,475円
茨城出島	93円	29,469円
沖宿	103円	22,483円
潮来	207円	30,675円
明野	113円	24,172円
真壁	210円	28,574円
茨城千代田	296円	25,147円
茨城大津	268円	42,771円
茨城稲田	151円	75,571円
七郷	152円	15,259円
桂	25円	63,605円
土浦河内	119円	24,450円
美野里	156円	40,442円
新治	138円	32,433円
茨城麻生	168円	34,348円
飯富	175円	19,212円
国田	147円	62,550円
菅原	138円	52,789円
行方	66円	80,238円
蔵川	74円	86,005円
出島東	114円	21,808円
小幡	68円	98,589円
雨引	208円	79,664円
八俣	89円	60,426円
猿島	100円	36,918円
御前山	118円	73,945円
茨城三和	739円	45,004円
沓掛	122円	76,509円
いばらき小川	175円	44,136円

	水府	53円	57,819円
	茨城桜川	82円	58,781円
	石下	181円	102,362円
栃木県	茨城美和	218円	61,917円
	宇都宮	742円	44,476円
	宇都宮平出	302円	34,281円
	道場宿	326円	37,060円
	瑞穂野	238円	18,009円
	徳次郎	540円	32,265円
	砥上	561円	43,771円
	江曾島	850円	16,418円
	雀宮	830円	34,812円
	足利	345円	48,175円
	足利相生	498円	33,629円
	足利西	334円	15,915円
	足利南	540円	20,255円
	栃木	341円	32,642円
	栃木北	236円	26,968円
	佐野	287円	24,057円
	鹿沼	316円	19,552円
	北犬飼	259円	70,800円
	日光	355円	55,087円
	今市	219円	24,537円
	栃木小山	824円	48,120円
	雨ヶ谷	396円	9,306円
	延島	187円	14,042円
	真岡	274円	30,525円
	大田原2	234円	25,402円
	矢板	510円	22,297円
	黒磯	377円	37,037円
	上三川	522円	72,359円
	栃木河内	554円	47,720円
	栃木芳賀	329円	28,060円
	栃木壬生2	1,768円	17,689円
	石橋	560円	25,038円
	栃木小金井	615円	30,495円
	新野木	508円	113,654円
	栃木大平	403円	68,025円
	岩舟	276円	18,610円
	鬼怒川川治	206円	33,390円
	宝積寺	534円	12,528円
	栃木烏山	202円	12,281円
	西那須野2	325円	15,938円
	田沼	360円	8,909円
	益子	350円	43,571円
	間々田	367円	39,664円
栃木城山	296円	12,984円	
南犬飼	426円	16,875円	
氏家別	437円	30,489円	
葛生2	263円	28,273円	
赤見	244円	50,510円	
薬師寺	184円	26,628円	
小山西	154円	26,420円	
卒島	259円	39,847円	
栃木富田	297円	32,209円	
栃木藤岡2	264円	13,109円	
栃木田原	185円	43,306円	
栃木西方	160円	47,021円	
上河内	218円	42,742円	
野崎	238円	119,389円	
佐久山	136円	38,917円	
片岡	233円	20,808円	
東那須野	273円	23,355円	
栃木梅沢	156円	48,978円	
楡木	166円	89,586円	
栃木大沢	177円	15,579円	
伊王野2	125円	22,949円	
喜連川	234円	49,025円	
馬頭	194円	17,467円	

	山方	152円	66,168円
	水府	55円	56,770円
	茨城桜川	77円	59,335円
	石下	169円	102,348円
栃木県	茨城美和	170円	68,016円
	宇都宮	748円	62,084円
	宇都宮平出	303円	31,249円
	道場宿	315円	36,549円
	瑞穂野	231円	20,930円
	徳次郎	519円	32,053円
	砥上	515円	32,822円
	江曾島	848円	19,622円
	雀宮	811円	34,552円
	足利	343円	46,995円
	足利相生	485円	27,650円
	足利西	318円	29,163円
	足利南	527円	24,682円
	栃木	288円	49,568円
	栃木北	249円	29,048円
	佐野	258円	28,431円
	鹿沼	288円	22,003円
	北犬飼	233円	65,036円
	日光	317円	44,381円
	今市	204円	24,672円
	栃木小山	791円	45,153円
	雨ヶ谷	364円	20,613円
	延島	180円	13,437円
	真岡	257円	32,489円
	大田原2	222円	26,635円
	矢板	423円	21,184円
	黒磯	346円	37,054円
	上三川	517円	70,804円
	栃木河内	536円	35,700円
	栃木芳賀	309円	28,019円
	栃木壬生2	1,746円	30,802円
	石橋	475円	30,057円
	栃木小金井	563円	42,622円
	新野木	426円	88,390円
	栃木大平	389円	75,455円
	岩舟	266円	18,008円
	鬼怒川川治	194円	32,908円
	宝積寺	523円	19,710円
	栃木烏山	174円	12,689円
	西那須野2	308円	18,454円
	田沼	355円	13,326円
	益子	329円	52,254円
	間々田	359円	50,047円
栃木城山	280円	12,512円	
南犬飼	410円	16,288円	
氏家別	404円	44,949円	
葛生2	242円	28,566円	
赤見	242円	33,705円	
薬師寺	165円	25,420円	
小山西	149円	17,584円	
卒島	252円	38,729円	
栃木富田	273円	31,185円	
栃木藤岡2	250円	30,228円	
栃木田原	180円	42,160円	
栃木西方	153円	45,737円	
上河内	196円	41,876円	
野崎	217円	71,420円	
佐久山	127円	38,110円	
片岡	205円	51,627円	
東那須野	249円	22,164円	
栃木梅沢	138円	48,064円	
楡木	147円	45,996円	
栃木大沢	167円	14,841円	
伊王野2	104円	22,643円	
喜連川	226円	37,202円	

	黒羽	64円	60.145円
	黒田原	217円	30.543円
	栃木二宮	269円	17.463円
	市貝	264円	34.260円
	南那須	191円	48.158円
	文挾	131円	71.956円
	栃木粟野	269円	55.816円
	玉生	240円	15.013円
	熟田	120円	41.256円
	栃木小川	396円	31.414円
	塩原2	221円	14.045円
	関谷	186円	33.422円
	栃木茂木	248円	72.401円
	湯津上	254円	23.456円
	足尾交換局2	264円	16.006円
	栃木水橋	143円	45.884円
	船生	130円	16.503円
	栃木大宮	140円	31.425円
	川治	130円	41.230円
	栃木2	341円	26.508円
	那須横沢	84円	22.686円
	那須	89円	39.034円
	那須大沢	61円	30.613円
	南摩	362円	47.176円
群馬県	前橋	664円	60.288円
	野中別	866円	19.389円
	前橋元総社	514円	47.363円
	佐鳥	418円	23.219円
	前橋芳賀	227円	58.021円
	国領	521円	33.296円
	群馬高崎	453円	50.385円
	高崎支店別1	453円	26.589円
	高崎問屋町	522円	42.206円
	倉賀野	790円	18.180円
	大類	994円	25.481円
	群馬長野	879円	22.199円
	桐生錦町	229円	17.970円
	桐生相生	526円	36.125円
	伊勢崎	409円	41.644円
	豊受	330円	46.160円
	群馬太田	866円	39.322円
	太田九合	794円	20.418円
	宝泉	415円	18.864円
	群馬沼田	779円	47.857円
	館林支別1	274円	28.624円
	群馬渋川	393円	26.144円
	群馬藤岡	440円	34.517円
	群馬富岡	341円	27.492円
	群馬安中	460円	16.401円
	新群馬町	402円	21.200円
	群馬新町	378円	67.815円
	群馬長野原	419円	29.268円
	草津温泉	290円	37.949円
	玉村	483円	59.635円
	笠懸	164円	17.676円
	大間々	774円	23.166円
	群馬大泉	231円	61.455円
	中之条	194円	29.488円
	高林	457円	11.776円
	毛里田	216円	26.647円
	群馬川内	348円	16.992円
	赤城	136円	25.800円
	群馬富士見	335円	18.054円
	群馬原町	98円	73.355円
	北軽井沢	24円	22.568円
	采女	263円	27.631円
	藪塚本町	105円	15.049円
群馬板倉	695円	27.972円	
群馬川俣	316円	26.922円	

	馬頭	176円	40.023円
	黒羽	60円	70.064円
	黒田原	205円	90.688円
	栃木二宮	261円	27.143円
	市貝	247円	33.163円
	南那須	181円	41.375円
	文挾	113円	83.493円
	栃木粟野	241円	51.067円
	玉生	216円	14.450円
	熟田	109円	40.204円
	栃木小川	388円	32.926円
	塩原2	202円	14.073円
	関谷	175円	31.277円
	栃木茂木	226円	70.692円
	湯津上	233円	22.352円
	足尾交換局2	233円	43.101円
	栃木水橋	138円	45.090円
	船生	128円	16.041円
	栃木大宮	118円	29.838円
	川治	128円	50.322円
	栃木2	288円	25.954円
	那須横沢	70円	17.273円
	那須	86円	39.267円
	那須大沢	60円	20.207円
	南摩	355円	39.375円
群馬県	前橋	659円	60.222円
	野中別	828円	19.235円
	前橋元総社	498円	38.931円
	佐鳥	404円	22.703円
	前橋芳賀	205円	52.369円
	国領	506円	39.250円
	群馬高崎	466円	50.688円
	高崎支店別1	466円	25.590円
	高崎問屋町	494円	41.115円
	倉賀野	778円	19.471円
	大類	937円	25.184円
	群馬長野	843円	26.709円
	桐生錦町	210円	19.687円
	桐生相生	482円	38.265円
	伊勢崎	380円	45.998円
	豊受	322円	45.289円
	群馬太田	861円	40.620円
	太田九合	772円	19.534円
	宝泉	397円	18.237円
	群馬沼田	736円	42.995円
	館林支別1	265円	27.245円
	群馬渋川	368円	24.052円
	群馬藤岡	428円	27.970円
	群馬富岡	339円	24.726円
	群馬安中	432円	18.669円
	新群馬町	345円	20.837円
	群馬新町	419円	73.600円
	群馬長野原	376円	33.350円
	草津温泉	272円	43.708円
	玉村	478円	55.735円
	笠懸	159円	25.326円
	大間々	778円	22.690円
	群馬大泉	235円	60.668円
	中之条	190円	29.136円
	高林	454円	10.397円
	毛里田	206円	25.656円
	群馬川内	337円	14.771円
	赤城	130円	24.173円
	群馬富士見	323円	16.897円
	群馬原町	89円	71.601円
	北軽井沢	18円	22.683円
	采女	235円	27.481円
	藪塚本町	106円	14.665円
群馬板倉	629円	25.021円	

赤岩	263円	16,926円
吉井	442円	14,845円
大胡	314円	22,033円
粕川	311円	21,921円
榛名	575円	25,921円
箕郷	396円	15,270円
鬼石	164円	20,490円
下仁田交換七	147円	17,300円
甘楽	194円	15,908円
松井田	426円	13,261円
月夜野	305円	26,686円
群馬水上	134円	32,464円
群馬布施	414円	29,334円
原市	295円	17,699円
浅間高原	65円	24,213円
子持	175円	29,410円
群馬吉岡	396円	27,615円
邑楽	244円	16,849円
群馬城南	324円	17,109円
駒形	674円	44,327円
梅田	219円	27,193円
群馬新里	70円	70,126円
新国定	590円	121,514円
群馬境交換七	350円	17,950円
尾島	310円	24,288円
群馬新田	226円	12,437円
新田金井	232円	24,812円
新南蛇井	439円	68,414円
北橋	190円	28,905円
渋川伊香保	319円	25,910円
群馬岩崎	96円	18,336円
館林東	191円	27,967円
倉淵	357円	56,294円
磐戸	183円	31,097円
嬬恋	472円	20,289円
追貝	367円	34,255円
片品	361円	62,512円
伊勢崎支別1	409円	27,987円
猿ヶ京	508円	19,291円
埼玉県		
川越	1,545円	40,477円
川越新宿	2,569円	31,588円
南古谷	2,246円	61,917円
川越霞ヶ関	3,110円	22,726円
熊谷末広	607円	33,034円
三ヶ尻	1,068円	24,277円
埼玉川口	4,447円	41,877円
川口青木	3,720円	47,832円
川口芝	2,070円	26,211円
安行	3,028円	30,345円
浦和東	4,044円	24,344円
浦和白幡	3,767円	20,842円
浦和常盤	2,135円	41,106円
中尾	1,950円	26,424円
浦和美園	1,504円	57,385円
埼玉大宮	5,111円	46,833円
大宮東大成	1,881円	25,882円
大宮大和田	1,404円	20,326円
大宮指扇	1,463円	24,040円
行田別館	460円	17,322円
秩父	667円	22,074円
所沢	2,661円	28,385円
所沢元町	3,068円	25,017円
所沢北野	1,198円	20,972円
所沢東	2,027円	21,402円
所沢下富	1,368円	20,482円
飯能緑町	1,523円	30,048円
原市場	650円	31,028円
吾野	662円	85,713円
加須	457円	27,149円

群馬川俣	295円	26,114円
赤岩	242円	16,203円
吉井	342円	13,505円
大胡	292円	17,281円
粕川	287円	20,994円
榛名	550円	18,850円
箕郷	377円	14,677円
鬼石	150円	19,826円
下仁田交換七	136円	17,515円
甘楽	183円	14,857円
松井田	390円	12,551円
月夜野	310円	26,136円
群馬水上	122円	32,401円
群馬布施	354円	28,531円
原市	281円	17,147円
浅間高原	24円	23,194円
子持	156円	28,578円
群馬吉岡	383円	37,015円
邑楽	236円	30,729円
群馬城南	328円	16,527円
駒形	660円	37,668円
梅田	199円	26,609円
群馬新里	56円	51,989円
新国定	518円	102,253円
群馬境交換七	349円	13,125円
尾島	307円	19,081円
群馬新田	229円	12,895円
新田金井	210円	26,211円
新南蛇井	344円	53,104円
北橋	176円	28,021円
渋川伊香保	282円	25,833円
群馬岩崎	85円	18,418円
館林東	184円	26,241円
倉淵	315円	36,841円
磐戸	126円	27,106円
嬬恋	381円	19,636円
追貝	330円	31,714円
片品	316円	42,750円
伊勢崎支別1	380円	34,093円
猿ヶ京	463円	18,994円
埼玉県		
川越	1,621円	40,102円
川越新宿	2,399円	32,637円
南古谷	2,255円	49,723円
川越霞ヶ関	2,978円	23,461円
熊谷末広	590円	33,429円
三ヶ尻	1,063円	23,791円
埼玉川口	4,465円	41,558円
川口青木	3,663円	52,463円
川口芝	2,012円	26,859円
安行	2,994円	28,866円
浦和東	4,135円	34,611円
浦和白幡	3,835円	20,482円
浦和常盤	2,176円	38,701円
中尾	1,877円	25,052円
浦和美園	1,469円	97,174円
埼玉大宮	5,264円	40,576円
大宮東大成	1,847円	42,158円
大宮大和田	1,378円	21,295円
大宮指扇	1,439円	24,184円
行田別館	418円	20,015円
秩父	626円	22,263円
所沢	2,513円	29,089円
所沢元町	3,127円	27,058円
所沢北野	1,021円	35,612円
所沢東	1,998円	21,865円
所沢下富	1,311円	20,738円
飯能緑町	1,427円	24,874円
原市場	605円	29,614円
吾野	592円	84,436円

加須花崎	478円	21,084円
埼玉本庄	570円	25,592円
東松山2	1,113円	19,206円
岩槻	1,273円	31,216円
和土	787円	11,819円
春日部武里	1,454円	26,618円
春日部八木崎	1,269円	29,227円
狭山2	1,790円	12,909円
狭山入曽	4,019円	23,995円
埼玉羽生	336円	14,910円
鴻巣	1,021円	22,194円
埼玉深谷2	490円	21,715円
上尾	1,599円	25,730円
新平方	1,926円	21,268円
浦和与野	2,991円	23,510円
草加局舎1	1,198円	38,621円
草加弁天	1,079円	19,024円
草加清門	1,626円	24,370円
越谷	2,030円	36,722円
越谷大里	1,321円	27,753円
越谷蒲生	2,088円	50,915円
蕨戸田	(略)	36,979円
西戸田	2,452円	29,034円
入間	3,766円	22,474円
入間西武	1,053円	55,710円
入間宮寺	448円	18,897円
入間金子	928円	25,168円
鳩ヶ谷	2,274円	19,991円
朝霞	1,532円	36,213円
志木	3,026円	25,266円
新座	2,120円	18,453円
埼玉加納	266円	16,190円
桶川	1,387円	33,104円
久喜2	1,415円	28,820円
鴻巣北本	2,732円	17,773円
草加八潮	1,747円	28,365円
埼玉富士見	1,896円	17,239円
埼玉三郷	1,774円	22,796円
三郷鷹野	1,236円	21,131円
三郷小谷堀	1,182円	36,867円
蓮田	1,031円	29,633円
坂戸本町	1,257円	19,254円
幸手	442円	25,371円
鶴ヶ島	1,088円	21,015円
武蔵日高電2	1,985円	20,883円
埼玉吉川	1,551円	34,343円
上尾伊奈	632円	25,991円
埼玉吹上2	869円	33,242円
大井	2,883円	35,727円
川越三芳	924円	25,037円
毛呂山2	452円	21,095円
嵐山	577円	69,247円
埼玉小川別	411円	34,020円
川越川島	360円	50,946円
埼玉吉見	435円	54,936円
皆野	392円	53,288円
熊谷吉田	302円	64,670円
埼玉江南	396円	19,852円
妻沼	349円	16,705円
埼玉岡部	475円	53,044円
寄居	417円	15,134円
川里	227円	34,814円
大利根	338円	19,550円
白岡	1,423円	27,176円
菖蒲	445円	31,537円
埼玉栗橋	591円	51,612円
鷲宮	649円	22,075円
杉戸別館	862円	27,833円
第二松伏	869円	25,835円

加須	406円	25,698円
加須花崎	395円	20,944円
埼玉本庄	542円	26,970円
東松山2	1,019円	18,986円
岩槻	1,270円	31,000円
和土	736円	12,045円
春日部武里	1,424円	25,818円
春日部八木崎	1,184円	29,556円
狭山2	1,780円	13,872円
狭山入曽	3,864円	23,888円
埼玉羽生	267円	32,624円
鴻巣	1,016円	22,103円
埼玉深谷2	485円	23,824円
上尾	1,580円	23,598円
新平方	1,858円	20,805円
浦和与野	3,059円	39,516円
草加局舎1	1,172円	34,923円
草加弁天	1,037円	17,403円
草加清門	1,530円	24,051円
越谷	2,009円	49,002円
越谷大里	1,266円	27,188円
越谷蒲生	1,963円	50,729円
蕨戸田	(略)	38,604円
西戸田	2,426円	31,951円
入間	3,685円	24,124円
入間西武	1,026円	44,455円
入間宮寺	426円	18,788円
入間金子	892円	29,623円
鳩ヶ谷	2,327円	21,292円
朝霞	1,405円	35,232円
志木	2,995円	26,721円
新座	2,067円	21,865円
埼玉加納	250円	14,980円
桶川	1,334円	34,944円
久喜2	1,385円	31,448円
鴻巣北本	2,648円	17,988円
草加八潮	1,720円	35,114円
埼玉富士見	1,881円	17,548円
埼玉三郷	1,756円	39,646円
三郷鷹野	1,199円	20,918円
三郷小谷堀	1,135円	34,566円
蓮田	1,009円	29,448円
坂戸本町	1,253円	22,633円
幸手	423円	27,832円
鶴ヶ島	1,073円	23,805円
武蔵日高電2	1,890円	20,621円
埼玉吉川	1,547円	33,884円
上尾伊奈	604円	25,229円
埼玉吹上2	812円	32,922円
大井	2,823円	29,784円
川越三芳	905円	31,291円
毛呂山2	404円	21,598円
嵐山	560円	69,005円
埼玉小川別	402円	33,783円
川越川島	354円	34,972円
埼玉吉見	430円	54,551円
皆野	376円	32,032円
熊谷吉田	261円	63,309円
埼玉江南	384円	49,961円
妻沼	347円	16,275円
埼玉岡部	465円	52,409円
寄居	402円	14,283円
川里	206円	34,201円
大利根	322円	56,253円
白岡	1,416円	38,569円
菖蒲	427円	31,191円
埼玉栗橋	571円	52,165円
鷲宮	622円	20,439円
杉戸別館	783円	31,091円

新庄和	1,447円	67,231円
箕田	545円	13,116円
埼玉滑川	565円	67,808円
児玉	273円	50,873円
慈恩寺	329円	24,709円
神川	163円	71,036円
上里	456円	19,620円
熊谷豊里	142円	69,976円
北川辺	193円	22,381円
行田北河原	156円	26,911円
行田埼玉	244円	64,812円
加須樋遣川	152円	73,510円
高坂	1,342円	18,252円
青山	363円	21,576円
川通	407円	57,553円
みろく	132円	24,275円
埼玉平野	369円	89,109円
幸手八代	459円	76,683円
越生	420円	46,206円
埼玉玉川	330円	26,385円
長瀨	560円	20,528円
上吉田	225円	64,511円
小鹿野	233円	37,198円
両神	278円	66,672円
埼玉荒川	396円	22,565円
埼玉美里	230円	69,503円
埼玉川本	234円	48,192円
寄居男衾	240円	51,270円
駒西	444円	16,403円
高麗	569円	56,906円
鳩山	296円	26,055円
埼玉花園	231円	69,062円
杉戸椿	487円	40,833円
内間木	1,095円	25,536円
名栗	123円	64,565円
東秩父	299円	70,586円
宝珠花	560円	77,450円
さいたま新都	4,149円	164,686円
久喜	1,415円	44,965円
千葉	1,167円	39,735円
千葉南	1,342円	36,100円
幕張	2,017円	70,842円
犢橋	573円	40,884円
千葉轟	2,016円	30,039円
桜木	1,778円	30,792円
菅田	773円	62,514円
新土気	1,031円	48,055円
高洲	1,987円	23,037円
稲毛	1,717円	21,240円
銚子	477円	56,365円
市川	3,494円	28,442円
鬼高	1,841円	27,963円
浦安行徳	3,681円	58,225円
市川中山	2,812円	26,030円
市川曾谷	3,173円	19,010円
市川原木	1,664円	23,893円
市川大野	1,354円	19,363円
船橋	1,467円	40,474円
薬園台	2,037円	18,603円
船橋本町	4,040円	32,809円
千葉上山	1,105円	26,378円
千葉豊富	782円	62,712円
二和	1,638円	36,775円
館山	595円	28,706円
木更津富士見	278円	25,555円
下烏田	351円	12,674円
矢那	325円	22,186円
松戸	2,929円	60,000円
五香	1,293円	22,189円

千葉県

第二松伏	738円	25,401円
新庄和	1,291円	57,504円
箕田	491円	15,135円
埼玉滑川	549円	66,186円
児玉	250円	30,250円
慈恩寺	310円	23,594円
神川	198円	69,499円
上里	400円	19,285円
熊谷豊里	122円	71,516円
北川辺	180円	23,023円
行田北河原	134円	26,887円
行田埼玉	208円	64,489円
加須樋遣川	134円	50,881円
高坂	1,301円	16,639円
青山	335円	59,097円
川通	380円	36,184円
みろく	126円	23,849円
埼玉平野	294円	74,556円
幸手八代	383円	52,170円
越生	412円	29,510円
埼玉玉川	297円	25,752円
長瀨	537円	38,008円
上吉田	184円	62,943円
小鹿野	212円	27,710円
両神	241円	41,479円
埼玉荒川	376円	22,182円
埼玉美里	219円	68,405円
埼玉川本	222円	30,960円
寄居男衾	216円	34,557円
駒西	423円	50,889円
高麗	446円	57,667円
鳩山	274円	25,027円
埼玉花園	206円	68,332円
杉戸椿	412円	39,682円
内間木	1,046円	25,378円
名栗	111円	64,034円
東秩父	253円	68,910円
宝珠花	551円	52,322円
さいたま新都	3,976円	147,284円
久喜	1,385円	52,925円
千葉	1,227円	40,878円
千葉南	1,343円	54,497円
幕張	1,841円	71,182円
犢橋	543円	45,408円
千葉轟	2,025円	30,495円
桜木	1,642円	33,088円
菅田	743円	60,284円
新土気	952円	46,283円
高洲	1,982円	46,494円
稲毛	1,753円	22,415円
銚子	450円	46,968円
市川	3,490円	35,085円
鬼高	1,619円	24,997円
浦安行徳	3,495円	63,906円
市川中山	2,690円	32,874円
市川曾谷	3,009円	18,472円
市川原木	1,584円	22,662円
市川大野	1,259円	22,193円
船橋	1,804円	39,280円
薬園台	1,990円	35,371円
船橋本町	4,083円	44,361円
千葉上山	999円	33,242円
千葉豊富	702円	64,124円
二和	1,555円	39,039円
館山	497円	33,466円
木更津富士見	271円	25,252円
下烏田	291円	36,121円
矢那	294円	21,760円
松戸	3,029円	61,878円

千葉県

松戸小金	1,677円	17,633円
松戸高塚	1,646円	47,052円
上花輪	754円	23,841円
川間交換セン	635円	68,138円
佐原	844円	21,525円
茂原別館	522円	30,298円
成田	863円	29,691円
成田赤坂	507円	34,257円
千葉佐倉	625円	34,391円
志津	622円	22,068円
馬渡	387円	15,347円
東金別館	477円	17,267円
八日市場	369円	30,804円
千葉旭	474円	31,245円
習志野	2,337円	18,834円
津田沼	2,713円	20,477円
千葉柏	2,976円	46,318円
逆井	1,950円	23,028円
田中	1,118円	39,252円
豊四季	1,959円	24,185円
市原	853円	55,195円
千葉八幡	752円	11,302円
辰己	691円	20,411円
瀬又	439円	8,174円
流山	948円	14,149円
南流山	2,264円	11,495円
千葉八千代	1,127円	24,685円
吉橋	732円	23,349円
米本	907円	28,912円
我孫子	1,166円	18,072円
鴨川	826円	20,096円
鎌ヶ谷	1,147円	23,451円
君津	598円	24,750円
千葉富津	322円	27,569円
浦安	3,492円	21,738円
四街道	878円	30,881円
袖ヶ浦	676円	15,668円
八街	314円	38,306円
千葉船穂	958円	17,647円
関宿	483円	32,672円
沼南	578円	27,683円
白井	770円	19,582円
千葉大網	1,331円	41,722円
九十九里	136円	27,695円
成東	242円	18,129円
睦沢	361円	28,445円
長生	274円	12,126円
長柄	253円	24,690円
千葉御宿	552円	14,288円
坂月	6,293円	21,141円
木更津	370円	31,141円
茂原	625円	55,871円
勝浦	266円	41,455円
姉崎	358円	30,627円
富里	1,757円	25,162円
千葉大原	171円	25,760円
野呂	933円	24,908円
千葉清川	340円	15,282円
三ツ堀	333円	32,846円
成毛	37円	11,817円
千葉三和	487円	24,810円
湖北	474円	28,421円
小名木	881円	17,999円
東高野	232円	24,928円
酒々井	804円	24,855円
小見川	253円	18,087円
十倉	248円	84,866円
千葉野尻	164円	18,128円
四木	140円	71,036円

五香	1,311円	22,537円
松戸小金	1,666円	18,754円
松戸高塚	1,376円	45,578円
上花輪	727円	23,214円
川間交換セン	580円	68,127円
佐原	798円	23,609円
茂原別館	485円	30,571円
成田	853円	30,043円
成田赤坂	479円	34,421円
千葉佐倉	617円	33,192円
志津	596円	23,208円
馬渡	371円	14,729円
東金別館	421円	17,159円
八日市場	329円	35,965円
千葉旭	468円	36,015円
習志野	2,360円	19,673円
津田沼	2,596円	22,867円
千葉柏	2,963円	50,437円
逆井	1,881円	23,855円
田中	1,125円	27,109円
豊四季	1,828円	21,243円
市原	804円	52,196円
千葉八幡	742円	36,589円
辰己	675円	20,273円
瀬又	372円	24,993円
流山	952円	24,345円
南流山	2,240円	43,748円
千葉八千代	1,105円	23,095円
吉橋	646円	23,133円
米本	867円	27,290円
我孫子	1,138円	18,840円
鴨川	764円	22,376円
鎌ヶ谷	1,064円	33,002円
君津	586円	25,441円
千葉富津	304円	27,772円
浦安	3,505円	20,074円
四街道	987円	43,857円
袖ヶ浦	691円	14,305円
八街	299円	29,080円
千葉船穂	859円	19,498円
関宿	466円	32,625円
沼南	547円	27,039円
白井	693円	20,609円
千葉大網	1,307円	39,710円
九十九里	125円	27,405円
成東	233円	17,724円
睦沢	274円	28,339円
長生	259円	11,903円
長柄	234円	23,491円
千葉御宿	510円	14,183円
坂月	6,560円	19,875円
木更津	289円	30,329円
茂原	507円	73,201円
勝浦	261円	31,099円
姉崎	348円	54,100円
富里	1,762円	39,958円
千葉大原	124円	24,411円
野呂	807円	21,866円
千葉清川	291円	21,212円
三ツ堀	297円	29,785円
成毛	89円	11,454円
千葉三和	464円	24,877円
湖北	484円	29,276円
小名木	655円	19,326円
東高野	228円	23,674円
酒々井	720円	24,926円
小見川	235円	21,114円
十倉	238円	52,174円
千葉野尻	148円	17,786円

下総	120円	9,346円
印旛	241円	24,147円
本埜	165円	20,349円
千葉山田	37円	37,679円
東庄	178円	22,180円
横芝	301円	18,741円
野栄	(略)	18,018円
多古	184円	19,365円
芝山	109円	17,034円
船形	280円	17,688円
千葉一宮	368円	14,015円
本納	266円	38,892円
千葉白子	163円	17,059円
長南	148円	58,039円
夷隅	233円	23,262円
大多喜	244円	13,480円
白里	153円	28,578円
山武北	119円	36,330円
第二成東	119円	18,600円
有秋	498円	39,274円
千倉	197円	18,375円
三里塚	289円	27,955円
千葉岩根	205円	22,930円
塚原	430円	88,792円
天羽	532円	36,836円
大佐和	176円	12,710円
安食	208円	20,231円
千葉飯岡	144円	12,525円
岬	130円	11,244円
鋸南	119円	12,689円
扇島	90円	28,996円
香取	263円	68,310円
千葉末吉	305円	11,081円
久留里	434円	19,292円
千葉清和	237円	17,664円
広岡	240円	31,869円
千葉平川	161円	21,314円
千潟	215円	19,205円
蓮沼	144円	18,095円
給田	144円	43,196円
印西	503円	28,583円
丸山	53円	22,898円
岩戸	227円	72,269円
千葉茅野	255円	19,201円
千葉岩井	88円	23,520円
千葉光	121円	29,753円
千葉和田	536円	114,053円
天津小湊	250円	20,846円
八日市場北	183円	97,332円
富浦	448円	19,443円
北多古	83円	67,168円
木更津佐貫	453円	83,514円
木更津三芳	465円	17,759円
千葉白浜	288円	17,289円
千葉七浦	178円	80,797円
犬石	138円	29,655円
西岬	131円	27,974円
千葉亀山	144円	89,497円
千葉興津	364円	12,464円
布佐	322円	26,921円
千葉牛久	303円	24,750円
千葉戸田	407円	64,383円
江見	213円	83,931円
千葉金谷	503円	80,039円
峰上	262円	84,883円
海上	386円	17,707円
北光	76円	17,494円
大原山田	304円	29,076円
千葉小湊	201円	31,904円

四木	127円	41,140円
下総	98円	17,688円
印旛	220円	23,775円
本埜	148円	26,904円
千葉山田	38円	37,102円
東庄	171円	16,851円
横芝	292円	17,481円
野栄	(略)	12,330円
多古	176円	18,827円
芝山	103円	16,902円
船形	266円	17,299円
千葉一宮	349円	13,803円
本納	252円	38,489円
千葉白子	153円	16,737円
長南	112円	56,838円
夷隅	211円	22,418円
大多喜	227円	13,200円
白里	143円	27,459円
山武北	108円	36,109円
第二成東	111円	17,804円
有秋	431円	37,984円
千倉	186円	17,933円
三里塚	280円	25,307円
千葉岩根	198円	22,625円
塚原	394円	87,865円
天羽	473円	28,226円
大佐和	162円	11,561円
安食	190円	19,737円
千葉飯岡	137円	11,964円
岬	122円	10,446円
鋸南	110円	11,386円
扇島	63円	29,668円
香取	218円	36,491円
千葉末吉	279円	10,750円
久留里	373円	18,898円
千葉清和	213円	26,259円
広岡	198円	31,798円
千葉平川	150円	20,917円
千潟	203円	18,148円
蓮沼	131円	17,406円
給田	138円	33,286円
印西	480円	23,931円
丸山	50円	22,685円
岩戸	202円	71,560円
千葉茅野	229円	25,016円
千葉岩井	82円	22,517円
千葉光	105円	22,069円
千葉和田	458円	112,508円
天津小湊	229円	17,943円
八日市場北	147円	55,692円
富浦	409円	19,195円
北多古	64円	37,112円
木更津佐貫	416円	50,356円
木更津三芳	453円	17,302円
千葉白浜	248円	17,279円
千葉七浦	141円	50,931円
犬石	110円	28,854円
西岬	119円	27,317円
千葉亀山	106円	87,624円
千葉興津	325円	11,718円
布佐	303円	26,804円
千葉牛久	294円	18,833円
千葉戸田	382円	33,929円
江見	186円	82,654円
千葉金谷	404円	48,580円
峰上	236円	43,275円
海上	359円	17,611円
北光	60円	16,551円
大原山田	271円	31,365円

	鶴舞	280円	32,373円
	高滝	222円	71,925円
	月崎	161円	35,260円
	九美上	95円	61,725円
	殿廻	131円	114,718円
	平三	182円	31,091円
	大栄	100円	25,572円
	栗源	249円	72,619円
	千葉松尾	322円	14,905円
	北芝山	147円	20,692円
	南羽鳥	193円	26,035円
	鵬川仲	170円	23,899円
	古畑	196円	41,124円
	山武南	175円	23,967円
	神崎	279円	78,910円
	庄司	108円	49,735円
	東庄南	160円	84,981円
東京都	大手町 F S	53,281円	116,626円
	霞ヶ関	49,304円	55,666円
	神田	14,309円	22,185円
	駿河台	9,797円	26,455円
	九段	9,267円	13,646円
	丸の内	28,626円	26,943円
	京橋	10,382円	48,417円
	銀座	42,524円	32,399円
	東銀座	31,185円	18,013円
	東京築地	6,719円	60,915円
	茅場兜	7,083円	24,056円
	晴海	7,294円	31,771円
	東京浜町	4,568円	28,273円
	芝	18,021円	32,631円
	東京赤坂	16,457円	26,517円
	東京青山	30,811円	51,503円
	白金	20,187円	19,890円
	東京三田	10,501円	24,039円
	新宿	16,600円	25,684円
	東京大久保	11,488円	39,710円
	四谷	7,310円	29,279円
	牛込	6,150円	24,392円
	西新宿	25,691円	33,174円
	小石川	6,997円	34,963円
	東京大塚	6,568円	97,374円
	駒込第2	7,126円	17,596円
	東京上野	16,890円	40,703円
	浅草	3,368円	22,483円
	吉原	2,437円	23,701円
	墨田	3,657円	85,540円
	本所	3,502円	39,929円
	向島	3,946円	31,903円
	江東	4,498円	53,327円
	東京深川	3,670円	26,788円
	東京城東	4,003円	42,996円
	江東辰巳	2,930円	13,551円
	東京新有明	6,578円	37,181円
	東京大崎	11,936円	28,636円
	荏原	6,299円	20,126円
	品川	7,103円	33,208円
	大田支店埠頭	2,526円	32,180円
	自由ヶ丘	9,218円	25,531円
	目黒本館	6,424円	52,775円
	蒲田	6,474円	27,800円
	東京大森	6,233円	32,404円
	馬込	5,385円	23,582円
	池上	6,041円	18,955円
	羽田	4,754円	23,403円
	田園調布	20,147円	39,052円
	雪ヶ谷	5,816円	26,848円
	矢口	4,038円	22,268円
	世田谷	6,866円	38,968円

	千葉小湊	176円	31,732円
	鶴舞	241円	32,512円
	高滝	185円	38,629円
	月崎	134円	34,543円
	九美上	75円	33,590円
	殿廻	102円	117,710円
	平三	129円	30,579円
	大栄	90円	27,960円
	栗源	224円	39,196円
	千葉松尾	313円	14,654円
	北芝山	133円	20,055円
	南羽鳥	179円	21,023円
	鵬川仲	143円	22,928円
	古畑	183円	58,621円
	山武南	156円	23,325円
	神崎	244円	39,469円
	庄司	90円	41,153円
	東庄南	141円	83,540円
東京都	大手町 F S	56,971円	120,351円
	霞ヶ関	52,658円	47,954円
	神田	15,267円	33,006円
	駿河台	10,339円	20,884円
	九段	10,009円	12,669円
	丸の内	30,634円	38,125円
	京橋	11,377円	42,419円
	銀座	52,704円	34,714円
	東銀座	35,893円	16,744円
	東京築地	7,041円	64,819円
	茅場兜	7,546円	28,125円
	晴海	7,539円	33,877円
	東京浜町	4,814円	23,655円
	芝	19,318円	38,473円
	東京赤坂	17,857円	26,350円
	東京青山	35,492円	52,184円
	白金	21,593円	20,983円
	東京三田	11,271円	24,980円
	新宿	17,401円	27,922円
	東京大久保	15,937円	45,266円
	四谷	7,482円	43,229円
	牛込	6,497円	21,461円
	西新宿	29,191円	31,961円
	小石川	7,294円	33,941円
	東京大塚	7,045円	90,344円
	駒込第2	7,587円	17,906円
	東京上野	20,011円	50,624円
	浅草	3,427円	23,342円
	吉原	2,549円	24,611円
	墨田	3,651円	62,197円
	本所	3,718円	40,743円
	向島	3,956円	34,062円
	江東	4,481円	52,507円
	東京深川	3,779円	25,753円
	東京城東	3,985円	43,353円
	江東辰巳	3,099円	13,172円
	東京新有明	6,670円	47,778円
	東京大崎	12,464円	29,304円
	荏原	6,812円	20,979円
	品川	7,061円	31,129円
	大田支店埠頭	2,401円	31,886円
	自由ヶ丘	9,521円	26,809円
	目黒本館	6,821円	54,796円
	蒲田	6,663円	28,844円
	東京大森	6,507円	33,539円
	馬込	5,202円	22,174円
	池上	6,059円	20,042円
	羽田	5,110円	24,966円
	田園調布	19,909円	39,576円
	雪ヶ谷	5,910円	34,606円
	矢口	4,189円	22,901円

成城	8,122円	29,344円
砧	7,464円	37,950円
弦巻	9,025円	27,562円
東京烏山	7,039円	19,017円
東京玉川	15,134円	25,421円
東京瀬田	4,928円	29,035円
上北沢	6,578円	21,097円
松沢ビル2	4,234円	45,415円
東渋谷	25,134円	36,126円
代々木	10,217円	17,033円
渋谷	24,521円	31,286円
東京野方	6,934円	54,051円
東京中野	9,682円	60,974円
高円寺	6,196円	54,338円
杉並	5,344円	38,574円
井草	11,490円	23,782円
荻窪	3,832円	20,414円
久我山	6,486円	26,617円
池袋	5,162円	62,379円
巣鴨	3,217円	31,499円
落合別館	5,782円	26,756円
十条	5,068円	28,451円
王子	2,580円	78,463円
田端尾久	4,082円	31,322円
赤羽営業別館	4,157円	22,761円
東京荒川	2,048円	63,471円
板橋	3,848円	41,172円
成増	4,512円	28,618円
志村	4,016円	28,331円
南板橋別館	5,614円	14,284円
北町	3,673円	47,674円
練馬	5,412円	39,990円
東京大泉	4,643円	29,340円
関町	4,882円	22,239円
西練馬	4,440円	26,946円
石神井	4,322円	39,338円
梅島	3,001円	54,953円
千住	3,469円	29,417円
西新井	2,907円	22,033円
竹の塚	3,189円	22,213円
東京綾瀬	2,504円	35,860円
葛飾	3,765円	27,550円
亀有	3,838円	18,455円
金町	4,005円	24,252円
江戸川別館	3,322円	29,345円
小岩	3,537円	49,581円
葛西	3,225円	50,249円
東江戸川	2,936円	33,305円
八王子元横山	2,521円	18,786円
八王子浅川	2,011円	31,904円
八王子明神	2,349円	20,372円
八王子由木	2,328円	26,566円
八王子片倉	3,942円	35,913円
八王子滝山	1,846円	10,242円
八王子新明神	2,609円	28,965円
立川砂川	3,248円	32,873円
新立川	4,482円	17,648円
武蔵野	14,778円	45,234円
吉祥寺	8,597円	64,891円
武蔵境	4,517円	23,693円
三鷹	4,988円	24,963円
青梅	1,034円	25,257円
青梅東	1,066円	15,171円
武蔵府中	4,758円	35,100円
昭島	5,073円	24,987円
調布	3,910円	38,175円
町田	3,245円	19,261円
鶴川	3,400円	33,010円
町田忠生	1,589円	26,190円

世田谷	7,795円	38,513円
成城	8,172円	28,611円
砧	7,845円	31,789円
弦巻	9,322円	31,876円
東京烏山	7,231円	18,427円
東京玉川	15,706円	32,219円
東京瀬田	4,998円	28,664円
上北沢	6,644円	27,689円
松沢ビル2	4,392円	43,351円
東渋谷	27,870円	40,105円
代々木	10,534円	17,877円
渋谷	27,463円	29,181円
東京野方	7,646円	53,349円
東京中野	10,418円	62,716円
高円寺	6,633円	50,408円
杉並	5,925円	59,810円
井草	11,867円	50,127円
荻窪	4,276円	24,151円
久我山	6,813円	58,066円
池袋	5,456円	68,783円
巣鴨	3,361円	48,730円
落合別館	6,250円	26,359円
十条	5,298円	30,173円
王子	2,696円	62,758円
田端尾久	4,229円	35,820円
赤羽営業別館	4,230円	23,825円
東京荒川	2,254円	65,274円
板橋	4,060円	75,738円
成増	4,502円	28,839円
志村	4,297円	30,903円
南板橋別館	5,764円	16,759円
北町	3,790円	52,386円
練馬	4,905円	82,415円
東京大泉	4,841円	29,902円
関町	5,198円	22,571円
西練馬	4,937円	30,863円
石神井	4,640円	37,845円
梅島	3,190円	62,664円
千住	3,513円	31,808円
西新井	2,998円	23,982円
竹の塚	3,290円	27,405円
東京綾瀬	2,747円	40,006円
葛飾	3,932円	26,959円
亀有	3,836円	24,259円
金町	4,152円	25,971円
江戸川別館	3,366円	55,754円
小岩	3,623円	39,255円
葛西	3,433円	54,345円
東江戸川	3,110円	37,298円
八王子元横山	2,224円	18,821円
八王子浅川	2,038円	32,204円
八王子明神	2,347円	20,851円
八王子由木	2,184円	27,456円
八王子片倉	4,312円	35,713円
八王子滝山	1,764円	8,430円
八王子新明神	2,399円	32,493円
立川砂川	3,020円	38,882円
新立川	4,579円	17,304円
武蔵野	15,238円	36,252円
吉祥寺	8,777円	70,816円
武蔵境	4,628円	24,674円
三鷹	5,292円	25,808円
青梅	1,023円	25,740円
青梅東	1,106円	18,611円
武蔵府中	4,885円	34,469円
昭島	4,653円	25,623円
調布	3,943円	38,512円
町田	3,311円	21,659円
鶴川	3,368円	31,276円

	町田北忠生	3,474円	39,767円
	町田鶴間	2,025円	23,550円
	小金井	9,656円	30,383円
	東京小平	2,864円	19,299円
	東京日野	5,773円	18,851円
	日野高幡	3,627円	17,434円
	東村山	2,139円	31,750円
	東京国分寺	4,499円	35,373円
	国立	3,897円	23,863円
	田無	3,462円	34,725円
	保谷	3,851円	21,092円
	福生	2,312円	21,241円
	狛江	3,442円	23,643円
	村山大和	2,521円	29,490円
	清瀬	2,656円	20,568円
	東久留米	2,895円	34,205円
	武蔵村山	3,348円	40,039円
	多摩	2,516円	21,918円
	稲城長沼	4,215円	13,205円
	稲城坂浜	3,804円	20,776円
	福生秋川	2,883円	24,762円
	福生羽村	5,844円	42,412円
	福生瑞穂	2,468円	18,156円
	福生日の出	1,283円	23,532円
	八王子恩方	2,803円	41,432円
	伊豆大島	278円	101,141円
	三宅島	133円	63,447円
	八丈島	398円	50,543円
	九段別棟	9,267円	102,393円
	五日市	1,768円	21,986円
	東京大崎2	11,936円	34,942円
	蔵前	3,347円	112,058円
	八王子下川口	1,486円	18,743円
	青梅吉野	2,042円	39,347円
	中ノ郷	116円	279,999円
	青梅小曾木	570円	22,926円
	青梅沢井	710円	81,940円
	福生松原	514円	25,144円
	青梅奥多摩	803円	27,015円
	青梅古里	725円	56,557円
	東江戸川別館	2,936円	25,044円
	津久井青野原	674円	18,005円
	新島	99円	64,110円
	神津島	94円	293,170円
	小笠原父島	488円	65,761円
神奈川県	相模原	1,315円	33,778円
	相模大野	2,833円	17,421円
	神奈川県橋本	3,870円	27,485円
	相模原田名	1,162円	15,291円
	相模原麻溝	1,546円	14,833円
	新相模原	2,357円	31,393円
	津久井城山	1,413円	24,183円
	津久井	785円	11,583円
	鶴見営業所2	3,710円	29,047円
	東寺尾	5,820円	15,935円
	松見	3,807円	46,463円
	横浜北	7,381円	38,968円
	神奈川県新町	2,088円	32,617円
	横浜中	3,008円	50,695円
	本牧	4,136円	24,461円
	横浜長者町	2,050円	37,631円
	横浜港	3,008円	57,121円
	横浜南	2,164円	30,635円
	保土ヶ谷	1,987円	32,592円
	希望が丘西谷	2,968円	17,155円
	横浜今井	2,712円	17,263円
	磯子	2,036円	38,693円
	杉田	8,728円	31,339円
	横浜金沢	1,584円	34,591円

	町田忠生	1,554円	28,094円
	町田北忠生	3,311円	44,700円
	町田鶴間	2,008円	23,242円
	小金井	9,348円	36,159円
	東京小平	3,002円	20,462円
	東京日野	5,289円	20,341円
	日野高幡	3,501円	22,601円
	東村山	1,950円	37,712円
	東京国分寺	4,502円	33,677円
	国立	3,959円	24,763円
	田無	3,556円	34,397円
	保谷	3,660円	21,549円
	福生	2,273円	22,217円
	狛江	3,358円	24,647円
	村山大和	2,523円	28,622円
	清瀬	2,675円	23,114円
	東久留米	2,774円	23,077円
	武蔵村山	2,703円	44,946円
	多摩	2,457円	23,243円
	稲城長沼	4,186円	13,864円
	稲城坂浜	2,822円	38,654円
	福生秋川	2,813円	27,975円
	福生羽村	5,182円	42,797円
	福生瑞穂	2,485円	17,960円
	福生日の出	1,217円	33,068円
	八王子恩方	2,727円	40,619円
	伊豆大島	273円	75,237円
	三宅島	120円	63,871円
	八丈島	381円	52,901円
	九段別棟	10,009円	107,516円
	五日市	1,743円	20,359円
	東京大崎2	12,464円	35,317円
	蔵前	3,365円	112,591円
	八王子下川口	1,442円	18,504円
	青梅吉野	1,928円	38,049円
	中ノ郷	81円	282,502円
	青梅小曾木	553円	23,738円
	青梅沢井	695円	99,649円
	福生松原	455円	23,942円
	青梅奥多摩	708円	28,513円
	青梅古里	576円	58,158円
	東江戸川別館	3,110円	25,141円
	津久井青野原	602円	17,695円
	新島	93円	62,909円
	神津島	74円	267,748円
	小笠原父島	461円	63,444円
神奈川県	相模原	1,319円	35,228円
	相模大野	2,925円	20,557円
	神奈川県橋本	4,364円	31,908円
	相模原田名	1,117円	25,454円
	相模原麻溝	1,525円	13,409円
	新相模原	2,107円	33,267円
	津久井城山	1,397円	23,044円
	津久井	769円	10,294円
	鶴見営業所2	3,767円	36,740円
	東寺尾	5,633円	16,649円
	松見	3,596円	45,934円
	横浜北	7,608円	41,659円
	神奈川県新町	2,050円	31,791円
	横浜中	3,214円	62,222円
	本牧	4,058円	25,001円
	横浜長者町	2,072円	42,611円
	横浜港	3,214円	64,286円
	横浜南	2,205円	40,314円
	保土ヶ谷	2,020円	41,589円
	希望が丘西谷	2,851円	17,774円
	横浜今井	2,640円	44,716円
	磯子	2,032円	45,240円
	杉田	8,387円	31,973円

港北NT	4,013円	51,769円
綱島	3,348円	41,904円
日吉	13,389円	37,028円
小机	5,165円	59,517円
東山田	4,897円	18,672円
戸塚	2,535円	42,534円
神奈川平戸	3,355円	22,901円
小雀	2,534円	30,386円
港南	3,187円	41,716円
港洋	6,089円	16,400円
希望が丘	2,728円	31,899円
神奈川若葉台	2,837円	27,416円
都岡	2,101円	26,794円
神奈川中山	4,399円	39,779円
美しが丘	4,319円	24,631円
長津田	4,896円	25,999円
谷本	6,449円	22,954円
荏田	7,254円	15,099円
すみよし台	7,062円	15,252円
瀬谷	2,273円	30,586円
戸塚本郷	1,871円	19,896円
神奈川泉	5,269円	77,857円
岡津	2,497円	36,308円
渡田	2,659円	32,504円
川崎臨港	3,010円	44,406円
川崎別館	2,815円	49,892円
幸	4,182円	21,202円
幸加瀬	3,149円	15,418円
川崎北	9,424円	33,868円
川崎北木月	5,060円	49,378円
溝ノ口	5,353円	43,006円
神奈川大塚	3,271円	33,367円
川崎北子母口	3,547円	47,899円
登戸	8,888円	36,804円
菅	2,718円	19,765円
川崎北菅生	2,318円	16,176円
登戸百合ヶ丘	3,363円	21,235円
柿生	4,236円	36,403円
横須賀南	1,935円	29,876円
衣笠	1,875円	54,260円
横須賀別館	1,367円	30,986円
追浜	1,577円	13,251円
南久里浜	1,374円	18,551円
武山	1,005円	12,187円
野比	1,823円	19,891円
平塚	2,971円	28,996円
平塚中里	2,146円	25,312円
田村	1,811円	18,880円
新金目	1,132円	17,750円
神奈川鎌倉	4,198円	30,103円
大船	3,938円	39,766円
鎌倉腰越	2,318円	36,012円
神奈川藤沢	2,099円	58,407円
藤沢支別棟C	2,099円	43,333円
長後営別棟	1,699円	34,630円
藤沢新辻堂	6,853円	32,920円
善行	2,402円	29,382円
御所見	784円	29,651円
大庭	2,026円	18,782円
小田原	1,073円	34,258円
国府津	2,228円	29,234円
小田原谷津	2,200円	18,793円
小田原橋	986円	47,343円
富水	727円	12,700円
茅ヶ崎	3,188円	30,534円
茅ヶ崎松林	2,511円	16,911円
逗子	3,359円	20,765円
神奈川三浦	724円	33,112円
南下浦3	1,021円	18,603円

横浜金沢	1,609円	35,391円
港北NT	3,958円	51,777円
綱島	3,268円	47,198円
日吉	13,815円	47,030円
小机	5,103円	63,306円
東山田	4,817円	19,005円
戸塚	2,531円	47,238円
神奈川平戸	3,359円	23,569円
小雀	2,489円	35,293円
港南	3,125円	42,795円
港洋	5,759円	15,599円
希望が丘	2,699円	38,868円
神奈川若葉台	2,530円	33,467円
都岡	2,057円	27,731円
神奈川中山	4,404円	45,215円
美しが丘	4,236円	23,497円
長津田	5,026円	32,934円
谷本	6,346円	29,798円
荏田	7,251円	15,501円
すみよし台	6,706円	17,654円
瀬谷	2,233円	30,481円
戸塚本郷	1,831円	23,893円
神奈川泉	5,206円	79,982円
岡津	2,521円	41,940円
渡田	2,561円	33,124円
川崎臨港	2,977円	44,195円
川崎別館	2,872円	51,837円
幸	4,281円	24,328円
幸加瀬	3,123円	18,141円
川崎北	9,778円	38,569円
川崎北木月	5,127円	54,633円
溝ノ口	5,532円	44,723円
神奈川大塚	3,244円	39,784円
川崎北子母口	3,554円	37,976円
登戸	9,351円	38,825円
菅	2,625円	20,601円
川崎北菅生	2,258円	15,755円
登戸百合ヶ丘	3,441円	22,044円
柿生	4,053円	36,865円
横須賀南	1,914円	29,382円
衣笠	1,832円	39,519円
横須賀別館	1,260円	34,122円
追浜	1,474円	13,610円
南久里浜	1,287円	22,995円
武山	876円	18,116円
野比	1,788円	24,195円
平塚	2,978円	29,311円
平塚中里	2,084円	25,251円
田村	1,777円	21,823円
新金目	1,017円	19,106円
神奈川鎌倉	4,279円	28,414円
大船	3,984円	39,804円
鎌倉腰越	2,168円	35,763円
神奈川藤沢	2,092円	51,177円
藤沢支別棟C	2,092円	42,470円
長後営別棟	1,690円	34,377円
藤沢新辻堂	6,822円	33,635円
善行	2,342円	55,737円
御所見	740円	29,508円
大庭	1,882円	22,618円
小田原	1,043円	44,653円
国府津	2,200円	29,029円
小田原谷津	2,163円	20,474円
小田原橋	892円	49,123円
富水	666円	15,716円
茅ヶ崎	3,186円	30,876円
茅ヶ崎松林	2,426円	16,941円
逗子	3,355円	18,262円
神奈川三浦	684円	41,108円

	秦野	862円	21,586円
	西秦野	1,446円	44,450円
	鶴巻	2,971円	33,472円
	北秦野	1,054円	43,604円
	厚木支別棟	1,825円	25,288円
	厚木岡田	1,561円	21,987円
	萩野	1,145円	17,573円
	依知	1,122円	20,870円
	愛名	833円	17,701円
	神奈川大和	1,387円	20,627円
	大和下鶴間	1,823円	21,899円
	桜ヶ丘	1,987円	16,834円
	伊勢原	2,103円	33,410円
	海老名	2,734円	27,464円
	中河内	1,611円	15,735円
	座間	1,632円	41,633円
	南足柄別館	1,118円	25,685円
	神奈川綾瀬	1,492円	43,751円
	神奈川葉山	2,137円	41,037円
	東葉山	1,857円	12,099円
	寒川	1,392円	14,644円
	大磯	2,203円	47,541円
	二宮	2,442円	18,174円
	神奈川中井	382円	45,719円
	松田	1,178円	23,943円
	神奈川山北	569円	54,076円
	箱根	580円	37,996円
	湯河原別館	943円	24,663円
	神奈川中津	909円	24,502円
	神奈川田浦	951円	38,428円
	愛川	526円	48,312円
	下曾我	1,072円	45,534円
	箱根町	857円	109,482円
	湯本	954円	70,907円
	真鶴	815円	44,692円
	八王子内郷	457円	28,428円
	八王子藤野	823円	19,464円
	松輪	811円	46,996円
	日吉営業所B	11,157円	78,103円
	仙石原	506円	154,444円
新潟県	関屋	956円	40,043円
	坂井輪	907円	18,273円
	新潟東	418円	41,638円
	小金	635円	26,450円
	山二ツ	872円	31,684円
	新潟	625円	33,966円
	長岡	404円	41,480円
	関原	314円	16,899円
	南長岡	312円	55,054円
	西長岡	646円	29,044円
	北長岡	359円	22,945円
	三条	532円	23,347円
	柏崎別	418円	32,811円
	新発田	335円	25,712円
	新津	372円	18,914円
	小千谷	401円	21,527円
	越後加茂	283円	28,521円
	十日町	473円	25,760円
	見附	284円	17,542円
	村上	474円	27,181円
	廿六木	445円	19,450円
	糸魚川別	498円	22,975円
	新井	249円	20,662円
	五泉西	385円	25,958円
	越後白根	537円	33,082円
	上越	373円	21,700円
	高田	404円	28,551円
	聖籠	118円	23,669円
	越後亀田	411円	20,646円

	南下浦3	973円	18,344円
	秦野	837円	24,937円
	西秦野	1,393円	45,328円
	鶴巻	2,685円	33,325円
	北秦野	1,014円	46,095円
	厚木支別棟	1,783円	31,350円
	厚木岡田	1,410円	22,902円
	萩野	1,077円	19,618円
	依知	1,077円	19,966円
	愛名	786円	36,005円
	神奈川大和	1,375円	19,846円
	大和下鶴間	1,759円	21,359円
	桜ヶ丘	1,952円	18,599円
	伊勢原	2,101円	34,466円
	海老名	2,883円	53,111円
	中河内	1,495円	19,270円
	座間	1,549円	40,606円
	南足柄別館	1,003円	25,200円
	神奈川綾瀬	1,429円	34,342円
	神奈川葉山	2,106円	41,584円
	東葉山	2,380円	16,548円
	寒川	1,352円	47,546円
	大磯	2,108円	49,400円
	二宮	2,239円	46,713円
	神奈川中井	361円	47,763円
	松田	1,133円	23,085円
	神奈川山北	525円	56,607円
	箱根	543円	39,327円
	湯河原別館	834円	24,709円
	神奈川中津	891円	26,281円
	神奈川田浦	929円	41,086円
	愛川	487円	50,295円
	下曾我	988円	47,845円
	箱根町	813円	112,560円
	湯本	806円	72,459円
	真鶴	761円	47,465円
	八王子内郷	434円	28,310円
	八王子藤野	739円	18,687円
	松輪	751円	48,815円
	日吉営業所B	11,513円	78,039円
	仙石原	580円	156,525円
新潟県	関屋	944円	34,879円
	坂井輪	819円	17,204円
	新潟東	430円	38,720円
	小金	644円	26,230円
	山二ツ	795円	31,379円
	新潟	599円	45,292円
	長岡	392円	44,389円
	関原	316円	17,278円
	南長岡	277円	58,334円
	西長岡	621円	31,093円
	北長岡	361円	22,422円
	三条	477円	22,162円
	柏崎別	384円	32,371円
	新発田	312円	27,469円
	新津	337円	19,929円
	小千谷	376円	20,754円
	越後加茂	273円	28,622円
	十日町	447円	25,966円
	見附	259円	17,831円
	村上	461円	27,782円
	廿六木	422円	19,317円
	糸魚川別	490円	21,148円
	新井	216円	20,838円
	五泉西	325円	36,187円
	越後白根	521円	43,885円
	上越	315円	21,410円
	高田	382円	35,006円
	聖籠	95円	23,981円

越後吉田	248円	26,815円
巻	459円	18,404円
南三条	219円	20,606円
越後湯沢	275円	27,272円
塩沢	324円	19,533円
六日町	619円	45,849円
越後大崎	149円	47,960円
安塚	48円	33,123円
佐和田南	365円	34,426円
両津	200円	16,883円
小出	393円	34,673円
内野交換所2	945円	59,348円
南新潟	190円	9,418円
与板	227円	11,182円
和島	94円	14,292円
第二三条	347円	18,380円
川東	51円	45,046円
紫雲寺	85円	15,037円
中条	270円	11,492円
大野町	445円	39,849円
松浜東	319円	33,283円
越後豊栄	502円	14,563円
石山東	808円	29,798円
下田第一	481円	19,581円
今町	390円	18,622円
水原	362円	58,599円
横越	328円	15,343円
分水	307円	28,036円
田上	181円	34,691円
寺泊	139円	11,171円
堀之内	310円	25,486円
村松	263円	20,260円
越後安田	258円	22,509円
小須戸	310円	19,790円
弥彦	305円	93,071円
岩室	125円	11,439円
越後荒川	220円	22,069円
津川	206円	28,313円
月岡	213円	38,022円
刈羽	403円	23,760円
千手	147円	26,024円
栃尾	359円	24,562円
越後曾根	208円	19,783円
月潟	83円	13,655円
越後三川	113円	46,175円
出雲崎	196円	14,606円
石打	251円	21,314円
津南	369円	36,542円
越後板倉	55円	42,168円
関川	225円	26,306円
新潟朝日	31円	22,619円
岩船	243円	12,896円
土市	175円	20,342円
京ヶ瀬	182円	39,073円
脇野町	215円	45,607円
越後川口	160円	20,243円
広神	130円	52,210円
土樽	146円	45,320円
越後大和	182円	17,549円
越後大湯	324円	18,978円
頸城	121円	42,828円
神林	74円	27,934円
菅谷	127円	22,051円
鯖石	163円	24,652円
太郎代	147円	25,659円
越路	342円	13,308円
能生	351円	27,112円
青海	195円	18,658円
妙高高原	178円	25,523円

越後亀田	410円	26,516円
越後吉田	234円	29,260円
巻	432円	18,775円
南三条	199円	20,720円
越後湯沢	257円	56,494円
塩沢	314円	19,308円
六日町	497円	46,068円
越後大崎	113円	47,059円
安塚	39円	32,594円
佐和田南	267円	32,141円
両津	168円	23,802円
小出	383円	29,948円
内野交換所2	946円	53,404円
南新潟	177円	32,088円
与板	213円	12,108円
和島	93円	43,490円
第二三条	316円	17,435円
川東	48円	41,471円
紫雲寺	82円	14,283円
中条	237円	10,172円
大野町	442円	38,921円
松浜東	295円	38,725円
越後豊栄	490円	14,759円
石山東	734円	29,510円
下田第一	428円	19,661円
今町	386円	19,245円
水原	354円	53,471円
横越	318円	15,706円
分水	297円	27,939円
田上	154円	32,760円
寺泊	149円	32,012円
堀之内	297円	25,142円
村松	251円	21,666円
越後安田	234円	44,664円
小須戸	299円	43,210円
弥彦	309円	115,016円
岩室	117円	10,715円
越後荒川	243円	46,421円
津川	181円	27,451円
月岡	202円	62,494円
刈羽	386円	22,822円
千手	135円	24,957円
栃尾	276円	26,371円
越後曾根	199円	40,738円
月潟	79円	96,041円
越後三川	95円	44,197円
出雲崎	181円	43,936円
石打	239円	20,734円
津南	345円	36,025円
越後板倉	48円	39,941円
関川	209円	27,385円
新潟朝日	29円	20,963円
岩船	228円	12,323円
土市	163円	19,622円
京ヶ瀬	164円	37,670円
脇野町	207円	44,181円
越後川口	136円	20,247円
広神	116円	52,116円
土樽	117円	43,322円
越後大和	170円	16,735円
越後大湯	308円	30,765円
頸城	108円	25,611円
神林	70円	27,591円
菅谷	88円	20,854円
鯖石	146円	23,309円
太郎代	136円	26,135円
越路	364円	12,403円
能生	331円	26,470円
青海	174円	18,484円

越後三和	114円	30,221円
越後小国	312円	21,421円
楡島	106円	43,374円
越後三国	56円	29,215円
越後松代	185円	20,919円
松之山	123円	32,711円
越後山北	504円	21,256円
越後片貝	289円	22,148円
乙	57円	32,751円
越後黒川	372円	10,392円
守門	100円	29,198円
城内	150円	22,841円
五日町	143円	39,931円
高柳	93円	35,497円
越後西山	106円	29,716円
越後中郷	79円	23,547円
妙高	198円	50,256円
梶屋敷	179円	43,897円
佐渡小木	366円	15,213円
佐渡相川	273円	13,542円
赤泊	83円	15,890円
佐渡金井	132円	22,340円
真野	158円	26,162円
名柄	119円	80,890円
栃尾南	44円	33,948円
越後野田	91円	38,822円
高士	110円	26,971円
越後築地	127円	37,279円
湯東	190円	18,035円
牧村	61円	44,456円
柿崎	175円	33,290円
越後吉川	155円	25,844円
赤倉	807円	24,193円
岩沢	322円	24,187円
秋山郷	24円	97,298円
佐渡畑野	183円	21,309円
羽茂	241円	16,639円
山梨県		
甲府	273円	35,670円
甲府北	951円	18,558円
甲府南	709円	50,719円
山梨吉田	609円	21,736円
都留	338円	32,609円
東山梨	376円	20,902円
大月局舎2	746円	18,123円
韭崎	498円	37,252円
勝沼	450円	32,599円
石和	3,759円	22,835円
鵜沢青柳	339円	14,217円
身延	326円	19,070円
新竜王	548円	65,343円
山梨昭和	434円	67,466円
田富	454円	40,703円
小笠原	381円	19,953円
忍野	362円	9,081円
山中湖	485円	13,563円
上野原局舎	430円	27,116円
敷島	564円	55,572円
塩山	381円	21,117円
春日居	275円	20,389円
市川大門	373円	18,685円
山梨白根	239円	17,446円
山梨双葉	402円	19,101円
山梨高根	283円	118,918円
長坂	126円	65,295円
山梨大泉	293円	140,913円
山梨曾根	278円	34,749円
小淵沢	129円	76,326円
河口湖	472円	63,308円
山梨八代	297円	11,022円

妙高高原	150円	25,890円
越後三和	102円	42,569円
越後小国	318円	19,869円
楡島	78円	26,980円
越後三国	32円	28,874円
越後松代	164円	20,202円
松之山	110円	31,739円
越後山北	381円	20,655円
越後片貝	275円	21,584円
乙	59円	32,148円
越後黒川	344円	9,739円
守門	87円	28,417円
城内	128円	22,557円
五日町	135円	73,630円
高柳	76円	34,115円
越後西山	91円	36,573円
越後中郷	75円	23,263円
妙高	178円	49,825円
梶屋敷	166円	42,915円
佐渡小木	305円	17,171円
佐渡相川	220円	13,865円
赤泊	56円	16,223円
佐渡金井	128円	21,457円
真野	147円	25,374円
名柄	105円	79,563円
栃尾南	32円	33,251円
越後野田	80円	36,728円
高士	81円	24,961円
越後築地	130円	25,388円
湯東	157円	17,258円
牧村	55円	42,276円
柿崎	165円	32,195円
越後吉川	137円	26,654円
赤倉	724円	23,894円
岩沢	283円	23,133円
秋山郷	12円	89,076円
佐渡畑野	190円	22,509円
羽茂	225円	16,414円
越後田沢	469円	35,676円
塩野町	186円	42,475円
新穂	279円	26,478円
山梨県		
甲府	254円	39,320円
甲府北	886円	18,762円
甲府南	684円	51,012円
山梨吉田	595円	26,339円
都留	277円	32,975円
東山梨	356円	23,005円
大月局舎2	740円	19,395円
韭崎	488円	37,259円
勝沼	429円	31,141円
石和	2,103円	23,841円
鵜沢青柳	335円	14,917円
身延	301円	18,847円
新竜王	480円	65,294円
山梨昭和	419円	41,009円
田富	435円	41,439円
小笠原	364円	19,828円
忍野	337円	8,678円
山中湖	411円	60,173円
上野原局舎	421円	29,014円
敷島	544円	55,350円
塩山	382円	21,391円
春日居	247円	104,786円
市川大門	368円	17,194円
山梨白根	231円	16,834円
山梨双葉	371円	101,171円
山梨高根	268円	116,634円
長坂	124円	66,630円
山梨大泉	244円	139,164円

	甲斐明野	292円	34,997円
	山梨一宮	247円	79,301円
	中富	300円	12,850円
	南部	546円	20,118円
	須玉	380円	35,290円
	白州	260円	19,052円
	下部	328円	59,689円
	大月東	688円	16,879円
	山梨六郷	354円	38,711円
	山梨清里	365円	21,503円
	鳴沢	87円	23,017円
	大目	346円	9,231円
	小沼	456円	14,019円
	田富局舎2	454円	57,742円
	牧丘	251円	27,450円
	山梨平野	235円	12,307円
	早川	116円	8,485円
長野県	信濃吉田	748円	52,928円
	後町	593円	31,369円
	南長野	520円	19,149円
	信濃古里	265円	17,301円
	大豆島	389円	19,910円
	村井	830円	17,742円
	西松本	225円	11,173円
	南松本	898円	24,133円
	信濃上田	440円	30,346円
	信濃大屋	512円	35,738円
	信濃塩田	578円	27,594円
	岡谷	323円	40,276円
	飯田	446円	30,350円
	信濃山本	353円	21,691円
	諏訪	398円	15,028円
	須坂	522円	20,470円
	小諸	247円	23,198円
	伊那	330円	29,861円
	駒ヶ根	407円	20,124円
	信濃中野	403円	37,642円
	信濃大町	245円	28,914円
	信濃茅野	355円	17,606円
	塩尻	691円	13,186円
	更埴	360円	9,913円
	信濃佐久	395円	26,552円
	岩村田	371円	22,701円
	軽井沢	1,684円	25,323円
	中軽井沢	274円	14,155円
	丸子	137円	15,816円
	東部	322円	16,362円
	下諏訪	513円	20,674円
	辰野	310円	19,623円
	箕輪	326円	27,636円
	豊科	482円	23,959円
	穂高	554円	12,757円
	白馬	198円	18,001円
	坂城	287円	19,107円
	戸倉上山田	390円	11,529円
	野沢温泉	113円	16,272円
	松本東館	713円	14,439円
	浅間	1,617円	15,368円
	信濃飯山	222円	10,965円
	御代田	237円	18,157円
信濃富士見	497円	16,586円	
信濃原	179円	16,065円	
信濃阿南	128円	23,052円	
木曾	271円	25,705円	
明科	365円	15,420円	
生坂	111円	75,039円	
波田	546円	15,365円	
信濃三郷	516円	11,026円	
信濃池田	198円	21,609円	

	山梨曾根	255円	33,794円
	小淵沢	122円	73,588円
	河口湖	458円	62,541円
	山梨八代	271円	9,969円
	甲斐明野	265円	31,763円
	山梨一宮	236円	47,207円
	中富	276円	11,978円
	南部	426円	19,648円
	須玉	370円	33,255円
	白州	223円	13,007円
	下部	277円	59,067円
	大月東	614円	15,789円
	山梨六郷	344円	37,690円
	山梨清里	358円	18,662円
	鳴沢	78円	22,639円
	大目	276円	8,233円
	小沼	435円	13,185円
	田富局舎2	435円	57,715円
	牧丘	223円	123,722円
	山梨平野	190円	11,253円
	早川	88円	7,504円
長野県	信濃吉田	735円	53,772円
	後町	579円	31,737円
	南長野	508円	44,029円
	信濃古里	212円	18,609円
	大豆島	336円	23,412円
	村井	831円	17,053円
	西松本	215円	10,804円
	南松本	842円	29,317円
	信濃上田	435円	33,000円
	信濃大屋	445円	21,755円
	信濃塩田	571円	27,117円
	岡谷	308円	36,430円
	飯田	409円	33,683円
	信濃山本	319円	20,049円
	諏訪	335円	18,418円
	須坂	524円	26,201円
	小諸	228円	23,535円
	伊那	326円	29,710円
	駒ヶ根	339円	18,474円
	信濃中野	405円	46,854円
	信濃大町	237円	25,483円
	信濃茅野	333円	21,102円
	塩尻	704円	13,031円
	更埴	364円	9,735円
	信濃佐久	368円	27,178円
	岩村田	362円	22,155円
	軽井沢	1,636円	21,668円
	中軽井沢	258円	20,576円
	丸子	133円	25,055円
	東部	284円	20,204円
	下諏訪	502円	28,646円
	辰野	285円	18,674円
	箕輪	316円	27,105円
	豊科	481円	28,607円
	穂高	543円	12,120円
	白馬	182円	17,781円
	坂城	279円	17,630円
	戸倉上山田	363円	21,020円
	野沢温泉	110円	14,659円
	松本東館	703円	22,622円
	浅間	1,586円	13,944円
	信濃飯山	200円	11,800円
	御代田	233円	17,744円
信濃富士見	457円	14,747円	
信濃原	209円	14,989円	
信濃阿南	108円	22,570円	
木曾	224円	26,132円	
明科	353円	14,740円	

神城	230円	20,066円
小布施	425円	26,467円
湯田中	333円	20,427円
信濃豊野	465円	34,242円
飯綱	317円	24,624円
平岡	166円	29,784円
上松	226円	20,731円
木曾橋川	307円	48,905円
四賀	251円	17,061円
梓川	219円	27,125円
小谷話交換	274円	38,338円
七二会	38円	13,853円
若穂	191円	28,508円
信濃松代	291円	19,341円
浦里	121円	58,456円
信濃常盤	66円	27,490円
臼田	216円	19,718円
高野町	127円	26,449円
野辺山	41円	18,869円
南軽井沢	144円	14,227円
望月	147円	44,903円
信濃芦田	74円	20,199円
信濃長門	91円	12,810円
真田	33円	23,829円
武石	77円	17,355円
青木	98円	57,586円
高遠	260円	13,785円
信濃小野	65円	29,832円
飯島	224円	26,797円
信濃宮田	217円	94,230円
信濃松川	265円	24,195円
市田	286円	17,928円
阿智	87円	20,935円
麻績	112円	17,804円
信濃山形	106円	17,509円
信濃朝日	94円	18,790円
信濃有明	295円	14,123円
木島平	32円	24,580円
信濃町	174円	18,759円
信濃牟礼	118円	24,610円
信濃栄	17円	38,835円
狐島	467円	26,247円
蓼科	381円	33,751円
竜丘	582円	16,238円
拇池高原	185円	37,263円
南蓼科	468円	65,679円
浅科	365円	20,194円
三岳	188円	78,403円
遠山	134円	31,025円
鬼無里	182円	37,474円
喬木	350円	58,749円
戸隠	127円	29,874円
高府	96円	13,843円
信州新町	505円	21,583円
信濃下条	164円	13,169円
信濃西条	340円	13,372円
信濃大桑	159円	13,131円
信濃中川	78円	28,774円
信濃豊田	389円	21,811円
信濃和田	219円	29,967円
菅平	232円	19,433円

生坂	99円	60,180円
波田	523円	14,885円
信濃三郷	498円	10,492円
信濃池田	187円	21,599円
神城	212円	19,070円
小布施	428円	21,756円
湯田中	319円	19,709円
信濃豊野	456円	33,068円
飯綱	218円	23,505円
平岡	146円	27,987円
上松	200円	18,247円
木曾橋川	275円	46,103円
四賀	220円	60,928円
梓川	200円	24,531円
小谷話交換	234円	23,732円
七二会	33円	12,932円
若穂	178円	28,819円
信濃松代	287円	18,057円
浦里	116円	33,457円
信濃常盤	60円	25,879円
臼田	211円	17,519円
高野町	116円	24,359円
野辺山	37円	17,840円
南軽井沢	117円	12,958円
望月	137円	42,538円
信濃芦田	69円	17,666円
信濃長門	89円	58,628円
真田	48円	21,609円
武石	70円	16,760円
青木	97円	33,147円
高遠	239円	14,538円
信濃小野	60円	27,964円
飯島	190円	23,864円
信濃宮田	187円	57,554円
信濃松川	247円	21,266円
市田	212円	16,457円
阿智	70円	20,223円
麻績	103円	16,961円
信濃山形	102円	15,803円
信濃朝日	86円	17,860円
信濃有明	275円	13,667円
木島平	24円	23,252円
信濃町	155円	17,974円
信濃牟礼	108円	22,970円
信濃栄	12円	31,500円
狐島	384円	25,783円
蓼科	306円	22,107円
竜丘	537円	15,502円
拇池高原	143円	35,423円
南蓼科	320円	64,831円
浅科	349円	18,142円
三岳	158円	65,456円
遠山	109円	27,874円
鬼無里	148円	23,364円
喬木	278円	56,553円
戸隠	112円	29,443円
高府	84円	12,931円
信州新町	453円	20,761円
信濃下条	144円	59,086円
信濃西条	304円	12,264円
信濃大桑	136円	12,882円

南木管	246円	22,871円
八千穂	274円	51,749円
北御牧	364円	13,351円
野尻湖	394円	35,605円
藪原	255円	61,960円

信濃中川	67円	27,869円
信濃豊田	360円	19,927円
信濃和田	201円	16,847円
菅平	211円	18,868円
南木管	204円	21,578円
八千穂	246円	37,971円
北御牧	348円	12,716円
野尻湖	272円	34,366円
藪原	219円	36,620円

第2 とう道又は管路に係る負担額
 2 とう道又は管路に係る料金額
 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	39,353 円
青森県	27,408 円
岩手県	94,209 円
宮城県	60,121 円
秋田県	32,646 円
山形県	55,055 円
福島県	44,667 円
茨城県	43,459 円
栃木県	54,583 円
群馬県	38,274 円
埼玉県	50,308 円
千葉県	42,904 円
東京都	66,700 円
神奈川県	77,478 円
新潟県	47,708 円
山梨県	29,586 円
長野県	38,539 円

2-2 管路に係る料金額

第2 とう道又は管路に係る負担額
 2 とう道又は管路に係る料金額
 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	43,225 円
青森県	31,506 円
岩手県	110,819 円
宮城県	67,969 円
秋田県	38,084 円
山形県	61,491 円
福島県	49,309 円
茨城県	45,288 円
栃木県	63,394 円
群馬県	43,861 円
埼玉県	52,980 円
千葉県	46,735 円
東京都	73,323 円
神奈川県	85,029 円
新潟県	54,810 円
山梨県	32,534 円
長野県	46,492 円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	171 円
青森県	168 円
岩手県	242 円
宮城県	281 円
秋田県	183 円
山形県	163 円
福島県	232 円
茨城県	213 円
栃木県	242 円
群馬県	242 円
埼玉県	257 円
千葉県	227 円
東京都	450 円
神奈川県	357 円
新潟県	225 円
山梨県	277 円
長野県	194 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額644円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	188 円
青森県	191 円
岩手県	290 円
宮城県	321 円
秋田県	207 円
山形県	183 円
福島県	257 円
茨城県	226 円
栃木県	269 円
群馬県	271 円
埼玉県	277 円
千葉県	246 円
東京都	495 円
神奈川県	391 円
新潟県	254 円
山梨県	307 円
長野県	211 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額615円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額
2 負担額

区分			単位	負担額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(ア) 当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	285 円	_____
		(イ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	292 円	
		(ロ) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	285 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1 光信号引込等設備ごとに月額	56 円	_____

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (15,894 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区分	内容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	7,528 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	223 円

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額
2 負担額

区分			単位	負担額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(ア) 当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	287 円	_____
		(イ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	294 円	
		(ロ) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	287 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1 光信号引込等設備ごとに月額	50 円	_____

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (16,063 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区分	内容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	7,986 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	238 円

別表 1～別表 3 (略)

別表 4 違約金

第 1～第 3 (略)

第 4 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金

区 分	違約金の額
(1) (略)	(略)
(2) 接続申込者が、第 78 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金	その申込みに係る設備使用料（受発電設備に係るものを除き、設置の申込みを撤回した相互接続点が MDF に係るものである場合の料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2-1-1-1 第 4 欄ア欄（イ）②A に規定する料金額を含みます。）の 6.4 ヶ月分に相当する額

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	2,238 円	_____

別表 1～別表 3 (略)

別表 4 違約金

第 1～第 3 (略)

第 4 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金

区 分	違約金の額
(1) (略)	(略)
(2) 接続申込者が、第 78 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金	その申込みに係る設備使用料（受発電設備に係るものを除き、設置の申込みを撤回した相互接続点が MDF に係るものである場合の料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2-1-1-1 第 4 欄ア欄（イ）①に規定する料金額を含みます。）の 6.4 ヶ月分に相当する額

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	1,917 円	_____

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により協定事業者が利用している通信路設定伝送機能（一般専用に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金額を適用します。

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1 回線ごとに月額

区分	料金額		備考
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能 専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの 12,521円	11,482円	

イ. 加算料

1 回線ごとに月額

区分	料金額		備考
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）

この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	380円	2,612円	
-----------	---	-----------------------	------	--------	--

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	10,798円

附 則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）

1 （略）
（経過措置）

4 （略）
（1）適用 （略）

（2）料金額

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。）	最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの イ 保守の区別がタイプ1-2のもの
			3,000円

附 則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）

1 （略）
（経過措置）

2 （略）
（1）適用 （略）

（2）料金額

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。）	最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの イ 保守の区別がタイプ1-2のもの
			4,661円

	の相互変換を行う機能		ウ アイ以外のもの	3,090円	
--	------------	--	-----------	--------	--

附 則（平成29年4月14日東相制第16-00080号）

1～2 （略）

（通信路設定伝送機能及びデータ伝送機能に係る経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している通信路設定伝送機能（2-6-1-1ウ欄及び2-6-1-2ウ欄に係るものに限ります。）並びにデータ伝送機能に係る第3条（用語の定義）第1項第33欄、第64条（定額制の網使用料の支払義務）第1項第2号、第2項及び第3項、第68条（手続費の支払義務）第1項第31号、料金表第1表第1（網使用料）1（適用）第7欄、第10欄ウ欄、第10-3欄、第12-2欄、第26欄ア欄及びイ（イ）欄、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-12-1ウ欄、第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第63欄、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第31欄並びに2-2（2-1以外の手続費）第10欄等の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金額を適用します。

ただし、網改造料の料金額については支払義務の発生する事業年度に適用する取得固定資産価額の算定に係る比率及び年額料金の算定に係る比率を用いて算定し、手続費 2（手続費の額）2-1（手続費）第31欄の手続費の額については支払義務の発生する事業年度に適用する手続費の額を適用し、2-2（2-1以外の手続費）第10欄の手続費の額については、支払義務の発生する事業年度に適用する作業単金及び貸倒率を用いて算定します。

	の相互変換を行う機能		ウ アイ以外のもの	4,801円	
--	------------	--	-----------	--------	--

附 則（平成29年4月14日東相制第16-00080号）

1～2 （略）

（通信路設定伝送機能及びデータ伝送機能に係る経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している通信路設定伝送機能（2-6-1-1ウ欄及び2-6-1-2ウ欄に係るものに限ります。）並びにデータ伝送機能に係る第3条（用語の定義）第1項第33欄、第64条（定額制の網使用料の支払義務）第1項第2号、第2項及び第3項、第68条（手続費の支払義務）第1項第31号、料金表第1表第1（網使用料）1（適用）第7欄、第10欄ウ欄、第10-3欄、第12-2欄、第26欄ア欄及びイ（イ）欄、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-12-1ウ欄、第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第63欄、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第31欄並びに2-2（2-1以外の手続費）第10欄等の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金額を適用します。

ただし、網改造料の料金額については支払義務の発生する事業年度に適用する取得固定資産価額の算定に係る比率及び年額料金の算定に係る比率を用いて算定し、手続費 2（手続費の額）2-1（手続費）第31欄の手続費の額については支払義務の発生する事業年度に適用する手続費の額を適用し、2-2（2-1以外の手続費）第10欄の手続費の額については、支払義務の発生する事業年度に適用する作業単金及び貸倒率を用いて算定します。

(1) 通信路設定伝送機能
ア 基本料

区分	1回線ごとに月額		備考	
	料金額	右欄以外の場 合		
通信路設定伝送機能 専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	353,068円	344,841円
		セカンドクラスのもの	312,092円	308,212円
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	318,325円	314,367円
		保守の別がタイプ1-2のもの	330,790円	326,677円
		保守の別が上記以外のもの	312,092円	308,212円
		エコノミークラスのもの	318,325円	314,367円
	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-2のもの	330,790円	326,677円
		クラスが下記以外のもの	399,888円	384,464円
		セカンドクラスのもの	340,500円	332,740円
		保守の別がタイプ1-2のもの	347,301円	339,385円
	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	360,903円	352,676円
		保守の別がタイプ1-2のもの	340,500円	332,740円
		保守の別が上記以外のもの	347,301円	339,385円
		エコノミークラスのもの	360,903円	352,676円
	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	486,838円	458,049円
		保守の別がタイプ1-2のもの	391,006円	376,456円
		保守の別がタイプ1-2のもの	398,818円	383,975円
		保守の別が上記以外のもの	414,440円	399,016円
	5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	385,752円	372,172円
		保守の別がタイプ1-2のもの	393,456円	379,606円
保守の別がタイプ1-2のもの		408,869円	394,475円	
保守の別が上記以外のもの		573,794円	531,635円	
6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	441,512円	420,172円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	450,331円	428,566円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	467,976円	445,355円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	436,258円	415,888円	
7.0Mbit/sを超えて1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-1のもの	444,973円	424,196円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	462,406円	440,814円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	654,053円	599,559円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	485,708円	458,548円	
8.0Mbit/sを超えて1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-2のもの	495,414円	467,709円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	514,822円	486,033円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	475,200円	449,980円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	484,693円	458,970円	
9.0Mbit/sを超えて1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-2のもの	503,686円	476,951円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	720,939円	656,164円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	527,792円	494,812円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	538,338円	504,699円	
10.0Mbit/sを超えて1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-2のもの	559,429円	524,473円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	512,030円	481,960円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	522,259円	491,590円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	542,723円	510,850円	
11.0Mbit/sを超えて1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-1のもの	794,513円	718,428円	
	セカンドクラスのもの	576,186円	536,416円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	587,701円	547,135円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	610,733円	568,574円	
12.0Mbit/sを超えて1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-2のもの	555,170円	519,280円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	566,264円	529,656円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	588,454円	550,409円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	27,513円	23,285円	
13.0Mbit/sを超えて1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-1のもの	22,138円	18,851円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	22,576円	19,228円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	23,464円	19,983円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	15,093円	13,107円	
14.0Mbit/sを超えて1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-1のもの	15,393円	13,369円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	15,997円	13,894円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	2,005,153円	1,742,960円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	1,550,168円	1,365,868円	
15.0Mbit/sを超えて1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-2のもの	1,581,164円	1,393,176円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	1,643,152円	1,447,793円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	1,219,166円	1,095,976円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	1,243,537円	1,117,886円	
16.0Mbit/sを超えて1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-1のもの	1,292,286円	1,161,707円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	4,528円	4,595円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	6,361円	5,343円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	4,486円	5,449円	
17.0Mbit/sを超えて1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-2のもの	6,739円	5,664円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	3,021円	2,621円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	3,080円	2,673円	

(1) 通信路設定伝送機能
ア 基本料

区分	1回線ごとに月額		備考	
	料金額	右欄以外の場 合		
通信路設定伝送機能 専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	617,441円	611,456円
		セカンドクラスのもの	557,654円	554,830円
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	568,801円	565,919円
		保守の別がタイプ1-2のもの	591,091円	588,098円
		保守の別がタイプ1-1のもの	557,654円	554,830円
		保守の別がタイプ1-2のもの	568,801円	565,919円
	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-2のもの	591,091円	588,098円
		クラスが下記以外のもの	674,943円	663,716円
		セカンドクラスのもの	593,252円	587,604円
		保守の別がタイプ1-2のもの	605,107円	599,348円
	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	628,824円	622,839円
		保守の別がタイプ1-1のもの	593,252円	587,604円
		保守の別がタイプ1-2のもの	605,107円	599,348円
		保守の別がタイプ1-2のもの	628,824円	622,839円
	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	781,721円	760,768円
		保守の別がタイプ1-1のもの	656,699円	646,109円
		保守の別がタイプ1-2のもの	666,825円	659,024円
		保守の別がタイプ1-2のもの	696,081円	684,854円
	5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	650,484円	640,600円
		保守の別がタイプ1-2のもの	663,489円	653,405円
保守の別がタイプ1-2のもの		689,494円	679,015円	
保守の別がタイプ1-1のもの		896,720円	865,287円	
6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	セカンドクラスのもの	721,680円	706,148円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	736,107円	720,264円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	764,961円	748,496円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	715,465円	700,639円	
7.0Mbit/sを超えて1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-2のもの	729,766円	714,645円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	758,372円	742,656円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	995,284円	954,873円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	772,378円	757,610円	
8.0Mbit/sを超えて1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-2のもの	792,918円	772,755円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	823,986円	803,045円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	771,163円	752,101円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	786,577円	767,136円	
9.0Mbit/sを超えて1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-2のもの	817,411円	797,206円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	1,077,427円	1,029,530円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	830,008円	806,004円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	846,600円	822,117円	
10.0Mbit/sを超えて1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-2のもの	879,785円	854,343円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	817,578円	794,986円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	833,924円	801,879円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	866,610円	842,664円	
11.0Mbit/sを超えて1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-1のもの	1,167,778円	1,111,651円	
	セカンドクラスのもの	890,387円	861,441円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	908,188円	878,662円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	943,791円	913,106円	
12.0Mbit/sを超えて1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-1のもの	871,724円	844,914円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	889,170円	861,805円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	924,028円	895,588円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	36,404円	33,086円	
13.0Mbit/sを超えて1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-1のもの	29,115円	26,580円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	29,700円	27,112円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	30,860円	28,175円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	20,500円	18,943円	
14.0Mbit/sを超えて1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-1のもの	20,907円	19,322円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	21,728円	20,080円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	2,769,497円	2,567,439円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	2,171,487円	2,030,993円	
15.0Mbit/sを超えて1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-2のもの	2,214,908円	2,071,606円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	2,301,755円	2,152,831円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	1,773,727円	1,678,417円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	1,809,195円	1,711,978円	
16.0Mbit/sを超えて1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-1のもの	1,880,128円	1,779,101円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	7,731円	7,026円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	8,684円	7,860円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	8,855円	8,018円	
17.0Mbit/sを超えて1.0Mbit/sごとに	保守の別がタイプ1-1のもの	9,203円	8,331円	
	保守の別がタイプ1-1のもの	4,368円	4,036円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	4,454円	4,117円	

			保守の区別が上記以外のもの	3,201円	2,779円
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,466,663円	2,133,528円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,090,638円	1,820,008円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,132,442円	1,856,399円	
		保守の区別が上記以外のもの	2,216,049円	1,929,181円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,475,920円	1,318,780円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,505,428円	1,345,146円	
		保守の区別が上記以外のもの	1,564,449円	1,397,879円	

			保守の区別が上記以外のもの	4,630円	4,278円
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,426,611円	3,164,685円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,909,492円	2,699,104円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,967,677円	2,753,079円	
		保守の区別が上記以外のもの	3,084,041円	2,861,029円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,145,047円	2,021,497円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,187,941円	2,061,920円	
		保守の区別が上記以外のもの	2,273,729円	2,142,766円	

イ 加算料

イ 加算料

区分		料金額		備考		
		通信路設定伝送料	相互接続点が当機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,020円	36,328円	
			セカンドクラスのもの	480円	17,136円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	490円	17,479円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	510円	18,164円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	480円	17,136円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	490円	17,479円	
			保守の区別が上記以外のもの	510円	18,164円	
			1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,910円	68,116円
			セカンドクラスのもの	960円	34,272円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	980円	34,957円	
			保守の区別が上記以外のもの	1,020円	36,328円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	960円	34,272円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	980円	34,957円	
			保守の区別が上記以外のもの	1,020円	36,328円	
			2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	3,560円	127,149円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,800円	64,260円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,840円	65,545円	
			保守の区別が上記以外のもの	1,910円	68,116円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,680円	59,976円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,710円	61,176円	
			保守の区別が上記以外のもの	1,780円	63,575円	
			3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	5,220円	186,183円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,640円	94,248円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,690円	96,133円	
			保守の区別が上記以外のもの	2,800円	99,903円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,520円	89,964円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,570円	91,763円	
			保守の区別が上記以外のもの	2,670円	95,362円	
4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	6,740円	240,675円			
セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,360円	119,952円			
保守の区別がタイプ1-2のもの	3,430円	122,351円				
保守の区別が上記以外のもの	3,560円	127,149円				
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,120円	111,384円			
保守の区別がタイプ1-2のもの	3,180円	113,612円				
保守の区別が上記以外のもの	3,310円	118,067円				
5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	8,010円	286,086円			
セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,080円	145,656円			
保守の区別がタイプ1-2のもの	4,160円	148,569円				
保守の区別が上記以外のもの	4,320円	154,395円				
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,720円	132,804円			
保守の区別がタイプ1-2のもの	3,790円	135,460円				
保守の区別が上記以外のもの	3,940円	140,772円				
6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7)	6.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	9,410円	336,037円	
			セカンドクラスのもの	4,920円	175,644円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	5,020円	179,157円	
			保守の区別が上記以外のもの	5,220円	186,183円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,440円	158,508円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	4,530円	161,678円	
			保守の区別が上記以外のもの	4,710円	168,018円	
			クラスが下記以外のもの	520円	18,680円	
			セカンドクラスのもの	410円	14,507円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	410円	14,797円	
			保守の区別が上記以外のもの	430円	15,378円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	250円	8,763円
保守の区別がタイプ1-2のもの	250円	8,938円				
保守の区別が上記以外のもの	260円	9,289円				
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7)	50.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	32,440円	1,157,965円	
			セカンドクラスのもの	22,800円	813,960円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	23,260円	830,239円	
			保守の区別が上記以外のもの	24,170円	862,798円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	15,240円	544,068円
保守の区別がタイプ1-2のもの	15,540円	554,949円				

区分		料金額		備考		
		通信路設定伝送料	相互接続点が当機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,880円	46,716円	
			セカンドクラスのもの	1,360円	22,036円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	1,390円	22,477円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,440円	23,358円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,360円	22,036円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,390円	22,477円	
			保守の区別が上記以外のもの	1,440円	23,358円	
			1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	5,410円	87,593円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,720円	44,072円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,770円	44,953円	
			保守の区別が上記以外のもの	2,880円	46,716円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,720円	44,072円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,770円	44,953円	
			保守の区別が上記以外のもの	2,880円	46,716円	
			2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	10,090円	163,507円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	5,100円	82,635円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	5,200円	84,288円	
			保守の区別が上記以外のもの	5,410円	87,593円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,760円	77,126円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	4,860円	78,669円	
			保守の区別が上記以外のもの	5,050円	81,754円	
			3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	15,140円	245,261円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	7,480円	121,198円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	7,630円	123,622円	
			保守の区別が上記以外のもの	7,930円	128,470円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	7,140円	115,689円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	7,280円	118,003円	
			保守の区別が上記以外のもの	7,570円	122,630円	
4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	19,460円	315,335円			
セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	9,520円	154,252円			
保守の区別がタイプ1-2のもの	9,710円	157,337円				
保守の区別が上記以外のもの	10,090円	163,507円				
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	9,180円	148,743円			
保守の区別がタイプ1-2のもの	9,360円	151,718円				
保守の区別が上記以外のもの	9,730円	157,668円				
5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	23,070円	373,731円			
セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	11,560円	187,306円			
保守の区別がタイプ1-2のもの	11,790円	191,052円				
保守の区別が上記以外のもの	12,250円	198,544円				
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	10,880円	176,288円			
保守の区別がタイプ1-2のもの	11,100円	179,814円				
保守の区別が上記以外のもの	11,530円	186,865円				
6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7)	6.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	27,030円	437,966円	
			セカンドクラスのもの	13,940円	225,869円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	14,220円	230,386円	
			保守の区別が上記以外のもの	14,780円	239,421円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	12,920円	209,342円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	13,180円	213,529円	
			保守の区別が上記以外のもの	13,700円	221,903円	
			クラスが下記以外のもの	1,600円	25,880円	
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,220円	19,782円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,250円	20,178円	
			保守の区別が上記以外のもの	1,290円	20,969円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	750円	12,145円
保守の区別がタイプ1-2のもの	760円	12,388円				
保守の区別が上記以外のもの	790円	12,874円				
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7)	50.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	97,310円	1,576,676円	
			セカンドクラスのもの	67,660円	1,096,291円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	69,010円	1,118,217円	
			保守の区別が上記以外のもの	71,720円	1,162,068円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	45,900円	743,715円
保守の区別がタイプ1-2のもの	46,820円	758,589円				

		保守の区別が上記以外のもの	16,150円	576,712円
(イ) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	100円	3,686円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	130円	4,486円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	130円	4,575円
		保守の区別が上記以外のもの	130円	4,755円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	50円	1,764円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	50円	1,799円
		保守の区別が上記以外のもの	50円	1,870円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	41,210円	1,471,297円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	33,480円	1,195,236円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	34,150円	1,219,141円
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	35,490円	1,266,950円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	19,440円	694,008円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	19,830円	707,888円
		保守の区別が上記以外のもの	20,610円	735,648円

		保守の区別が上記以外のもの	48,650円	788,338円
(イ) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	340円	5,496円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	400円	6,416円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	400円	6,545円
		保守の区別が上記以外のもの	420円	6,801円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	160円	2,592円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	160円	2,644円
		保守の区別が上記以外のもの	170円	2,748円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	126,140円	2,043,839円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	101,320円	1,641,682円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	103,350円	1,674,516円
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	107,400円	1,740,183円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	59,500円	964,075円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	60,690円	983,357円
		保守の区別が上記以外のもの	63,070円	1,021,920円

(2) データ伝送機能

ア 基本料

		1回線ごとに月額			
区分		料金額	備考		
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置を除きます。)により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	8,919円	-
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	16,632円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	24,345円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	32,058円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	47,484円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	62,910円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	109,188円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	217,170円	
	クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	22,109円	
			最低伝送速度が300Kbit/sのもの	42,471円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	30,593円	
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	73,554円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	59,516円	
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	127,854円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	87,745円	
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	191,178円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	114,895円	
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	254,500円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	140,272円	
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	313,351円	
上限伝送速度が6Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	162,099円			
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	372,124円			
上限伝送速度が7Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	181,768円			
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	426,424円			
上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	195,806円			
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	480,724円			
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	209,920円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	525,922円			
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	223,957円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	571,196円			

(2) データ伝送機能

ア 基本料

		1回線ごとに月額			
区分		料金額	備考		
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置を除きます。)により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	17,789円	-
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	33,636円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	49,483円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	65,330円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	97,024円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	128,718円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	239,647円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	445,658円	
	クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	49,007円	
			最低伝送速度が300Kbit/sのもの	88,784円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	73,413円	
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	155,817円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	138,860円	
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	290,517円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	206,209円	
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	415,549円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	270,231円	
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	540,580円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	328,866円	
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	675,280円	
上限伝送速度が6Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	382,904円			
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	809,979円			
上限伝送速度が7Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	431,555円			
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	925,347円			
上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	466,576円			
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	1,040,871円			
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	503,975円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	1,137,063円			
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	541,534円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	1,233,254円			

イ 加算料

区分		1回線ごとに月額			
		料金額	備考		
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	2,250円		
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	4,500円		
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	6,750円		
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	9,000円		
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	13,500円		
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	18,000円		
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	31,500円		
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	63,000円		
		クラス 1の もの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	6,098円
				最低伝送速度が300Kbit/sのもの	12,038円
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの	8,573円	
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	21,105円	
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	17,010円	
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	36,945円	
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	25,245円	
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	55,418円	
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	33,165円	
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	73,890円	
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	40,568円	
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	91,058円	
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの		最低伝送速度が600Kbit/sのもの	46,935円	
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの	108,203円	
	上限伝送速度が7Mbit/sのもの		最低伝送速度が700Kbit/sのもの	52,673円	
			最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	124,043円	
	上限伝送速度が8Mbit/sのもの		最低伝送速度が800Kbit/sのもの	56,768円	
		最低伝送速度が4Mbit/sのもの	139,883円		
	上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	60,885円		
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	153,068円			
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	64,980円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	166,275円			

イ 加算料

区分		1回線ごとに月額			
		料金額	備考		
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	4,970円		
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	9,940円		
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	14,910円		
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	19,880円		
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	29,820円		
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	39,760円		
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	74,550円		
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	139,160円		
		クラス 2の もの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	14,761円
				最低伝送速度が300Kbit/sのもの	27,236円
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの	22,415円	
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	48,259円	
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	42,941円	
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	90,504円	
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	64,063円	
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	129,717円	
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	84,142円	
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	168,930円	
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	102,531円	
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	211,175円	
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの		最低伝送速度が600Kbit/sのもの	119,479円	
			最低伝送速度が3Mbit/sのもの	253,420円	
	上限伝送速度が7Mbit/sのもの		最低伝送速度が700Kbit/sのもの	134,737円	
			最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	289,602円	
	上限伝送速度が8Mbit/sのもの		最低伝送速度が800Kbit/sのもの	145,720円	
		最低伝送速度が4Mbit/sのもの	325,833円		
	上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	157,450円		
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	356,001円			
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	169,229円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	386,169円			

(接続料金等の実績に基づく精算用単金)

4 第74条の2(手続費の実績に基づく精算)の規定により精算を行う平成27年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分			単 位	料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供 手続費			1件ごとに	15.62円	
優先接続受付手続費			1変更ごとに	39円	
光回線設備 線路条件調 査費	ウ欄	(7)基本額	1番号ごとの1成功検 索ごとに	7円	
		(イ)加 算額		1円	
		①		2円	
光配線区域 情報調査費	ア欄		1通信用建物ごとに	77,095円	
	イ欄		1通信用建物ごとに	1,193円	
ルーティン グ番号登録 工事等受付 手続費	ア欄		1件ごとに	33円	
	イ欄		1件ごとに	86円	
同一番号移 転可否情報 調査費	ア欄		1電気通信番号ごとの 1件ごとに	654円	
	イ欄		1電気通信番号ごとの 1件ごとに	228円	

附 則(平成30年6月15日東相制第17-00122号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成30年6月15日から実施し、料金表の料金額、工事費の額、手続費の額、比率及び負担額、別表5の精算額並びに附則(平成26年4月9日東相制第13-0106号)の料金額、附則(平成29年4月14日東相制第16-00080号)の料金額、第2項、第3項の料金額、第4項及び第5項については、平成30年4月1日に遡及して適用します。

(調整額の算定に係る経過措置)

2 料金表第1表第2(網改造料)2-1(算出式)の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第3表第1(通信用建物に係る負担額)1(算出式)の規定に基づき、料金表第1表第2(網改造料)2-1(算出式)に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額(平成30年度に適用するものに限ります。)については、利益対応税率を0.4282として算定します。

(ルーティング伝送機能に係る経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用しているルーティング伝送機能(2-1-3第3欄エ欄に係るものに限ります。)の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金表を適用します。

区 分	単 位	料金額	備 考
-----	-----	-----	-----

特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	A T Mインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	119,482円	—
----------------------	---	---------------------------	-----------	----------	---

(電力設備等に係る設備使用料に係る経過措置)

- 4 当社は、料金表第3表第1(通信用建物に係る負担額)1(算出式)(2)に規定する設備使用料について、平成28年度期首時点において法定耐用年数を経過し減価償却費が発生していない設備の残存価額を一括して減価償却費として費用計上したことに伴い、当該費用を除却損とみなして平成30年度及び平成31年度に適用される設備管理運営費比率の原価にその2分の1ずつを加えて算定するものとし、上の設備管理運営費比率については、平成30年度及び平成31年度に適用する設備使用料の年額料金の算定に用いる調整額にのみ適用するものとし、平成30年度に適用する具体的な比率は0.034とします。
- 5 この改正規定実施前に、協定事業者が料金表第3表第1(通信用建物に係る負担額)1(算出式)(2)に規定する設備使用料の年額料金(耐用年数経過前のものに限ります。)を負担している場合は、設備使用料に係る設備管理運営費における減価償却費について、法定耐用年数経過後も、当該設備の残存価額が0円となるまで、耐用年数経過前まで負担していた年額料金における減価償却費を上回らない範囲で減価償却費を負担するものとし、平成30年度に適用する具体的な比率は0.034とします。

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

- 6 第74条の2(手続費の実績に基づく精算)の規定により精算を行う平成28年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分			単 位	料金額	備 考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費			1件ごとに	19.34円	—
優先接続受付手続費			1変更ごとに	50円	—
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 基本額	1番号ごとの1成功検索ごとに	79円	—
		(イ) ①		8円	
		加算額 ②		15円	
光配線区域情報調査費	ア欄		1通信用建物ごとに	8,738円	—
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄		1件ごとに	33円	—
	イ欄		1件ごとに	80円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄		1電気通信番号ごとの1件ごとに	657円	—
	イ欄		1電気通信番号ごとの1件ごとに	223円	

(手続費の遡及適用)

7 料金表第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)2(手続費の額)2-1(手続費)第35欄に規定する手続費は、平成29年4月14日から平成30年3月31日までの期間について、以下の料金額を適用します。

<u>区 分</u>	<u>単 位</u>		<u>料金額</u>	<u>備考</u>
光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	1 調査ごと に	平日昼間	7,459 円	—
		土日祝日	8,908 円	
		昼間		

技術的条件集 形態別技術的条件 形態 9 端末回線 MDF 接続インタフェース (DSL 用インタフェース)
(略)

(インタフェース仕様)

第 96 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 24.4 又は当社が設置する局内スプリッタを使用する場合は、別表 24.5 に示すとおりとします。

(略)

技術的条件集別表 24.5 DSL インタフェース仕様 (局内インタフェース 3)

1 インタフェース条件

1.1 物理的条件

本インタフェースに適用する物理的条件の主要諸元を表 1.1 に示す。

表 1.1 主要諸元

項番	項目	規格
1	ケーブル	平衡対ケーブル (0.4mm~0.5mmφ単線)
2	コネクタ	2W端子板

1.2 電気的条件

ITU-T 勧告 G.992.2 Annex C1 に規定されている ADSL 方式の電気的な条件 (信号電力に関する電気特性)

であって本別表が規定する電気的な条件は、技術的条件集別表 24.9 に示すとおりとする。

ただし、DSL サービスと重畳する電話サービスの主要諸元は表 1.2 に示すとおりとする。

表 1.2 主要諸元

項番	項目	規格
1	伝送方式	アナログ電話方式
2	入出力信号	事業用電気通信設備規則 (昭和六十年郵政省令第三十号昭和六十年四月一日施行) に基づくアナログ電話用設備の信号 (当社の使用する入出力信号)
3	送出電力	端末設備等規則 (昭和六十年郵政省令第三十一号昭和六十年四月一日施行) 第 14 条に示す送出電力

1.3 警報条件

協定事業者の使用する入出力信号に対し、当社は警報の検出・発出は行わない。

2 当社の電話品質の保証のための条件

2.1 伝送特性

ITU 勧告 G.992.1 Annex E Type4 に準拠した特性とする。

2.2 過電圧・過電流防護

当社の建物内に設置する協定事業者の通信設備からの過電圧・過電流は、ITU 勧告 K.20 に準拠した装置に損傷を与えないこと。

技術的条件集 形態別技術的条件 形態 9 端末回線 MDF 接続インタフェース (DSL 用インタフェース)
(略)

(インタフェース仕様)

第 96 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 24.4 に示すとおりとします。

(略)

技術的条件集別表 24.5 削除

3 各電気通信回線の共存のための条件

技術的条件集別表 24.9 に示すとおりとする。